日中の研究者の交流状況に関する現状及び動向調査

報告書

平成 21 年 4 月

独立行政法人科学技術振興機構　中国総合研究センター

China Research Center, Japan Science and Technology Agency

注：本報告書は、独立行政法人科学技術振興機構中国総合研究センターが平成２０年度に株式会社三菱総合研究所に委託した「日中の研究者の交流状況に関する現状及び動向調査」の成果をまとめたものである。

目次

Ⅰ．調査の目的 1
Ⅱ．調査方法 2
　２．１　中国における留学人材の帰国促進政策調査 2
　２．２　中国の留日経験帰国者の現状及び動向に関するアンケート調査 2
　２．３　中国留日経験帰国者DBコンセプト調査 2
Ⅲ．調査結果 3
　第１部　中国の留学関連政策について 3
　　第１章　中国の学生の海外留学及び帰国の現状について 3
　　第２章　中国における改革開放以後の留学関連政策の変遷について 7
　　第３章　中国の海外人材派遣政策について 9
　　第４章　中国の留学人材の帰国促進政策について 14
　　第５章　中国の「留学帰国者創業パーク」について 23
　第２部　中国留日経験帰国者の現状調査について 25
　　１．アンケート手順 25
　　２．協力を依頼した同窓会等 26
　　３．アンケート結果 28
　第３部　「中国留日経験帰国者のデータベース」の構築について 33
　　１．データベース案作成のポリシー 33
　　２．登録ユーザの定義 33
　　３．ユーザ登録までの流れ 34
　　４．留日経験帰国者情報の登録手順 35
　　５．データベース項目情報の公開レベルの設定 36
　　６．データベース項目情報の閲覧レベル 36
　　７．登録者への問合せ 37
　　８．開発コスト 38
　第４部　調査のまとめ及び提言 39
　　第１章　調査のまとめ 39
　　第２章　提言 39
添付資料１　webアンケートサイト掲載内容 40
添付資料２　webアンケートサイト掲載内容（日本語訳） 49
参考資料 59
　第１部　中国の海外人材派遣政策について 60
　　国家ハイレベル研究者公費派遣プロジェクト 60
　　研究者（ポスドク研究を含む）公費派遣プロジェクト 62

国家公費派遣大学院生特別奨学金プロジェクト 64
国家公費出国留学選抜派遣方法 66
教育部の私費出国留学に関する政策及び実施細則 68
”大専以上の学歴者の私費出国留学審査認可手続きの簡略化に関する通知” 72
「国家優秀私費留学生奨学金」実施細則（試行版） 74
西部地域人材育成特別プロジェクト 76
第２部　中国の留学人材の帰国促進政策について 78
国務院弁公庁による「在外留学人員の問題に関する通知」 78
「海外留学人員の多様な方法による国への奉仕を奨励することに関する
若干意見」 79
ハイレベルな海外留学人材の帰国就職奨励に関する意見 82
留学人材の導入活動におけるハイレベルな海外留学人材の定義に関する指導意見 85
教育部の”海外の優秀な留学人材の就職招致をさらに強化することに関する
若干意見” 87
「ハイレベルな海外留学人材の帰国就職に適用する緑通路（特別ルート）
の設置に関する意見」 91
人事部配布「留学者の帰国促進事業に関する第１１次五カ年計画」 96
「長江学者奨励計画」紹介 103
霍英東教育基金会 高等教育機関青年教師基金および青年教師賞管理方法 105
教育部留学帰国者科学研究始動基金管理規定 109
２００７年度教育部“春暉計画”学資援助方案 112
教育部「春暉計画」学術休暇プロジェクト管理方法 114
人事部「新世紀百千万人材プロジェクト実施方案」の印刷配布に関する通知 117
「中国科学院『百人計画（1994 年開始)』管理実施細則」の印刷配布
に関わる通知 121
「中国科学院『百人計画（1994 年開始)』招聘方式の調整に関する若干規定」
印刷配布に関する通知 124
国家傑出青年科学基金 127
税関の帰国奉仕留学者に対する免税国産車購入管理法 129
「帰国奉仕海外留学者の現金による個人用国産自動車の購入に関する問題
についての通知」 131
税関本部「在外留学者の帰国時携行入国手荷物に対する優遇に関する通知」 133
税関本部「留学帰国者の携行入国手荷物の管理問題に関する通知」 135
ハイレベルな海外留学人材の入国居留に便宜を図る新措置 137
上海市帰国留学者科学研究経費資金援助管理の暫定方法 139
北京市来京留学者による創業、就職の奨励に関する若干規定 141
あとがき 145

Ⅰ．調査の目的

現在、中国国内にいる留日経験帰国者の数は 3 万人を超えると言われている。これらの留日経験者の多くは日本での留学及び就職の経験を活かし、帰国後、日本との連携を探りながら、中国の政府部門、研究機関、企業など幅広い分野で活躍している。これらの留日経験者の多くは親日派であり、日本にとっても貴重な人的財産であるにも関わらず、これまで、このような人的資源が活用されることがなかった。

また、近年、日中関係が一層深まり、それに関わる日中人的ネットワーク作りは緊急な課題になってきているにも関わらず、日本では、留日帰国経験者の組織化に関する統括的な動きがなされていない。そのための中国留日経験帰国者のネットワーク及びデータベース構築に関連する事業活動を早急に進める必要がある。

従って、本調査は中国の留日経験帰国者の現状及び動向を把握するとともに、その人的ネットワークおよびデータベースの構築方策について検討することを目的とする。

Ⅱ. 調査方法

2．1　中国における留学人材の帰国促進政策調査

中国の留学人材の帰国促進政策について、WEB より関連情報を収集した。調査した項目は、海外人材呼び戻し政策、公的機関就職に対する優遇措置、留学人材の起業支援計画等とした。得られた情報を基に、絞り込んだ資料について翻訳を行い、整理した。

2．2　中国の留日経験帰国者の現状及び動向に関するアンケート調査

現在中国に在住している、日本に留学経験を持つ方々に対して、意識調査のアンケートを行った。今回アンケートは、web により行うこととし、中国統計局の許可を持つ業者を選定した。アンケートサイトは、平成 20 年 12 月 1 日から平成 21 年 2 月 28 日までアクセス可能とし、アンケート項目について、中国語に翻訳して掲載した。

アンケートへの協力は、中国にある留学者の同窓会へ直接電話連絡を行い、事前に依頼の打診を行った。実際にアンケートが開始されると、アンケートサイトの URL を示した依頼状を作成し、メール等で送信すると共に、電話にて依頼した。なお、上海欧米留学生会日本留学生分会については、同同窓会のサイトにアンケートを掲載したいとの希望が出されたため、直接訪問してサイトについての説明を行った。

得られたデータは整理した上で、動向を把握した。

2．3　中国留日経験帰国者 DB コンセプト調査

人材情報を蓄積するためのデータベース・システムについて、必要となる機能を洗い出し、システム全体のイメージが理解できる資料を作成した。なお当資料は、アンケートサイトにも掲載し、留学経験者からの意見を収集した。さらに、実際に開発する場合にかかる費用や、毎年発生する運用経費について試算した。

Ⅲ. 調査結果

第1部　中国の留学関連政策について

第1章　中国の学生の海外留学及び帰国の現状について

1. 中国から海外への留学生数及び帰国者数の推移について

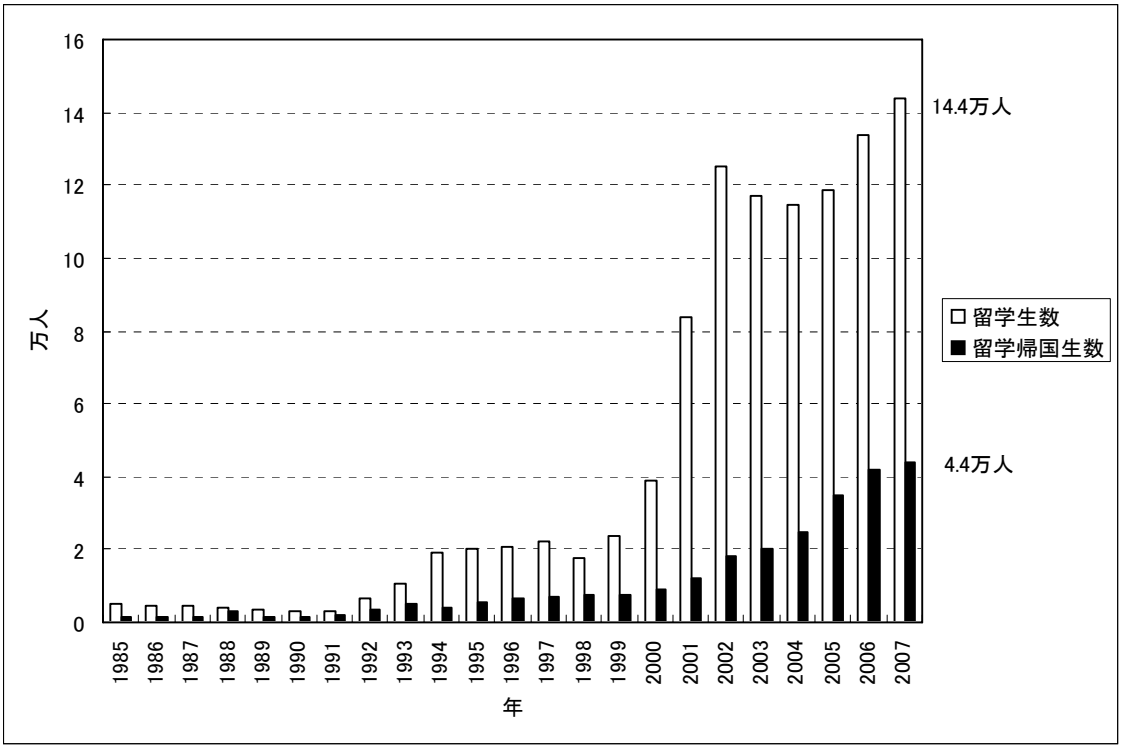

図 1　中国から海外への留学生数及び留学帰国生数の推移

注:「留学生数」「留学帰国生数」は、主に国または所属機関が海外機関に派遣した人材及び私費留学生により構成されている。国または所属機関が海外機関に派遣した人材については、訪問研究員やポスドク、大学院生、学部生など様々な形で海外の大学、研究機関で研究または学業に従事している。

「中国の科学技術力について」(独立行政法人　科学技術振興機構　研究開発戦略センター　中国総合研究センター　中国科学技術力研究会)より引用

このグラフによると、2段階で留学生数が延びていることがわかる。1992年から1994年の2年間(一次ブーム)と、2000年から2002年の2年間(二次ブーム)である。

一次ブームの原因としては、鄧小平氏の発言により出された通知に関係しているものと考えられる。鄧小平氏は、珠海市の留学者ハイテク企業を視察した際、出国留学者がす

べて帰国することを希望することを明らかにし、「祖国に貢献するには帰国する方がよい」と指摘した。これにより国務院は、1992 年 8 月 12 日に、「在外留学人員の問題に関する通知」という通知を出した。これは留学者に対する優遇措置についての規定であり、留学をすることで、さまざまなメリットが受けられることが決められている。なかでも直接留学生及びその家族にメリットがある内容としては、

・旅券延長、旅券新規発行、中国国籍放棄の手続きを申請できる
・留学人員の家族が、留学人員を訪問するために出国を申請できる

ことがあげられ、これが留学生の増加の原因であることが考えられる。したがって、留学生数は増加したものの、留学帰国生数はそれほど増加していない。

二次ブームに関し、2001 年、2002 年の大幅な増加については、2001 年月 14 日に、人事部・教育部・科学技術部・公安部・財政部が連名で示達した、「海外留学人員の多様な方法による国への奉仕を奨励することに関する若干意見」が起因していると思われる。

この通達も留学生のメリットについての規定であるが、帰国後のメリットについての規定が数多く盛り込まれており、留学生の帰国のモチベーションを上げるものとなっている。例えば、

・留学者の専有知識・技術特許・科学研究成果または協力・受託研究開発の科学研究成果などにおける知的権益は保証する
・協力研究や合資企業を起業する場合、留学者は特許・発明・専有技術・管理などの代償として割当分の株式を受けることができる
・所得税徴収後の収入は、外貨両替により海外送金することができる

等である。グラフによると留学生の増加と共に、それまで一定だった留学帰国生数が、2001 年より増加していることから、本規定は効果が出ていると言える。

2. 中国の主要研究機関などの研究者の留学歴について

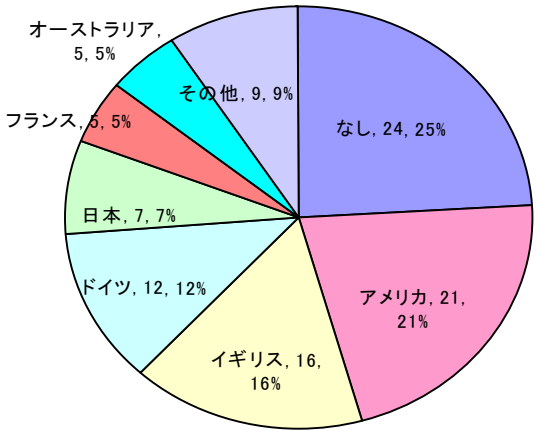

図 2　中国科学院各研究所所長の留学歴(2008 年 8 月現在)

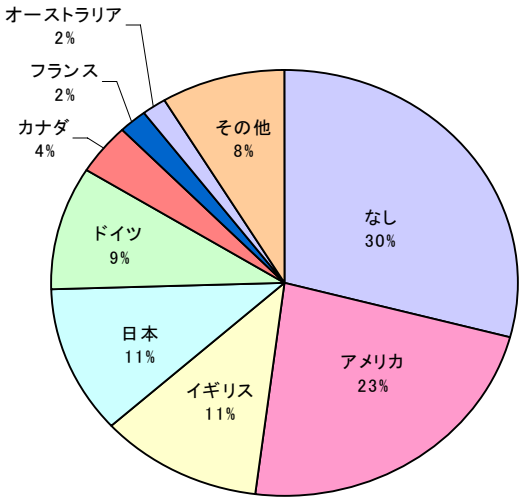

図 3　211 プロジェクト各認定大学学長の留学歴(2008 年 8 月現在)

「中国の科学技術力について」(独立行政法人　科学技術振興機構　研究開発戦略センター　中国総合研究センター　中国科学技術力研究会)より引用

図 2 及び図 3 を見ると、研究所所長も大学学長も、過去に留学経験を持つ人の割合が 7 割以上となり、非常に多いことがわかる。また留学先に関して言えば、研究所所長は欧州が 3 割を超え、アメリカが 2 割と、欧米併せて 5 割以上となっているのに対し、日本への留学は 1 割程度である。一方大学学長に関して言えば、欧州が 2 割を超え、アメリカ・カナダが 3 割弱と、研究所所長同様併せて 5 割程度であるのに対し、日本への留学はやはり 1 割程度であることがわかる。

3. 中国から日本への留学生の推移について

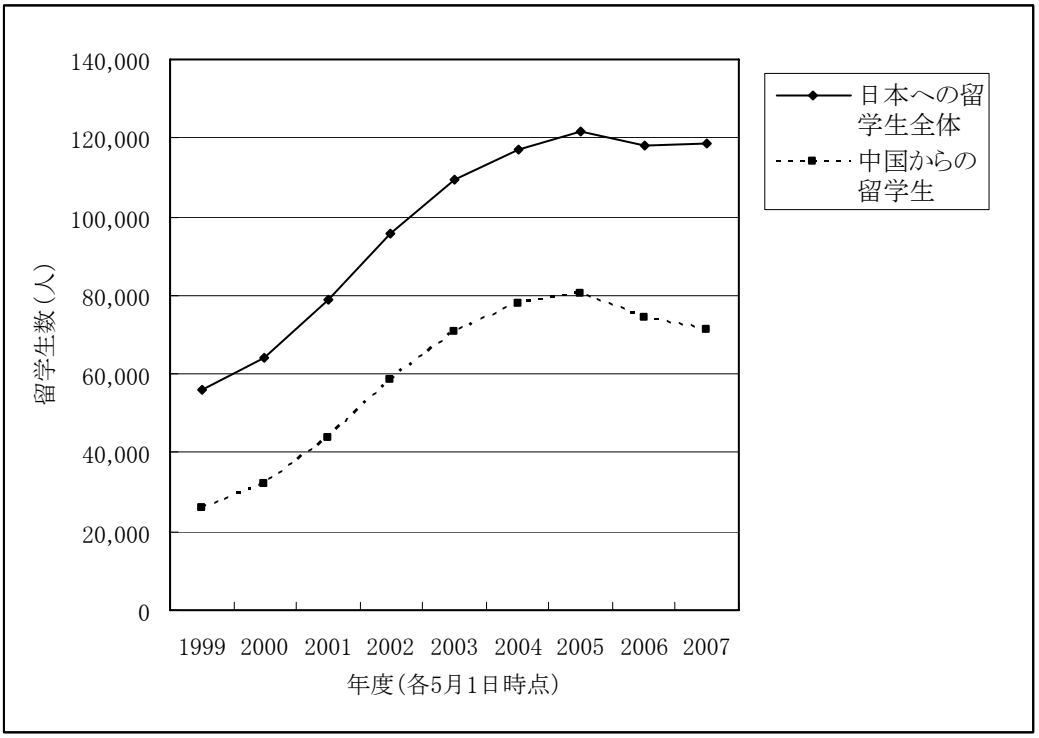

図 4　中国から日本への留学生の推移

「我が国の留学生制度の概要」（文部科学省）よりデータを入手してグラフ化

このグラフを見ると、年々日本への留学生が増加していることがわかる。中国からの留学生についても年々増加しており、全体の推移とほぼ同じ傾向を示している。また中国からの留学生は、1999 年では全体の約半数であったが、2007 年には 6 割程度になっており、全体に占める割合が増加している。中国からの留学生の 2001 年から 2002 年への伸びは、全体の傾向と同じであることから、米国の同時多発テロ事件の影響は、特に現れていないことがわかる。

第2章　中国における改革開放以後の留学関連政策の変遷について

中国が大量に留学生を海外に送り出すきっかけとなったのは、1978 年 6 月 23 日に鄧小平氏が、「留学生を増やすことに賛成だ。数万人規模で派遣すべきだ。」と発言したことにある。これを受け教育部は、1978 年 7 月 11 日、中央政府に対し、至急 3,000 人を選抜して海外に留学させることを盛り込んだ報告書「選抜派遣留学生の人数拡大に関する報告」を作成し、同年 12 月 26 日、52 名の研究者が客員研究員として初めてアメリカに留学した。

1979 年に鄧小平氏がアメリカを訪問した際、当時のカーター大統領との間で、米中間の留学生に関する口頭合意が正式に締結された。また中国政府は、日本、カナダ等を訪問すると共に、各国の訪中代表団と協議を行い、留学生の相互派遣について、一連の提携協議や実施計画に調印した。同年教育部は、「出国留学者業務の改善に関する指示請求報告」を国務院に提出し、認可を取得した。

教育部留学サービスセンターの邵巍副主任によると、1979 年からの 10 年間は、公費派遣留学がほとんどであり、年間 3,000 人がアメリカ、イギリス、日本、ドイツ、フランス、カナダ、ベルギー等に留学したとのことである。1980 年 10 月 28 日に、教育部など 5 部門が共同で、出国留学者管理業務会議を開催し、「出国留学者管理教育業務条例」を制定した。

1981 年になると、私費留学政策が実施され、同年国務院は、教育部、外交部など 7 部門に対し、「私費出国留学に関する指示請求」及び「私費出国留学に関する暫定規定」の通達を出した。しかし、帰国留学者で、欧米同学会の副会長も務めた王輝耀氏は、「私費留学政策が解放された当時、TOEFL も同年に中国に導入されたが、手続きが煩雑で、経済的な問題等のため、私費留学ができるのはごくわずかの人であった」と述べている。

1982 年 7 月 16 日、国務院は「教育部、公安部、外交部、労働人事部への私費出国留学に関する規定」の通達を出し、1984 年 12 月 26 日には国務院が、教育部などが起草した「私費出国留学の暫定規定」を公布した。その間に、留学生に関係する規定として、1983 年 9 月 13 日に、教育部など 4 部門が「卒業留学生の職場配属派遣暫定方法」を出した。

1985 年に政府が「私費出国留学資格審査」制度を完全に撤廃したことで、中国の対外留学は完全に自由化されることとなり、私費留学者が増加することとなった。これにより、かつては選抜されたエリートが公費留学するのが主流だった留学が、自分の意思で留学することが可能となり、留学が大衆化された。

留学生の増加に伴い、留学サービスが現れるようになった。1987 年には、海外留学者をターゲットとした海外留学生向け総合雑誌「神州学人」が創刊された。また、1989 年 3 月には、海外留学からの帰国者（海帰）の就職や生活に係る問題を解決するために、「中国留学サービスセンター」が設立された。

1980 年代末から 1990 年代にかけて、個人で TOEFL を受験し、海外の大学の奨学金を申請して留学する方法が、一部のエリートの間で流行しはじめた。この頃はアメリカ留学ブームが起こり始めた頃で、日本、カナダ、オーストラリア、イギリス等への留学ブームも起こり

始めていた。ただし、この時期の留学者は、私費留学を出稼ぎ出国や移民への近道と考えている者もあり、不正に留学や出国をさせる企業も現れ、留学生の質としては、玉石混淆であった。

1992 年、鄧小平氏が、留学生に対してすべて帰国することを望み、帰国して中国に貢献する方が良いとの方針を示したことから、国務院弁公庁は、国家教育委員会が起草した「在外留学者問題に関する通知」を同年 8 月 12 日に発表し、「留学支援」の意志を明確にした。また、1993 年には、「留学支援、帰国奨励、出入自由」とする出国留学方針が、中国共産党第十四期中央委員会第三回全体会議（三中全会）の公的文書に記載された。この政策は非常に評価が高く、教育部留学サービスセンターの邵巍副主任は、この政策を 1990 年代の最も重要な政策であると述べている。

1994 年 10 月 20 日には、海外に留学中の中国国籍を持つ研究者が、研究費を申請することができる「霍英東教育基金会 高等教育機関青年教師基金および青年教師賞管理方法」が出された。また、国内外の学会の中・青年エリートを招聘するため、1998 年に「長江学者奨励計画」を打ち出した。その後国外の留学生の帰国奨励施策が、次々と打たれることになる。

1999 年 7 月には、教育部、公安部及び国家工商局が共同で「私費出国留学仲介サービス管理規定」を制定し公布され、2001 年 5 月 14 日、人事部、教育部、科学技術部、公安部、財政部が共同で「海外留学者の多様な方法による国への奉仕を奨励することに関する若干意見」を発表し、海外留学者の帰国就職を奨励するようになった。また同年「百人計画」を発表、2002 年には「留学帰国者科学研究始動基金」、「百千万人材プロジェクト」、「国家傑出青年科学基金」なども発表され、いずれも在外研究員の帰国就職を奨励するものであった。さらに 2003 年 10 月 17 日には、教育部が「国家優秀私費留学生奨学金」の通達を出した。これは、優秀な私費留学者が帰国して就職することを奨励することを目的とした通達であった。

2007 年には「国家中長期科学技術発展規画綱要(2006～2020)」を確実に実施するため、教育部は「海外の優秀な留学人材の就職招致をさらに強化することに関する若干意見」を公布し、ハイレベルな留学人材を確保する政策を打ち出した。「春暉計画」、「海外留学人材学術休暇帰国業務プロジェクト」を開始し、海外留学生の帰国をさらに奨励する施策をとったのもこの年である。また政府は同年、「国家建設高水平大学公費派遣項目」（ハイレベルな大学建設のための大学院生公費派遣プロジェクト）をスタートさせた。同プロジェクトは、中国の建国以来、最大規模の大学院生の公費派遣プロジェクトで、2007～2011 年の間に重点高等教育機関 49 校から毎年 5000 人の大学院生を選抜し、計画的かつ大規模に国外の一流大学に派遣するものである。

第3章　中国の海外人材派遣政策について

1. 研究者の国費派遣プロジェクトについて

中国における国費派遣プロジェクトには2種類あり、ポスドクを含む研究者が対象のものと、ハイレベルな研究者を対象とするものである。前者は1996年に、後者は2003年に開始された。いずれも、実施主体は国家留学基金管理委員会であり、重点分野はエネルギー・資源・環境・農業・製造・情報などの重要分野と、生命・宇宙・海洋・ナノテク・新材料などの戦略分野、及び人文・応用社会科学である。

研究者を対象とするプロジェクトの主たる目的は、革新型の国家建設に向けた人材需要を充実させ、国家建設に必要な一流の革新型人材を育成し、中国と世界各国の交流・協力を促進させることである。2008年における実施要領では、留学期間は3～12ヶ月であり、規模としては1000名である。一般の研究者の申請者の資格として、専門分野で良好な基礎力・潜在能力を有し、外国語能力もあり、年齢は50歳以下である。大学卒業後5年以上、修士課程卒業後は2年以上の勤務経験を持つことが求められるが、博士課程卒業の申請者に関しては、勤務期間を問わないことになっている。一方ポスドク研究者の資格として、高等教育機関または科学研究機関で博士号を取得し、実際に教育または科学研究作業に従事している者であり、申請は博士課程卒業から2年以内で、申請時の年齢は40歳以下である。

ハイレベル研究者を対象としたプロジェクトの主たる目的は、国家建設に必要な一流の革新型人材を育成し、中国と世界各国の交流・協力を促進することである。研究者を対象としたプロジェクトにおける、「革新型の国家建設に向けた人材需要を充実させる」という目的はない。対象がハイレベル研究者であるため、この目的に合致した研究者が対象であるためであろう。2008年における実施要領では、留学期間は3～6ヶ月であり、規模としては190名と、研究者を対象としたプロジェクトよりも期間が短く、対象人数も少なくなっている。申請者の資格として、専門分野で良好な基礎力・潜在能力を有し、外国語能力もあり、年齢は55歳以下である。大学卒業後5年以上、修士課程卒業後は2年以上の勤務経験を持つことが求められるが、博士課程卒業の申請者に関しては、勤務期間を問わないことについては、研究者を対象としたプロジェクトと同じであるが、ハイレベル研究者であることを証明するために、以下のうちのいずれか1つを満たす必要がある。

①国家重点実験室・教育部重点実験室・国家技術研究センターの中心メンバー。
②「長江学者」特別招聘教授、当年度教育部からの支援が確定した「創新団隊」の中心メンバー、または「新世紀優秀人材計画」入選者、及びその他国家級人材計画の入選者。
③教育部が承認した国家重点学科学術リーダー
④中央国家機関・地方行政管理部門・国有の大中規模企業の上級行政管理担当者。

うち、教育・科学研究人員については教授・博士課程大学院生指導教授。中央国家機関・地方行政管理部門管理担当者については、副司局レベル以上の管理職務担当者。国有の大中規模企業の管理担当者については、副司局に相当するレベル以上の管理職務担当者。

2. 大学院生の国費派遣プロジェクトについて

これは中国国内の重点大学 49 校を指定することで一流の学生を選抜し、海外の一流の大学へ留学させることにより、一流の研究指導者から指導を受けさせるという、国家留学基金管理委員会が実施主体で、2008 年に実施が開始された、国費海外留学生派遣プロジェクトである。2007－2011 年の 5 年間に、毎年 5,000 人の大学院生を国費で海外留学に派遣するとしている。主要な目的としては、革新型の国家建設に向けた人材需要を充実させ、国家建設に必要な一流の革新型人材を育成し、中国と世界各国の交流・協力を促進させることである。これは、研究者国費派遣プロジェクトとほぼ同じである。また、重点分野も、エネルギー・資源・環境・農業・製造・情報などの重要分野と、生命・宇宙・海洋・ナノテク・新材料などの戦略分野、及び人文・応用社会科学と、研究者国費派遣プロジェクトと同じである。

留学期間は、博士課程大学院生は 36～48 ヶ月（共同要請博士課程大学院生は 6～24 ヶ月）、修士課程大学院生は、12～24 ヶ月である。また申請者の資格として、専門分野で良好な基礎力・潜在能力を有し、外国語能力も求められている。年齢は、博士課程大学院生の場合、申請時の年齢が 35 歳以下であることに対し、修士課程大学院生の場合、申請時の年齢は 30 歳以下でなければならない。さらに、高等研究機関からの申請者は、全日制の在籍学生であることが求められている。

3. 私費留学政策について

1981 年に私費留学政策が実施されたが、国民の経済的な問題に加え、手続が煩雑であったため、限られた者しか留学できなかった。そこで教育部は 1993 年、私費出国留学に関する政策及び実施細則を発表した。これは、私費出国留学政策を更に完全なものにすることで、改革開放や経済発展を加速させ、高い文化レベルを持つ人材を増やすことが目的であった。

大きな変更点としては、それまで公費養成により学習し、大学及びそれに準ずる専門学校以上の教育レベルを持つ４年生以上の学生及び在職者は、規定された拘束期間が終了する前の私費出国留学が禁止されていたが、規定に従って養成費の償還を行えば、拘束期間終了前であっても随時出国留学できるようになった。その拘束期間は、大卒者の拘束期間は試用期間を含まず 5 年であったものが、試用期間を含んで 5 年となり、大学院生は、それまで 5 年だったものが 3 年、短期大学生は、それまで 2 年または 3 年だったものが、一律 1 年となった。一方で、養成費を償還した私費留学者は、出国日から 8 年以内に帰国して国に奉仕する場合には、償還した養成費が返金されていたが、改正後は、留学終了後に帰国して就職する場合にも、留学前に償還した養成費は返金されないことになった。また、江蘇省に正式な戸籍を有し、海外高等教育機関または科学研究機関に学位取得のため在籍する者や、高度な研究を行う者、研修中の客員研究員、働きながら学ぶ場合の言語学習者、及び大学やそれに準ずる専門学校以上の学歴を持つ公費学生が私費留学を申請する場合、私費出国留学資格の審査・認可を行わねばならなくなった。

10 年後の 2003 年、同じ教育部は、国による「留学支援、帰国奨励、往来自由」に関する留学方針を更に進めるため、大学およびそれに準ずる専門学校以上の学歴を持つ人が、私費留学を行うための審査認可手続きを簡略化することを発表した。さらに翌年、国家留学基金管理委員会は、私費留学者が円滑に学業を成就させることを奨励・支援し、優秀な私費留学者が帰国して就職し、多様な方法で国へ奉仕することを奨励することを目的として、「国家優秀私費留学生奨学金」を設立した。これは博士号取得に向け海外で 1 年以上学習し、年齢が満 40 歳以下の私費留学者を対象とした奨学金制度であり、連続した年度での申請はできない仕組みとなっている。なお奨学金は、5,000 米ドルである。

4. 西部地域の人材育成プロジェクトについて

中国の西部地域が、地方経済と教育・科学研究事業の発展を支援するための手段として、必要となるハイレベルな人材を育成するために、2001 年から実施されたプロジェクトである。実施主体は国家留学基金管理委員会であるが、各省・市・自治区とそれぞれ協力合意を締結することで、最終的に西部地域の教育・科学研究・産業を、分野の垣根を超えて発展させることを目的としている。

「2008年国家留学基金学資提供出国留学者選抜の手引き」等の条件を満たした者が本プロジェクトに応募することができ、合計 670 名までが本プロジェクトによる留学が認められることになる。留学期間としては、客員研究員が 6～12 ヶ月、短期研修生は 3 ヶ月であり、学資として往復 1 回分の渡航費、及び在外留学期間の奨学生活費を受けることができる。

第4章　中国の留学人材の帰国促進政策について

1. 主な留学人材の帰国促進政策

1992 年 8 月 12 日に、国務院は「在外留学人員の問題に関する通知」を発表した。これは海外に留学した者が帰国しやすいよう規制を緩和するための規則である。海外留学者は、旅券について延長や公用から私用への切り替えができるようになり、外国の再入国許可があれば、別途審査や認可手続を行わずに随時再出国でき、加えてその家族も、留学者を訪問するための出国ができるようになった。さらに留学者が帰国した後は、外国企業への就職や、新たに会社を興すことができるようになった。

その後 2000 年には、人事部が「ハイレベルな留学者の帰国奨励に関する意見」を発表した。中国は、ハイレベルな人材が積極的に帰国、就職することが、中国の金融機関、高等教育機関、科学研究機関、国有大型企業の国際的競争力を高めるのに非常に重要な意義を持つと考えており、また、技術革新の強化・ハイテクノロジーの発展・産業化の実現を進め、革新能力と高度な資質を有する豊富な人材集団を構築する上でも、留学生が帰国することが重要な意義を持つと考えていることが背景にある。

ここで言うハイレベルな人材というのは、中国の公費または私費で海外に留学し、学業を修了後、国外の金融機関、多国籍企業、国際機関、著名な高等教育機関、科学研究機関などで、金融、工業技術、教育、科学研究、経営管理などの業務に従事し、顕著な功績をあげた者であり、かつ、国内で早急に必要とされているハイレベルな経営管理、専門技術、学術技術の分野において指導的役割を果たせる青年・中年層の人材、産業化や開発が見込まれる特許や発明、または専有技術などを有する人材を指している。

ハイレベルな人材に該当する者は、帰国後に主導する科学研究プロジェクトが、国際的にも先進的レベルにあり、または国内で早急に必要とされている内容であることが確実な場合、国に科学研究対応経費を提供してもらうことができる。また、国外に長期滞在または永住する権利（グリーンカードなど）を取得することもできることになっているため、自由に海外を行き来することができる。これには、当該人材が海外において自由に情報収集を行い、その成果を中国国内で活用してもらいたいとの中国当局の思惑が見える。その他当該人材は実生活においても、住宅手当を受けることができたり、医療・保険についても他の従業員と同様に扱われる上、その家族が中国国内で就職する場合にも優遇される。さらに、特許等の配当として、株式の割り当てを受けることができるなど、かなり多くの優遇措置がとられている。

その翌年の 2001 年 5 月 14 日に、人事部・教育部・科学技術部・公安部・財政部

が連名で、海外留学者が帰国して活動することを奨励する通達を出した。この通達においては、海外で学習・勤務する留学者が、学習した先進的な科学技術及び管理知識を多様な方法で国への奉仕に活かすことは、中国経済社会の発展に貢献することになるとしており、近年では中央政府と地方が相次いで、一連の「海外留学者の帰国就職奨励事業」の政策措置を制定したことを挙げ、帰国を奨励することになった。恐らくではあるが、各部が独自に優遇措置を示すのではなく、留学者の帰国優遇措置については、ある程度共通化したのだと思われる。

留学者の中国国内に対する奉仕としては、以下をあげている。

1) 国内で職務を兼任することを通じて、国内外に展開する協力研究を受託する。
2) 帰国して教鞭をとる。
3) 学術・技術交流を行う。
4) 国内で企業を立ち上げたる。
5) 調査コンサルティング活動に従事する。
6) 仲介サービスを展開する。

博士号を取得した海外留学者は、中国国内のポスドク科学研究流動ステーションや、ポスドク科学研究工作ステーションでポスドク研究を行うことができ、高等研究機関、企業等と研究協力することを奨励している。また、国内の委託科学研究プロジェクトを受託し、海外で研究・開発活動を行うことを奨励し、得られた研究成果を用いて起業することを奨励している。

それら奉仕を行った留学者に対しては、国が現在規定する方法で経費支援を取得できたり、知的権益を保障したりと、協力へのモチベーションを上げようとしている。また、卓越した成果をあげた機関・個人に対しては、国の関連規定に基づいて表彰を行うことになった。

2005 年 3 月 22 日には、2000 年に国務院が交付した「ハイレベルな海外留学人材の帰国就職促進に関する意見」をさらに着実に実施するために、国人部は、「留学人材の導入活動におけるハイレベルな海外留学人材の定義に関する指導意見」を発表した。これはハイレベルな海外留学人材を再定義するもので、再定義は、留学人材の導入活動に関する重要な措置を強化・改善し、ハイレベルな海外留学人材を計画的に、かつ照準を定めて的確に導入する上での基礎的作業であるとしている。その中では、ハイレベルな海外留学人材定義のガイドラインを定め、細かい人材定義について示されている。

さらに帰国を奨励する通知として、2007 年 2 月 15 日に、国人部が「ハイレベルな海外留学人材の帰国就職に適用する緑通路（特別ルート）の設置に関する意見」を出した。これは、ハイレベル人材に対して便宜を図る「緑通路」といわれる特別ルートを開設し、留学人材に対して様々な面で便宜を図ることで、ハイレベルな留学人材が帰国して就職をし易くするようにしたものである。

主な内容としては、報酬に関し、本人の能力、業績、貢献度に連動させ、柔軟で多様な給料の設定ができるようになった。また、企業で技術開発に従事したり、出資して株主となることで経済利益を出した場合、一定比率の歩合を受け取ることができ、企業を設立する場合には、税収面で優遇を受けることができるようになった。特にハイテク企業を創業する場合には、国家ハイテク企業優遇政策を受けることができる。資金に問題がある場合には、政府の資金援助、銀行の貸付、創業投資、工業所有権の取引などを含む投融資システムを整備することによる協力が得られる。得られた成果について言えば、職務上の発明の成果を譲渡した後の収益分配については、国家の規定より高い比率で褒賞金を得ることができるようになった。生活環境に関しては、配偶者の就職について、雇用主は受け入れ条件を決定し、優先的に割り当てることができ、それが困難な場合は、現地の人事部が積極的に推薦し、就職を手助けするような仕組みができた。出入国についても便宜が図られるようになり、留学人材が帰国する際の国際旅費、器具・器機、設備などの託送費、及び住居準備費などについて補助が出るようになった。

同年3月2日には教育部が、留学人材の中国国内での就職をし易くするために「海外の優秀な留学人材の就職招致をさらに強化することに関する若干意見」を発表した。これは、優秀な海外留学人材に関するリストを作成し、優秀な海外留学人材のデータベースを構築することを示したものである。さらに雇用主と海外留学人材を結びつける「双方向交流プラットフォーム」を構築することが示されている。そのプラットフォームでは、遠隔地同士の雇用主と海外留学人材を、ビデオ面接により交渉ができる機能を持つことが明記されている。この意見には、在外大使館の教育部門が、国内雇用主に対し、情報面におけるサポートや各種要望への対処など、積極的にサービスを提供しなければならないことも示されており、国として強力に帰国を推奨する政策を推進していることが伺われる。

2000年以降、特に通知等を発表してこなかった人事部は、2006年11月15日に「留学者の帰国促進事業に関する第１１次五カ年計画」を策定した。これは、海外留学人材の帰国促進事業を強化するために作成された計画である。

同計画の最初の部分には、これまでの留学者支援事業についての総括を行っており、それによると2005年度末時点において、中国の出国留学者の総数は93.3万人であり、留学帰国者の総数は23.3万人であるとしている。しかし中国政府は、国際社会における人材獲得競争は熾烈化の勢いを増してものの、留学者帰国促進事業は自主革新能力の向上や、ややゆとりのある社会の実現という目標のニーズを、完全に満足させるまでには至っていないと認識している。また、海外留学者のうち、ハイレベルな人材資源はまだ充分に開発・活用されているとは言えず、特に、エリート人材の帰国促進に対する取り組みは充分ではないと考えている。中国は、第11次五カ年計画で定められた目標を達成し、革新型国家を目指す上でのキー・ポ

イントは、人材にあると考えている。

今回の計画の方針は、「留学支援、帰国奨励、往来自由」の考えを継続し、「留学の道を広げ、留学人材の帰国を促進し、起業を支援し、国への貢献を奨励する」という目標に沿って政策を整備し、新たな事業体制を構築し、サービス向上に努め、ハイレベルな人材の導入事業に力を入れることとしてある。主な目標としては、留学者帰国促進に係るサービス体制、及び効率の良い留学者帰国促進事業システムを整え、第 11 次五カ年計画期の新規留学帰国者数を、15～20 万人にすることである。

留学人材帰国計画の実施、及びハイレベルな海外留学人材の帰国就職に関する優遇措置としては、(1) ハイレベルな留学人材の集積計画を実施する、(2) 留学帰国人材起業計画を実施する、(3) 知力による祖国貢献計画を実施する、(4) ハイレベルな海外留学人材の帰国就職に対して優遇政策を設ける、の 4 点を挙げている。また、留学者帰国促進事業システムの整備としては、(1) 政策システムを整備する、(2) 事業体制を整える、(3) サービス体制を整備する、(4) 良好な環境造りに努める、の 4 点である。

中国は、留学人材の開発は長期的な戦略事業であり、各行政レベルの人事部門は、戦略と大局の両方の見地から本事業の重要性と緊急性を充分に認識した上で、留学者帰国就職を、人材強国戦略を実施する上での重点として捉えている。

2. 各留学促進プロジェクト

1994 年より、中国は海外に留学している人材を中国に呼び戻す政策を始めた。それは中国科学院の「百人計画」と呼ばれる「高目標、高基準、高強度」の人材招致・養成策である。なお「百人計画」は、1997 年より「海外傑出人材導入計画」と「国内百人計画」とに分けられ、2001 年には「海外有名学者計画」が追加された。

対象となる人材の条件としては、海外傑出人材、海外有名学者、国内百人計画との枠組みがある。海外傑出人材は、中国在住の専門家で、博士号取得後 2 年間以上の海外研究経験を持ち、助教授以上を経験した者で、国際レベルの成果を上げた者となっている。海外有名学者は、海外で助教授以上の職に就いた経験を持ち、重要な研究成果をもつ者で、年間 4 ヶ月以上中国で就業する者が対象である。国内百人計画は、前職で教授を務めた者、または国家傑出青年科学基金を取得した者が対象である。任期はいずれも 3 年で、対象者には研究費が与えられる。本計画の結果として 2008 年 3 月の時点では、1459 名の人材が招致または助成を受け、海外傑出人材 846 人、海外有名学者は 224 名、国内優秀人材は 251 名である。また、公的機関の上級ポストとして、中国科学院院士 14 名、研究所長クラス 85 名、国家重点実験室主任 51 名となっている。この計画の実施により、学術リーダーチームが形成され、学術リーダーの育成、重要な学術成果の誕生、学科の発展と学科構成の合理化などに寄与したとされている。

同年 10 月 20 日には、高等教育機関青年教師基金、及び青年教師賞についての規定が発表された。これは中国高等教育機関の若手教師が、授業や研究業務において優秀な実績を収めることを奨励したものである。青年教師基金は、最高 2 万米ドル、青年教師賞は、最高 5 千米ドルが与えられる。この基金及び賞は、35 歳以下の中国籍を持つ者が対象であるが、国内の教師だけでなく、海外にいる教師も対象としている。

1995 年から人事部は、関連部門と共同で若手の学術、技術リーダーを育成するために「百千万人材プロジェクト」を実施している。本プロジェクトの目標は、イノベーションを奨励する人材育成の体制や仕組みを作り上げ、革新を求める精神を持った国際的トップレベルの科学技術専門家、及び学術、技術リーダーの育成を促進することである。2000 年までの時点で、本プロジェクトに選出された各分野の人材は約 1 万人程度おり、それまでの結果として、幅広いレベルやルートにおいて優秀な若手人材育成システムを形成することができ、全国にハイレベルな専門技術人材チームを作り上げる効果があったとしている。選抜条件としては、45 歳以下の者のうち、中国青年科学技術賞受賞者、帰国して業務に従事しているトップレベルの帰国留学者、国家傑出青年科学基金の援助資金取得者など、第一線で活躍して

いる者であるとしている。選出された場合、様々な研究基金への応募時に、審査において優遇される他、公的機関の科学技術関係ポストに就きやすくなる。2002 年に発せられた通知によると、中国は「百千万人材プロジェクト」選出者データバンクを作成し、それら条件を満たした者を登録・活用することが示されている。

1996 年には、「春暉計画」が作成された。これは農業、エネルギー、情報等の重要な差先端分野の研究に対して資金を提供する計画である。2007 年度であれば、資金援助による重大な国家奉仕活動として、集積回路の優秀な技術指導者の招聘特別計画などの 6 テーマ、重点的に援助した在外留学者参加の高等教育機関または西部地区関連のプロジェクトとして、革新型人材の育成モデルの研究と実践（北京林業大学）などの 15 テーマ、また、海外留学者休暇帰国業務プロジェクトや留学者の帰国参加を奨励した国際会議が実施された。それから 10 年ほど経過した 2007 年に、本計画に学術休暇プロジェクトを発表した。これは、海外在住の優秀な留学者が学術休暇を利用して帰国し、高等教育機関において講義や研究業務に従事することを奨励し、国内に世界一流クラスの大学を作り上げ、ハイレベルな人材の育成体制を構築することを目的としている。資金援助の対象者は、国外の大学または科学研究機関で教育や科学研究に従事し、専門分野で助教（または助教相当）以上の職務に就いており、かつその専門分野の成果が内外の同分野の研究者に認められた海外留学者である。国内高等教育機関での業務期間は、3〜9 ヵ月とすることが決められており、教育部からは国際渡航費用を 1 往復分支給され、高等教育機関からは、無償で住居が提供される上、必要に応じて一定額の学術活動経費を提供される。

1998 年 8 月には、長江学者奨励計画が発表された。これは、国内外の学会の優秀な中・青年を招聘し、また学術分野においてハイレベルな人材を育成すると共に、国家の重点学科を国際的先進レベル以上に引き上げ、そのレベルを維持することを目的に、国務委員であり、当時の教育部部長であった陳至立氏の主導のもと、教育部と李嘉誠基金会が立ち上げた計画である。本計画には、特別招聘教授および講座教授のポスト制度と、長江学者業績賞が含まれており、中国の重要なハイレベル人材育成計画となった。この賞の選抜条件は、年齢が 50 歳以下であり、自然科学分野で国際的に認められたトップレベルの成果を上げるか、研究に大きな進展をもたらした中国の研究者である。その結果、1998 年から 2006 年にかけて、高等教育機関 97 校は、特別招聘教授 799 人、講座教授 308 人を 8 期に分けて招聘し、14 人の優秀な研究者が「長江学者業績賞」を受賞することができたため、本計画は、学術分野で大きな功績のあった海外の優秀な研究者の帰国を促進されたとされる。その後教育部と李嘉誠基金会は、2005 年 6 月に長江学者奨励計画の対象範囲を、本土の高等教育機関だけではなく、香港・マカオ地区および中国科学院所属の研究機関にまで拡大した。

2002 年 5 月 15 日に、帰国後の教育業務や科学研究をサポートするため、教育部は、留学帰国者科学研究始動基金を設立するための「教育部留学帰国者科学研究始動基

金管理規定」を出した。本規定によると、国内外で博士号を取得し、海外留学1年以上、年齢 45 歳以下であれば、留学して帰国後に、教育機関や科学研究機関で教育業務や科学研究に従事するのであれば、帰国後 2 年以内に科学研究指導基金に申請することができ、基金の用途は主に、帰国した留学者が、科学研究業務への着手やプロジェクトの立ち上げのために使用できるものである。

また同年 12 月 13 日には、国家傑出青年科学基金が発表された。これは、科学技術分野における青年技術者の成長を促進し、海外の研究者が帰国して就職することを奨励し、世界最先端の科学技術分野に進出できる優秀な学術的リーダーを育成することを目的としており、留学中で間もなく帰国して就職予定の満 45 歳以下の優秀な青年研究者に対し、中国において自然科学基礎研究業務に従事するための資金援助である。対象は博士号取得または、准教授クラス相当以上の専門職務についている者であり、資金援助期間内は、少なくとも年に 6 ヵ月以上中国（香港、台湾、マカオを除いた省、自治区、直轄市）で研究業務に従事することが求められている。なお本基金においては、申請者本人の学術レベルおよび潜在的革新能力の審査を重視しており、競争の公平さを保つためにも、申請書にプロジェクトメンバーを記入しないことになっている。

3. その他の留学帰国者に対する優遇策

(1) 自動車の免税策について

1992 年 10 月 12 日、税関本部、国家計画委員会、国務院刑事貿易事務所、財政部、交通部、国家税務局、及び中国自動車総合会社は、共同で「帰国定住者海外留学者の現金による個人用国産自動車の購入に関する問題についての通知」を出した。これは、帰国奉仕する海外留学者が、免税で個人用国産自動車を購入できるようにした規定である。またその直後の 10 月 27 日には、税関の帰国奉仕留学者に対する免税国産車購入管理法が交付、施行された。

国外の正規の大学または大学院を卒業した留学者、及び一年以上研修（出国研修、共同研究を含む）した留学者が帰国して就職する場合、必要書類を用意すれば、国産車 1 台を免税で購入できる。国内で使用する場合、車を免税で購入することはできないため、帰国留学者にとっては大きなメリットとなり得る。また、自動車に係る重要な部品や付属品も免税で購入できる。ただし、購入から 2 年間は名義変更や譲渡できないこととなっており、もし上記を行う場合は、相応の税金を支払う必要がある。

(2) 入国に関する優遇策

最近の留学人材の帰国推奨政策等では、留学者の入国の手続については、簡便な措置を施すように明記されているが、1992 年の時点で既に免税についての規定が施行されていた。

中央政府の出国留学業務施策をさらに推進し、改革開放政策の実施による発展に対応するため、また在外留学者が帰国して就職することを奨励するため、留学者の帰国時における携行手荷物については、税関において優遇措置をとることとする通知が、1992 年 8 月 23 日に税関本部より出された。

これにより公務普通旅券または公務旅券を持っている留学者は、直近の出国日から入国日まで、また、私用普通旅券を持っている私費留学者は、国外での入学手続日から卒業日までの在外滞在期間 6 ヵ月（180 日）ごとに、コンピュータや、テレビ等の電子機器やバイク、カメラ、自動車等の生活用品について、免税で中国国内へ持ち込めるようになった。1994 年 7 月 18 日に税関本部が出した「留学帰国者の携行入国手荷物の管理問題に関する通知」では、国家公費派遣および公費派遣による出国留学者は、原則として私用普通旅券を使用することが示され、手荷物管理についての優遇措置についての規定が示された。

上記に加え、ハイレベルな海外人材に対しての優遇措置も発表された。2004 年に教育部は、ハイレベルな海外留学人材の入国居留に便宜を図る新措置を発表した。これはハイレベルな海外留学人材が、中国に貢献するための入国や居留に対して

便宜を図るための規定である。特に、既に海外で国籍を取得している留学人材に対して、身分を証明する措置をとっていることが特筆すべき点である。日本は多重国籍を認めてないため、外国籍を取得した日本人（日本国籍を持たない）に対して身分を証明する優遇政策はない。これは 2008 年ノーベル賞を受賞した南部教授に関し、受賞時にアメリカ国籍であったことから、日本人としてカウントをしていないところを見ても、政府は日本国籍を持つ者と持たない者との間に、一線を画していると思われる。その点においては、日本は中国よりも遅れていると言える。

(3) 地域的な優遇策

留学者の帰国奨励政策は、地域においても行われている。

1993 年 2 月 26 日に上海市は、帰国留学者がその専門性を十分に発揮できるよう、また帰国後速やかに科学研究業務を開始できるよう支援することを目的として、「上海市帰国留学者科学研究経費資金援助管理の暫定方法」を発表した。これは、1990 年年以降に修学して帰国した留学者、及びまもなく帰国する予定の留学者で、上海市の高等教育機関、科学研究院および科学研究所、または民間の科学研究機関の招聘を受けて、自然科学技術の研究業務に従事する者に適用される。ある条件を満たした対象者は、上海市科学委員会より、科学研究始動経費や科学研究経費の助成を受けることができる。

また、2000 年に北京市は、中関村科学技術パークの発展スピードを高め、ハイテク産業の成長とイノベーションシステムの構築を促進するため、「北京市来京留学者による創業、就職の奨励に関する若干規定」を発表した。これも上海同様、留学者が北京市において創業、就職する場合の優遇措置である。北京における本規定では、優遇措置の説明と共に留学人材データベースを構築することも含まれており、web サイトにより北京の科学技術発展情報、産業案内などを重点的に紹介すると共に、留学者に関連する政策情報なども提供することとしている。

第5章　中国の「留学帰国者創業パーク」について

1980 年頃から始まった私費留学の推奨政策において、中国から出国した留学生は、学業終了後そのまま国外で就職を行う場合が多く、中国へ帰国するケースが少なかった。

1990 年にはいると、中国は帰国推奨政策を推進しはじめ、これにより海外に留学または就職していた留学者が帰国し始めた。1978 年から 2000 年の間を見ると、留学した約 38 万人のうち、約 14 万人が帰国しているとのことである。

1990 年後半になってハイテク産業等の振興に力を入れ始めた中国は、留学帰国者を「人材」と位置づけ、人材によい環境を提供し、積極的にベンチャー企業の育成を促進することが、中国が知的経済時代に対応していく重要な手段であると考えた。その「環境」の一つとして、1994 年に南京市人事局が、帰国留学人員創業パークを建設し、留学者の帰国時の受け皿のきっかけを作った。これ以来各地において、ハイテク分野の人材による起業と、科学技術成果の移転を行うことを目的として、帰国留学人員創業パークが設立されるようになった。2000 年には中国第 1 回国家帰国留学人員創業パークが、中国科学技術部、中国教育部、中国人事部及び国家税務総局により公表され、2008 年 12 月現在、21 箇所建設されている。以下にそれらのリストを挙げる。

表 1　留学帰国者創業パーク

名称	名称
北京市留学人員海淀創業パーク	昆山留学人員創業パーク
天津海外留学生創業パーク	福建留学人員創業パーク
上海留学人員創業パーク(嘉定)	厦門留学人員創業パーク
上海留学人員創業パーク(張江)	済南留学人員創業パーク
成都留学人員創業パーク	煙台留学人員創業パーク
大連留学人員創業パーク	長春海外学人創業パーク
瀋陽留学人員創業パーク	武漢留学生創業パーク
西安留学人員創業パーク	合肥留学人員創業パーク
杭州高新区留学人員創業パーク	留学人員広州創業パーク
寧波保税区留学人員創業パーク	ハルピン海外学人創業パーク
蘇州留学人員創業パーク	

留学帰国者創業パークにおいては、融資支援を受けることができたり、ベンチャーキャピタルの仲介を受けることができたり、さらに登記資本金に関し、2 年以内に額面の金額が揃えば良いこととなっているため、資金面での優遇を受けることができる。このようなメリットがあるため、2008 年現在に入居している企業は、電子情報関連 92 社、バイオ医薬関連 52 社、新材料関連 15 社、光機械電気一体化 20 社、環境保護及び省エネルギ

ー関連 18 社となっている。

ただ、入居企業が全て成功しているわけではなく、2002 年に中関村管理委員会が公開した調査結果によると、海淀創業園で創業した留学帰国者企業の成功率は 20%未満である。（「中国における帰国留学生及び大学発企業に関する実態調査報告書」2003 年 3 月 JETRO 北京センター知的財産権室　発行による。）成功率が高くない理由としては、起業家達のマネジメント能力不足が挙げられる。起業家達は、技術的能力は高いものの、経営に関しては素人である場合が多い。企業運営はマネジメントが重要であることから、経営ノウハウを持たない起業家達による経営は、うまくいっていないケースが多いと思われる。また、ハイテク産業には、膨大な資金が必要となってくるが、資金的に十分でないケースも見受けられるようである。

第2部　中国留日経験帰国者の現状調査について

中国在住の、日本へ留学経験を持つ方々に対して、意識調査を行った。具体的な方法として、留学生の同窓会を通じてwebアンケートに協力頂く事とし、結果をとりまとめた。

1．アンケート手順

今回は効率を考えて、web を用いたアンケートを行った。web 構築業者として、中国統計局の許可を持つ業者を選定した。その理由は、中国国内でアンケートを行い、集計データを海外に持ち出す場合、統計局の許可を持つ業者である必要がある可能性があったためである。今回は同許可を持つ、「ヤフー・バリュー・インサイト」に発注し、実際のアンケートサイトは、平成 20 年 12 月 1 日から平成 21 年 2 月 28 日までアクセス可能とした。なお、サーバの設置場所は日本国内とせず、中国国内とした。その理由は、中国のインターネットには、通称「サイバー万里の長城」といわれる検閲システムが組み込まれており、不適切な内容のサイト（中国語だけでなく、英語、日本語も対象）へのアクセスを制限している。現在でも外国へのサイトは規制対象となりやすく、中国当局の方針により、突然中国国外のサイトへのアクセスが制限される可能性があったため、中国国内へサーバを設置した。事実、アンケート実施期間中の平成 20 年 12 月 19 日、アメリカのニューヨーク・タイムズは、同社ウェブサイトが中国からのアクセスをブロックされたと報じ、欧米諸国のメディアは、中国のインターネット監視が再び強化されたのではないかと報じている。今回のサイトについては、データを見たところ、12 月 20 日～12 月 24 日の間にデータが登録されていることから、影響を受けてないことがわかった。

アンケートにおける質問項目について、質問数はできるだけ少なくし、回答者の負担をできるだけ少なくした。また、個人情報は一切収集しなかった。実際にアンケートが掲載されたサイトには、今回の調査の趣旨も掲載し、構築予定のデータベースに関する解説も載せることで、データベースへの意見もとりこんだ。今回掲載した内容を、添付資料－1に示す。なお、添付資料－2は、その日本語版である。

2. 協力を依頼した同窓会等

今回のアンケートでは、中国にある留学者の同窓会を通じて協力を依頼した。協力を依頼した同窓会は表1の通り。

表 2　協力を依頼した同窓会

同窓会名	場所	会員数（人）
中国人日本留学帰国者の会（留日学人活動ステーション）	北京市	2000
吉林省留日同学会	吉林省	1000
留日同学会 （欧米同学会の分会）	北京市	700
上海欧米留学生会日本留学生分会	上海市	800
遼寧省留日同学会	遼寧省	300
香港留日学友会	香港	430
広西留学人員聯誼会留日分会	南寧市	約300
大連市中日友好学友会	大連市	約300
重慶市留日学生同学会	重慶市	200
華中科技大学留日同窓会	湖北省	156
北海道大学中国同窓会	北京市	150
広州留東同学会（深セン市の会員も含む）	広州市	200～300
中国四川日本校友会	四川省	125
天津市留学人員懇親会留日支部	天津市	100
北京如水会留学生会	北京市	100
上海名古屋大学同窓会	上海市	72
広島大学中国校友会	北京市	60

アンケートについては、事前に中国大使館へ相談に伺ったところ、アンケート自体には特に問題はないだろうという見解だったが、積極的な協力は頂けなかった。

実際にアンケートを開始する前に、一度全同窓会に電話で連絡を行い、協力の打診を行った。会員数が多い機関ほど、協力について消極的であった。理由としては、個人情報の管理について、会員から厳しく言われているので、漏れる可能性があることは避けたいとか、アンケートには協力しないようにしているとかがあった。前者については、今回個人情報は収集しないことを説明して、協力いただけるよう説得した。

実際にアンケートが開始されると、再度同窓会全箇所に電話で連絡した上で、アンケートサイトのURLを載せたアンケート協力依頼状をメールで送信し、同窓会事務局より会員に対して、メールでアンケートの協力依頼を行っていただいた。

アンケートに協力しないと回答のあった、中国人日本留学帰国者の会（留日学人活動ステーション）及び留日同学会 （欧米同学会の分会）については、各会の副会長に協力依頼を行ったが、同窓会総会で議論した結果、協力しない方針となった旨連絡があった。

なお、上海欧米留学生会日本留学生分会については、自分の組織のホームページにてアンケートを載せたいと要望が出されたため、直接訪問してアンケートサイトの詳細、及び入

手したいデータについて説明を行った。後日電話にて確認したところ、提示されたアンケートサイトを構築するのは困難であるため、指定のサイトへアクセスして回答するように、会員に連絡したとの話であった。

上海の上記同窓会を訪問した機会を利用して、同じ上海にある上海名古屋大学同窓会を訪問し、アンケートの協力を依頼したところ、快く協力を約束していただいた。

上記に加えて、日本学術振興会を訪問し、連絡の取れる留日経験者に対して、メールにてアンケートの協力を依頼して頂いた。

3. アンケート結果

(1) 集計結果

今回のアンケートにおいては、113 件の回答があった。以下にアンケートの結果を示す。なお web に掲載したアンケート質問文は、添付資料とする。

Q1	日本への留学についてお尋ねします。 留学期間は何年間でしたか。	結果	割合
	1年未満	7	6.2%
	1年以上2年未満	19	16.8%
	2年以上3年未満	36	31.9%
	3年以上5年未満	15	13.3%
	5年以上	36	31.9%

Q2-1	留学はいつまででしたか。/年	結果	割合
	2008年	6	5.3%
	2007年	5	4.4%
	2006年	4	3.5%
	2005年	11	9.7%
	2004年	26	23.0%
	2003年	13	11.5%
	2002年	7	6.2%
	2001年	12	10.6%
	2000年	6	5.3%
	1999年	9	8.0%
	1997年	2	1.8%
	1996年	2	1.8%
	1995年	3	2.7%
	1994年	1	0.9%
	1991年	2	1.8%
	1989年	2	1.8%
	1987年	1	0.9%
	1985年	1	0.9%

Q2-2	/月	結果	割合
	1月	4	3.5%
	2月	4	3.5%
	3月	39	34.5%
	4月	12	10.6%
	5月	6	5.3%
	6月	8	7.1%
	7月	3	2.7%
	8月	8	7.1%
	9月	7	6.2%
	10月	5	4.4%
	11月	10	8.8%
	12月	7	6.2%

Q3-1	留学先及び分野はどこでしたか。/留学先	結果	割合
	専門学校	1	0.9%
	語学学校	2	1.8%
	大学	58	51.3%
	大学院	51	45.1%
	研究所	25	22.1%
	その他	2	1.8%

Q3-2	分野	結果	割合
	法律	1	0.9%
	経済	6	5.3%
	文学(語学)	9	8.0%
	物理	8	7.1%
	化学	21	18.6%
	生物	24	21.2%
	地学	6	5.3%
	電子	3	2.7%
	情報	8	7.1%
	機械	5	4.4%
	土木	2	1.8%
	材料	12	10.6%
	建築	1	0.9%
	医学	9	8.0%
	薬学	4	3.5%
	その他	18	15.9%

その他:広域科学、流体力学、農学、地球環境科学、地質学、数学、考古学、歴史学、数学とシステム工学、生命農学、水土保持、災害管理、リスク評価、環境、気候変化、教育、都市計画、動物の遺伝育種と繁殖、エネルギー、天文

Q4	日本で取得した資格は何ですか。	結果	割合
	学士(大学卒)	3	2.7%
	修士(大学院博士課程前期卒)	8	7.1%
	博士(大学院博士課程後期卒)	38	33.6%
	語学認定	2	1.8%
	その他	57	50.4%
	なし	17	15.0%

その他:オーバードクター、JSPS 研究員/ポスドク/フェロー/外国人特別研究員、客員研究員/教授、連合研修ドクター、研究員、教師免許、電気工事士 2 級、研究助手、笹川スカラーシップ

Q5-1	現在の所属と分野は何ですか。/所属	結果	割合
1	企業	8	7.1%
2	大学	77	68.1%
3	政府	7	6.2%
4	その他	21	18.6%

その他:日本政府機構及び大学、中国科学院動物研究所、研究所、中国科学院、中国農

業科学院、中国社会科学院、病院

Q5-2	分野	結果	割合
	法律	2	1.8%
	経済	6	5.3%
	文学(語学)	7	6.2%
	物理	7	6.2%
	化学	20	17.7%
	生物	24	21.2%
	地学	5	4.4%
	電子	5	4.4%
	情報	6	5.3%
	機械	6	5.3%
	土木	1	0.9%
	材料	9	8.0%
	建築	2	1.8%
	医学	9	8.0%
	薬学	5	4.4%
	その他	27	23.9%

その他:文化、地質学、エネルギー、東南アジア研究/華僑華人、地球科学、確率論と数理統計、金融数学と金融システム、考古学、管理学、農学、地震科学、化工、災害、環境、気候変化、行政、貿易、教育、管理(知的所有権管理)、動物遺伝育種、農業、NDT(非破壊検査)、天文

Q6	そのようなデータベースがあれば、利用したいですか。	結果	割合
	はい	106	93.8%
	いいえ	7	6.2%

Q7	もしそのようなデータベースが構築された場合、ご自分を登録しようと思いますか。	結果	割合
	はい	103	91.2%
	いいえ	10	8.8%

Q8	データベースには、どんな項目があれば便利だと思いますか。	結果	割合
	名前	107	94.7%
	現住所	47	41.6%
	自宅の電話番号	9	8.0%
	個人のメールアドレス	99	87.6%
	勤務先名	102	90.3%
	勤務先電話番号	78	69.0%
	勤務先のメールアドレス	78	69.0%
	留学先	84	74.3%
	留学していた期間	79	69.9%
	興味のある分野	90	79.6%
	再留学を希望しているか	47	41.6%
	その他あると便利な項目(FA)	11	9.7%

その他:留学の学校、学科、所得資格、役職/職務(必須でない)、性別、年齢、職位、研究興味/テーマ、専攻あるいは職業種類、現在の仕事領域/特長、協力プロジェクト、主要成果、他人と交流しようと思うか、携帯電話番号

Q9	別紙2にあるデータベースについて、どう思いますか。

・いいと思う。
・みんなと共に努力して、実用かつ有効なデータベースを立ち上げることで、日本に留学する人の間の協力と交流を強化し、また中日の科学技術の交流と協力を強化することに役立て、さらに日中の世代友好に我々の微力を尽くすことができる。
・協力プロジェクトが増えて欲しい。
・デザインがいい(注:ここでいうデザインというのは、ユーザインターフェースを指しているのではなく、システムの仕様と思われる。)。日本留学同窓会に加入する連絡方法を提供して欲しい。
・過去日本への留学経験者に対して、短期訪日の機会と出資援助計画を提供して欲しい。
・データベースが日本留学の帰国者の相互交流のプラットフォームになり、両国の科学者の相互交流の講壇になり、中日時代の友好舞台を構築する舞台になることを望む。
・ドイツのフンボルト基金会(AvH)とドイツ学術交流センター(DAAD)の学友ネットとデータベースの建設、特にこの2つの基金と奨学金獲得者との連絡、交流、協力および出資援助などの方式をご参考ください。
・データベースを定期更新して欲しい。例えば月ごとあるいは半年ごと。
・登録人員は、興味が同じか、近い留日帰国者を分類で検索することができる。

(2) 考察

Q1～Q2の結果より、今回の回答者は、留学期間が2年～3年と、5年以上の方が多く、留学年度は 2001 年～2005 年と、比較的最近帰国された方が多かった。したがって、20台後半から30台前半の方が多いと思われる。

Q3及びQ4により、留学先は大学、大学院で修士または博士の学位を取得するケースが多く、次いで研究所であった。これにより、中国の留学希望者は、日本で資格を取得することを希望している方が多い傾向にあると言える。中国政府の規定でも、「海外の大学で学位を取得した場合」と、優遇措置を受けられる条件が明記されているため、それがこの結果にも表れていると言える。また分野については、化学、生物、材料が多かった。これは最近の学術分野の「はやり」を反映していると思われる。化学であれば、有機材料等の化学物質、生物であればバイオテクノロジー、材料であればナノマテリアルといった、最先端の学術分野を選択している。

現在の所属は大学が圧倒的に多く(Q5)、日本の大学で学位を取得し、帰国後も大学で研究を続けているケースが多いことがわかる。したがって、日本への留学経験を持つ

方々は、知的レベルが非常に高いことが読み取れる。

Q6 では、今回の調査で想定されるデータベースについて、利用の意思を尋ねたが、結果としてほとんどの方が利用したいと回答した。また、Q7 において、自分を登録しても良いと答えた方がほとんどであったことから、このようなデータベースを利用したいと考えている方が多いとの結果が得られた。この理由としては、日本へ留学経験を持つ方々の間にあまりネットワークが形成されておらず、「人的ネットワーク飢餓」状態であるのではないかと思われる。一方で、単なる留学経験を持つ方々のネットワークであれば、既存の地域密着型の同窓会があるが、地域に閉じたコミュニティであり、地域を越えたネットワークは形成できないし、期待もできない上、同窓会メンバーについてシステム化されてないため、web で簡単に検索することができない。特に今回のケースでは、大学の教員となっている方が多いことから、地域を越えた活動をされている方が多いことが想定され、別の大学への転出、または学会等による出張において、訪問先に同じ留学経験を持つ方を探したいと感じている方が多いと思われる。つまり、日本への留学経験を持つ方々は、同じ経験を持つ方々を、中国全土を対象に探したいというニーズが読み取れる。

Q8 では、想定されるデータベースに載せる項目について伺ったが、名前、メールアドレス、勤務先名、興味のある分野が非常に多かった。これはまさに、自分と同じ研究領域の方と連絡を取りたいニーズの現れである。

Q9 で想定されるデータベースについての感想を伺った。記述いただいた結果では、全てにおいてデータベース構築に前向きな意見となったことから、回答いただいた方は、親日であることが考えられ、日本に対して期待していることがうかがえる。まさに今、必要とされる人的ネットワークは、中国全土が対象である。

第3部 「中国留日経験帰国者のデータベース」の構築について

日本に留学経験を持つ、中国在住の方を登録するためのデータベースについて、必要機能を洗い出し、整理した。それを基に、構築にかかる経費及び運用にかかる経費について、2 社に対して見積を依頼した。

1. データベース案作成のポリシー

以下のようなポリシーに基づき、データベース案を検討した。

・プライバシーを最大限保護する
・スパムやいたずらを排除する
・可能な限り情報を公開する

2. 登録ユーザの定義

本データベースでは、登録者の身元の確かさにより、情報を登録するユーザを「レベル A ユーザ」と「レベル B ユーザ」の 2 つに分けた。レベル A ユーザは、中国国内にある同窓会を通じて、情報を登録したユーザと定義し、同窓会により身元の確認が行われているユーザであるとした。また、レベルＢユーザは、同窓会を通じず、直接 web 上から情報を登録したユーザと定義し、身元の確認が行われていないユーザであるとした。

レベル A ユーザとして登録するためには、各同窓会より送付されるパスワードが必要である。またレベル B ユーザからレベル A ユーザになるためには、次の二つの方法とした。一つ目は、既存の同窓会に入会し、同窓会よりパスワードを入手する方法である。もう一つは、新たに同窓会を立ち上げ、機構殿がその同窓会を承認する方法である。

なお、各ユーザが登録した情報は自動的に公開されるが、成りすましや迷惑行為等を行ったユーザに対しては、登録情報の削除やアクセス禁止といった措置をとることを想定している。

項目	レベルAユーザ	レベルBユーザ
ユーザについて	同窓会別のパスワード入力 ＋ユーザ登録 ＋データベース登録	ユーザ登録 ＋データベース登録
DB登録情報の公開	自動的に公開	自動的に公開

3. ユーザ登録までの流れ

本データベースは、web を使ったシステムとし、web ブラウザがあればどこからでもデータを登録することができることとした。

ユーザ登録は、本データベースのトップページよりリンクされている、ユーザ登録画面から行う。当画面からは、名前、住所、メールアドレス、ユーザ認証のためのパスワードを入力し、ユーザ認証のためのパスワードは、ユーザ自身で設定することとした。また、レベル A ユーザとして登録する場合は、各同窓会より入手したパスワードを別途入力する必要がある。

以上の項目の入力が完了した後に、入力したメールアドレスが有効であるかを確認するため、確認用の URL がそのメールアドレス宛に自動送信される。確認用の URL へアクセスした時点でユーザ登録は完了し、ユーザ情報の登録画面の URL が、そのメールアドレス宛に自動送信される。なお、ユーザがパスワードを忘れた場合は、入力したメールアドレス宛に連絡メールが送信される仕組みを想定している。

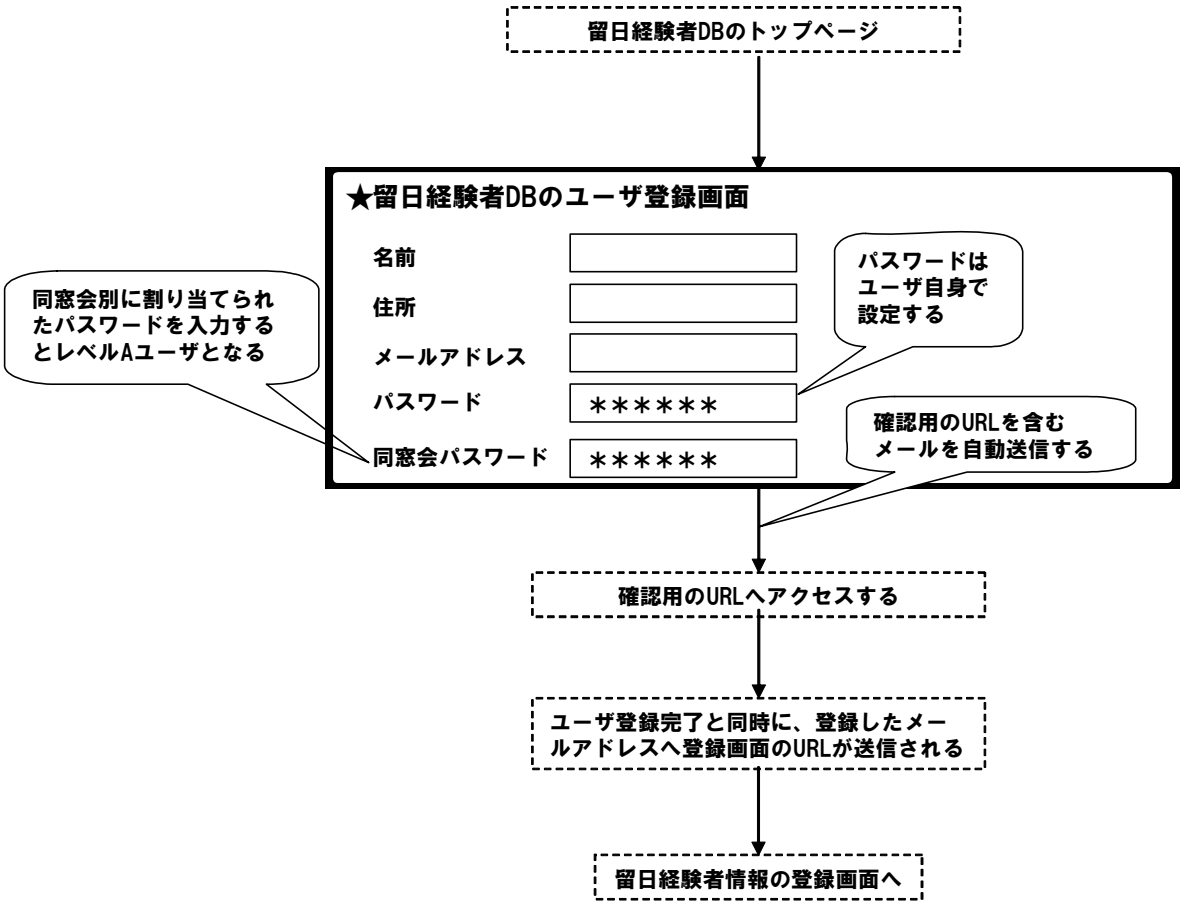

4. 留日経験帰国者情報の登録手順

留日経験帰国者であるユーザ情報の登録は、トップページよりリンクされている留日経験 DB の登録画面より行う。留日経験 DB の登録画面では、登録情報を入力するだけでなく、公開レベルを設定することができる。公開レベルの設定については、次項で述べる。なお、留日経験 DB の登録画面へアクセスするためには、メールアドレスとパスワードによるユーザ認証を行う必要がある。登録情報の編集、削除を行う場合も、同様の手順で行う。

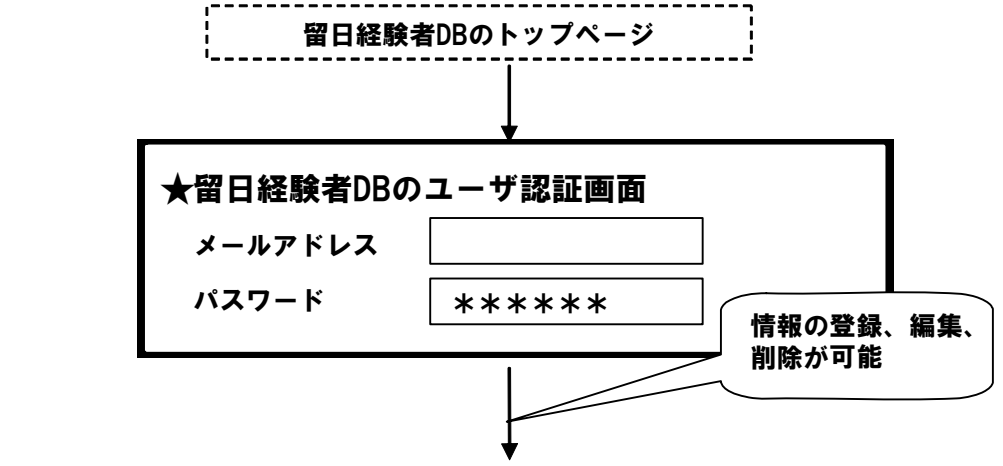

留日経験者DBの登録画面

名前	○○○	公開レベル選択
性別	男性	公開レベル選択
生年月日	1970年1月1日	公開レベル選択
住所	北京市○○	公開レベル選択
留学情報	留学先（大学名と学部） 留学先の卒業年 学位 在日期間（年）	公開レベル選択
現在の所属	機関（研究機関、企業など） 分野（化学、電気など） 職種（研究職、通訳など）	公開レベル選択
興味のある分野	分野（化学、電気など） 職種（研究職、通訳など）	公開レベル選択
連絡先	電話番号 メールアドレス	公開レベル選択

5. データベース項目情報の公開レベルの設定

データベース項目情報は、公開レベルの設定が可能である。全項目に対して、公開する／しないを選択することが可能である。年齢と住所の項目については、公開する／しないだけでなく、概要情報を表示することができる。年齢の場合の概要情報は、30 代といったレベルまで、住所の場合の概要情報は、県レベルまでの公開を選択することが可能である。

レベル A ユーザは、全項目に対して全公開レベルが選択できる。一方、レベル B ユーザは、年齢、住所は概要情報までしか公開できず、連絡先は公開できない。このように、レベル A ユーザとレベル B ユーザでは公開できる情報が異なる理由は、レベル B ユーザでは、成りすましや虚偽の情報が含まれる可能性が、レベル A ユーザよりも高いためである。

項目	レベルAユーザ	レベルBユーザ
名前	○	○
性別	○	○
年齢	○	△
住所	○	△
留学情報	○	○
現在の所属	○	○
興味のある分野	○	○
連絡先	○	×

○ 公開する／しないを設定可能

△ 概要情報までしか公開できない

（例. 年齢:30代、住所:県レベル）

× 情報を公開できない

6. データベース項目情報の閲覧レベル

本データベースでは、レベル A ユーザとレベル B ユーザとで身元の信頼度が異なるため、ユーザごとに閲覧できる情報が異なる。レベル A ユーザでは、登録者の設定した公開レベルに応じて全項目の情報を閲覧することが可能である。一方、レベル B ユーザは、性別、年齢、住所、留学情報の項目以外は、情報を閲覧することができない。性別、留学情報の項目については、登録者の設定した公開レベルに応じて情報を閲覧できるが、年齢、住所の項目については、登録者が希望しても概要情報までしか閲覧できない。

項目	レベルAユーザ	レベルBユーザ
名前	○	×
性別	○	○
年齢	○	△
住所	○	△
留学情報	○	○
現在の所属	○	×
興味のある分野	○	×
連絡先	○	×

◎ 登録者の設定した公開レベルに関係なく情報を閲覧可能

○ 登録者の設定した公開レベルに応じた形で情報を閲覧可能

△ 登録者の設定した公開レベルに応じた形で情報を閲覧可能だが、

登録者が公開を希望しても概要情報までしか閲覧できない

（例. 年齢:30代、住所:県レベル）

× 登録者の設定した公開レベルに関係なく情報を閲覧できない

7. 登録者への問合せ

登録されているユーザへ問い合わせを行う場合は、直接または当サイトを介して行うことができる。データベースを介した問い合わせでは、事務局が問い合わせ情報をメールで送信する。レベル A ユーザとレベル B ユーザとで身元の信頼度が異なるため、問い合わせの手順がユーザにより異なる。

直接問い合わせを行うことが可能なのは、レベル A ユーザからレベル A ユーザへ問い合わせを行う場合のみである。それ以外の場合は、当サイトを介した問い合わせとなる。レベル A ユーザからレベル B ユーザへの問い合わせを直接行うことができない理由は、レベル B ユーザに、連絡先を収集する業者等が含まれる可能性があるためである。また、複数のユーザへ同時にスパムメールを送ることを防ぐため、当サイトを介した問い合わせは、1 件ずつ行う仕組みを想定している。

項目	レベルAユーザ	レベルBユーザ
レベルAユーザへの 問い合わせ	直接可能(公開時のみ)	事務局が、問い合わせ 情報をメールで自動送信
レベルBユーザへの 問い合わせ	事務局が、問い合わせ 情報をメールで自動送信	事務局が、問い合わせ 情報をメールで自動送信

8. 開発コスト

今回想定しているデータベースの仕様を開発業者に送付し、見積を依頼した。結果は以下の通りである。金額は消費税を含む。なお、実際の開発においては、さらに詳細に機能を洗い出す必要があり、価格が変動する可能性がある。

(単位:円)

	開発費	年間運用費	合計
A 社	3,685,500	2,100,000	5,785,500
B 社	2,625,000	978,000	3,603,000

第4部　調査のまとめ及び提言

第1章　調査のまとめ

1．中国は留学支援政策及び帰国支援政策をとっており、その効果が徐々に出てきている。
2．そのやりかたは、法律を定めて無理に帰国すべしとする高圧的なものではなく、留学者に帰国したいと思わせるような、留学者の帰国インセンティブを挙げる内容となっている。
3．今回の web アンケートでは、113 名からしか回答が得られなかった。特に、規模が大きい中国人日本留学帰国者の会（留日学人活動ステーション）及び留日同学会 （欧米同学会の分会）から協力が得られなかった。
4．日本に留学した経験を持つ方々を対象としたアンケートによれば、留学経験を持つ人が登録されたデータベースの構築に、高い期待を抱いている。
5．今回の調査により想定されるデータベースの仕様は、中国在住の留日経験者においても受け入れられた。

第2章　提言

1．中国在住の留日経験者が登録されたデータベースを構築するには日中両国関係者の更なる理解を求める必要があると思われる。例えば、日中の政府間レベルの協力の枠組みの構築等が望ましいと考えられる。
2．構築する場合、最近のネットワーク環境及びブラウザ技術を考慮すると、I.E.等のブラウザで利用可能な web ベースのシステムとし、どこからでもアクセスできるシステムにすべきである。
3．中国在住の留学経験者については、同窓会を通じて登録することとするが、登録を促進するための方策として、既に日本に留学している中国国籍を持つ人に対しても、留学期間中にデータベースについて宣伝しておくべきである。

添付資料 1　web アンケートサイト掲載内容

《关于留日回国人员现状把握及意见征询问卷调查的说明》

【背景】

据了解，目前在中国国内的留日回国人员已超过 3 万人。这些留日人员回国后大多数活跃在中国的政府部门、研究机构、企业等广泛的领域中，同时又在与日本的合作中发挥着积极的作用，无论从事哪方面的工作，这些人才都在不同程度上发挥了在日本留学和就业期间获得的知识、技能和经验。

然而，由于目前这些宝贵的人才之间的相互交流的网络还不够完善，鉴于这种状况，日本科学技术振兴机构目前正在中国和日本两个方面就如何使留日回国人员的才能得以更加充分有效的发挥而进行积极的研究探讨。为了通过这些探讨制定出切实可行的人才利用方案，现决定针对居住在中国的留日回国人员、就提供何种援助才有实际效果这一问题开展调研。

【本次调查的目的】

这次，作为人才利用方案研究中的一环，日本科学技术振兴机构决定通过问卷调查的形式，了解把握目前居住在中国的留日回国人员的现状。对于问卷调查的结果，本机构将作为人才利用方案研究的基础信息加以充分利用。希望以此进一步加强中日两国的合作关系，推进两国的科研及产业的进一步发展。

【问卷概要】

本项调研拟采用附件 1 所示的问卷（关于细节，以后可能会有所变更）以掌握留日回国人员的现状。

【数据库概要】

作为目前本机构设想的留日回国人员支援方案之一，我们正在研究建立登记留日回国人员的数据库，其方案如附件 2 所示。

＜附件 1 问卷草案＞

●问卷项目（草案）

1．就到日本留学的情况进行提问。

（1） 留学期间是几年？

〇1 年未满　〇1 年以上 2 年未满　〇2 年以上 3 年未满　〇3 年以上 5 年未满

〇5 年以上

（2） 留学截止到何时？（西历）

□年 □月

（3） 留学院校等及领域是什么？（可回答多项）

・留学院校等

□专门学校　□语言学校　□大学　□大学院　□研究所　□其他

・领域

□法律　□经济　□文学（语言）　□物理　□化学　□生物　□地理　□电子

□信息　□机械　□土木　□材料　□建筑　□航空　□造船　□医学　□药学

□牙科学　□其他（□）

（4） 在日本取得的资格是什么？（可回答多项）

□学士（大学毕业）　□硕士（大学院博士课程前期毕业）

□博士（大学院博士课程后期毕业）　□结业　□其他（□）　□无

（5） 现在的所属和领域是什么？

・所属

〇企业　〇大学　〇政府　〇其他（□）

・领域

□法律　□经济　□文学（语言）　□物理　□化学　□生物　□地理　□电子

□信息　□机械　□土木　□材料　□建筑　□航空　□造船　□医学　□药学

□牙科学　□其他（□）

2．科学技术振兴机构（属于政府系统机构，是独立行政法人）现在正在研究在日本国内建立登记中国赴日留学人员的数据库。

数据库的概要如下所述：

・本次计划构建的数据库的目的是为了增进留日回国人员之间的联系、并以其人际关系网络构建新的网络，此外，我们设想了在中国国内的日资企业想要录用懂日语的员工以及日本的官方机构希望招聘时加以利用的情况。

・作为留日回国人员信息的登记方法，有通过中国国内的留日同窗会获取登记网站的 URL 及密码后登记自己信息的方法（A 级用户）和不通过同窗会而直接自己从网站登记的方法（B 级用户）。

・进行了会员注册的一般人员可以浏览登记的数据。但是，本数据库有如下规定：

A 级：是指通过中国国内的同窗会登记自己信息的人员。可任意选择可以对外公开的项目。公开了自己的联系方式时，其他 A 级用户可直接和自己进行联系。此外，下述的 B 级用户可通过本机构的联系网站给 A 级用户发送邮件。然后，由 A 级用户本人判断是否与对方进行联系。

B 级：是指不通过同窗会而直接从网站上登记自己信息的人员。此外，没有留日经验的人员以浏览数据为目的进行了用户注册时也列为 B 级用户。登记了自己信息的人员可任意选择可以对外公开的项目。B 级用户只能浏览所登记信息的一部分。B 级用户的联系方式将不予公开，因此，一般人员希望与登记者取得联系时，要通过本机构的联系网站进行。然后，由 B 级用户本人判断是否与对方进行联系。

（1） 如果有上述的数据库，您是否会加以利用？

〇是

〇否

（2） 如果建立了上述的数据库，您是否希望登记自己的信息？

〇是

〇否

（3） 您认为数据库中有哪些项目比较方便？

・姓名	□
・现住址	□
・家庭电话号码	□
・个人电子邮箱	□
・工作单位名称	□
・工作单位电话号码	□
・工作单位电子邮箱	□
・留学地点	□
・留学期间	□
・有兴趣的领域	□
・是否希望再次留学	□
・其他认为有利方便的项目（自由记述）	（　　）

（4） 如果您对数据库有什么意见和建议等，请在下面填写。（自由记述）

（　　）

＜附件 2　数据库草案＞

本资料是对科学技术振兴机构（以下简称“JST”）正在研究的数据库草案进行总结而成的。首先，在制定数据库草案之际，讲述一下相关方针；接着，讲述用户的定义、用户注册的步骤、数据库的登记步骤；然后，讲述数据库项目信息的公开等级的设置、数据库项目信息的浏览等级；最后讲述对登记用户的查询方法。

●制作数据库草案的方针

按照如下所述的政策对本数据库草案进行了研究：

- 最大限度地保护个人隐私
- 尽可能地清除垃圾邮件和恶意邮件
- 尽可能地公开信息

●登记用户的定义

本数据库根据登记者身份的确定性将登记信息的用户分为“A 级用户”和“B 级用户”两种。A 级用户定义为通过中国国内的同窗会登记信息的用户，是由同窗会进行身份验证的用户。而 B 级用户定义为不通过同窗会而直接从网站上登记信息的用户，是未经身份验证的用户。

要作为 A 级用户进行登记，需要提交由各同窗会发给的密码。此外，要从 B 级用户变更为 A 级用户，有以下两种方法：第一种，就是加入已有的同窗会，从同窗会获得密码；第二种，就是组建同窗会并由 JST 对该同窗会予以承认。

此外，各用户登记的信息将被自动公开，但对于有冒充或骚扰等恶意行为的用户，我们设想采取删除登记信息或禁止访问的措施。

项目	A级用户	B级用户
关于用户	输入各同窗会的密码 ＋用户登记 ＋数据库登记	用户登记 ＋数据库登记
数据库登记信息的公开	自动公开 （不经JST审查）	自动公开 （不经JST审查）

●用户注册的流程

用户注册在本数据库首页上链接的用户注册画面中进行。在该画面中输入姓名、住址、电子邮箱、用户认证密码。用户认证密码由用户自行设置。此外，作为 A 级用户登记时，还需要另行输入从各同窗会获得的密码。

完成以上项目的输入后，为了确认所输入的电子邮箱是否有效，系统将自动地向该电子邮箱发送确认用的 URL。在访问了确认用的 URL 之时，用户登录即告完成，留日回国人员信息登记画面的 URL 将被自动发送到该电子邮箱。此外，在用户忘记了密码时，我们设想采用向所输入的电子邮箱发送联系邮件的机制。

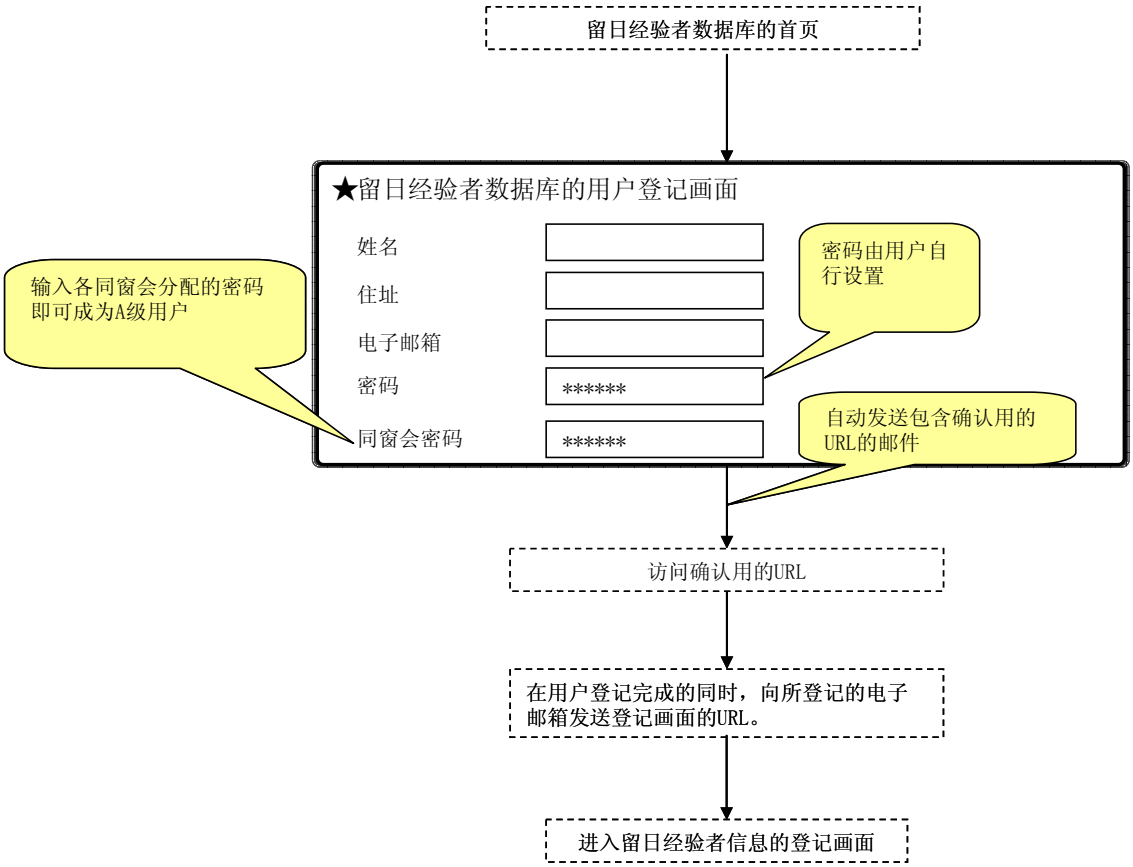

●留日回国人员信息的登记步骤

留日回国人员信息的登记在首页上链接的留日经验数据库的登记画面中进行。在留日经验数据库的登记画面上，不仅可以输入登记信息，还可以设置公开等级。关于公开等级的设置，将在下一项中进行讲述。此外，要访问留日经验数据库的登记画面，还需要通过电子邮箱和密码进行用户验证。进行登记信息的编辑、删除时，按同样步骤操作。

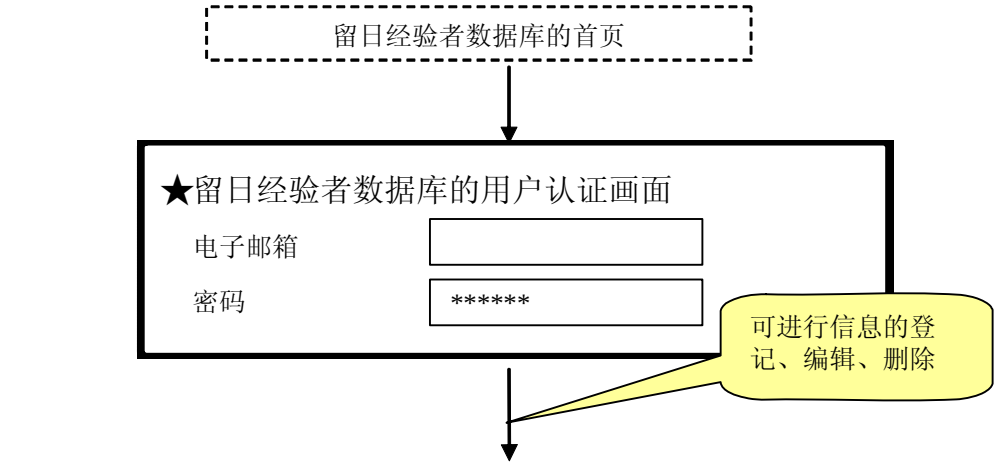

留日经验者数据库的登记画面

姓名	○○○	选择公开等级
性别	男性	选择公开等级
出生年月日	1970年1月1日	选择公开等级
住址	北京市○○	选择公开等级
留学信息	留学地点（大学名和学部） 留学地点的毕业年份 学位 在日期间（年）	选择公开等级
当前所属	机构（研究机构、企业等） 领域（化学、电气等） 职业（研究人员、口译等）	选择公开等级
有兴趣的领域	领域（化学、电气等） 职业（研究人员、口译等）	选择公开等级
联系方式	电话号码 电子邮箱	选择公开等级

●数据库项目信息公开等级的设置

数据库项目信息可以进行公开等级的设置。可以针对所有项目进行公开/不公开的选择。关于年龄和住址的项目，不仅可以选择公开/不公开，还可以显示概要信息。年龄的概要信息可以选择公开到 30 几岁等的范围等级，住址的概要信息可以选择公开到县级。

A 级用户可以对所有项目选择全部公开，而 B 级用户的年龄、住址只能公开概要信息，不能公开联系方式。之所以采用这种 A 级用户和 B 级用户的可公开信息不同的方式，是因为 B 级用户冒充或包含虚假信息的可能性高于 A 级用户。

项目	A级用户	B级用户
姓名	○	○
性别	○	○
年龄	○	△
住址	○	△
留学信息	○	○
当前所属	○	○
有兴趣的领域	○	○
联系方式	○	×

○ 可设置公开/不公开

△ 只公开概要信息

（例， 年龄：30几岁、住址：县级）

× 不能公开信息

●数据库项目信息的浏览等级

在本数据库中，由于 A 级用户和 B 级用户的身份可信度不同，因此每位用户可以浏览的信息也不同。A 级用户可以根据登记者设置的公开等级浏览所有项目的信息，而 B 级用户除了性别、年龄、住址、留学信息的项目外，不能浏览其他信息。关于性别、留学信息的项目，可以根据登记者设置的公开等级浏览相关信息，但关于年龄、住址的项目，即使登记者希望公开，也只能浏览概要信息。

项目	A级用户	B级用户
姓名	○	×
性别	○	○
年龄	○	△
住址	○	△
留学信息	○	○
当前所属	○	×
有兴趣的领域	○	×
联系方式	○	×

◎ 无论登记者设置的公开等级如何均可浏览信息

○ 可根据登记者设置的公开等级浏览信息

△可根据登记者设置的公开等级浏览信息，

但即使登记者希望公开，也只能浏览概要信息。

（例，年龄：30几岁、住址：县级）

× 无论登记者设置的公开等级如何均不能浏览信息

●对登记者的查询

对登记者的查询可直接进行或通过本网站进行。通过数据库进行查询时，事务局将通过邮件发送查询信息。由于 A 级用户和 B 级用户的身份可信度不同，因此，查询的步骤会因用户而异。可直接查询的仅限 A 级用户对 A 级用户进行查询时。除此之外的查询要通过本网站进行。之所以 A 级用户不能对 B 级用户进行直接查询，是因为 B 级用户中可能包含恶意收集联系方式的业者等。此外，为了防止有人向多个用户同时发送垃圾邮件，对于通过本网站进行的查询，我们设想采用只能逐件发送的机制。

项目	A用户	B用户
对A用户的查询	可直接查询（仅限公开时）	事务局通过邮件自动发送查询信息
对B用户的查询	事务局通过邮件自动发送查询信息	事务局通过邮件自动发送查询信息

添付資料２ web アンケートサイト掲載内容（日本語訳）

『日本への留学経験を持つ方々の現状把握・意見収集について』

【背景】

現在、中国国内にいる留日経験帰国者の数は、３万人を超えると言われている。これらの留日経験者の多くは、日本での留学及び就職の経験を活かし、帰国後、日本との連携を探りながら、中国の政府部門、研究機関、企業など幅広い分野で活躍している。このような貴重な人材について、現時点では日本国内で組織化されておらず、人材を活用できてない現状である。

そのような状況を鑑み、科学技術振興機構では、中国・日本両国において留日経験帰国者の人材活用方策を検討しており、それに伴い中国に在住する留日経験者に対してどのような支援が効果的かについて検討を行っている。

【今回の現状把握・意見収集の目的】

今回科学技術振興機構では、人材活用方策検討の一環として、アンケートを通じて中国在住の留日経験者の現状把握・意見収集を行うこととなった。当機構は、ここで得た中国国内で活躍されている留日経験者動向の整理結果を、人材活用方策検討の基礎情報として活用する。これにより、中国、日本両国の協力関係をさらに強化すると共に、両国の研究・産業の発展を目指す。

【アンケートの概要】

別紙１のようなアンケートを予定しており、留日経験帰国者の意見を収集する。

【データベースの概要】

現在当機構が想定している留日経験帰国者への支援として、経験者が登録されたデータベースを検討しており、その案を別紙２に示す。

＜別紙１　アンケート案＞

●アンケート項目(案)

１．日本への留学についてお尋ねします。

(1) 留学期間は何年間でしたか。

○1 年未満　○1 年以上 2 年未満　○2 年以上 3 年未満　○3 年以上 5 年未満

○5 年以上

(2) 留学はいつまででしたか。(西暦)

□年　□月

(3) 留学先及び分野はどこでしたか。

・留学先（複数選択可）

□専門学校　□語学学校　□大学　□大学院　□研究所　□その他

・分野（複数選択可）

□法律　□経済　□文学（語学）　□物理　□化学　□生物　□地学　□電子

□情報　□機械　□土木　□材料　□建築　□航空　□造船　□医学　□薬学

□歯学　□その他（□）

(4) 日本で取得した資格は何ですか。　(複数選択可)

□学士（大学卒）　□修士（大学院博士課程前期卒）

□博士（大学院博士課程後期卒）　□語学認定　□その他（□）　□なし

(5) 現在の所属と分野は何ですか。

・所属

○企業　○大学　○政府　○その他（□）

・分野（複数選択可）

□法律　□経済　□文学（語学）　□物理　□化学　□生物　□地学　□電子

□情報　□機械　□土木　□材料　□建築　□航空　□造船　□医学　□薬学

□歯学　□その他（□）

２．中国から日本へ留学された方が登録されるデータベースを、日本国内に構築することを検討しています。構築するのは、科学技術振興機構で、政府系機関（独立行政法人）です。

データベースの概要は以下の通りです。

・今回構築予定のデータベースは、留学経験を持つ方々同士の親睦、人的ネットワークを通じて、新たなネットワークを構築することを目的としており、加えて、中国国内にある日本の企業が、日本語を理解できる方を採用したい場合や、日本の公的機関が、招へいを希望する場合に利用されることも想定しています。

・貴殿の情報の登録方法としては、中国国内の同窓会を通じて、登録するサイトの URL

をお知らせし、web からご自分の情報を登録していただく方法（レベル A ユーザ）と、同窓会を通じず、直接ご自分が web より登録する方法（レベル B ユーザ）があります。

・登録されたデータは、会員登録された一般の方から閲覧することができます。ただし、アクセスに関しては以下のようになっています。

レベル A：中国国内にある同窓会を通じて、ご自分の情報を登録いただいた方です。公開しても構わない項目を任意に選択することができます。ご自分の連絡先を公開している場合は、連絡を取りたいと思っているレベル A の方から直接連絡が来ます。また以下のレベル B の方からは、当機構の連絡サイトを通じてメールが送られてきます。その後は、ご自分の判断で相手に連絡をとっていただきます。

レベル B：同窓会を通じず、直接 web 上からご自分の情報を登録した方です。また、留日経験を持たない方が、データを閲覧することを目的としてユーザ登録する場合もレベル B となります。ご自分の情報を登録された方は、公開しても構わない項目を任意に選択することができます。当レベルでは、登録されている情報の一部しか閲覧できません。貴殿の連絡先は公開しないため、一般の方から貴殿に連絡を取りたい場合は、機構の連絡サイトを通じて行います。その後は、ご自分の判断で相手に連絡をとっていただきます。

(1) そのようなデータベースがあれば、利用したいですか。

○はい

○いいえ

(2) もしそのようなデータベースが構築された場合、ご自分を登録しようと思いますか。

○はい

○いいえ

(3) データベースには、どんな項目があれば便利だと思いますか。(複数選択可)

・名前	□
・現住所	□
・自宅の電話番号	□
・個人のメールアドレス	□
・勤務先名	□
・勤務先電話番号	□
・勤務先のメールアドレス	□
・留学先	□
・留学していた期間	□
・興味のある分野	□
・再留学を希望しているか。	□
・その他あると便利な項目　(自由記述)	(　　)

(4) 別紙２にあるデータベースについて、どう思いますか。 （自由記述）

（ ）

＜別紙２　データベース案＞

本資料は、科学技術振興機構（以下 JST）において検討しているデータベース案をまとめたものである。まずデータベース案作成にあたり、そのポリシーを述べ、次に登録ユーザの定義、ユーザ登録の手順、データベースへの登録手順を述べる。さらに、データベース項目情報の公開レベルの設定、データベース項目情報の閲覧レベルについて述べる。最後に登録ユーザへの問い合わせ方法について述べる。

●データベース案作成のポリシー

以下のようなポリシーに基づき、本データベース案を検討した。

・ プライバシーを最大限保護する
・ スパムやいたずらを排除する
・ 可能な限り情報を公開する

●登録ユーザの定義

本データベースでは、登録者の身元の確かさにより、情報を登録するユーザを「レベル A ユーザ」と「レベル B ユーザ」の 2 つに分けた。レベル A ユーザは、中国国内にある同窓会を通じて、情報を登録したユーザと定義し、同窓会により身元の確認が行われているユーザである。また、レベル B ユーザは、同窓会を通じず、直接 web 上から情報を登録したユーザと定義し、身元の確認が行われていないユーザである。

レベル A ユーザとして登録するためには、各同窓会より送付されるパスワードが必要ある。またレベル B ユーザからレベル A ユーザになるためには、次の二つの方法がある。一つ目は、既存の同窓会に入会し、同窓会よりパスワードを入手する方法である。もう一つは、新たに同窓会を立ち上げ、JST がその同窓会を承認する方法である。

なお、それぞれのユーザが登録した情報は、自動的に公開されるが、成りすましや迷惑行為等のいたずらを行ったユーザに対しては、登録情報の削除やアクセス禁止といった措置をとることを想定している。

項目	レベルAユーザ	レベルBユーザ
ユーザについて	同窓会別のパスワード入力 ＋ユーザ登録 ＋データベース登録	ユーザ登録 ＋データベース登録
DB登録情報の公開	自動的に公開 （JSTの審査無し）	自動的に公開 （JSTの審査無し）

●ユーザ登録までの流れ

ユーザ登録は、本データベースのトップページよりリンクされているユーザ登録画面で行う。この画面では、名前、住所、メールアドレス、ユーザ認証のためのパスワードを入力する。ユーザ認証のためのパスワードはユーザ自身で設定する。また、レベル A ユーザとして登録する場合は、各同窓会より入手したパスワードを別途入力する必要がある。

以上の項目の入力が完了した後に、入力したメールアドレスが有効であるかを確認するため、確認用の URL がそのメールアドレス宛に自動送信される。確認用の URL へアクセスした時点でユーザ登録は完了し、留日経験帰国者情報の登録画面の URL が、そのメールアドレス宛に自動送信される。なお、ユーザがパスワードを忘れてしまった場合は、入力したメールアドレス宛に連絡メールが送信される仕組みを想定している。

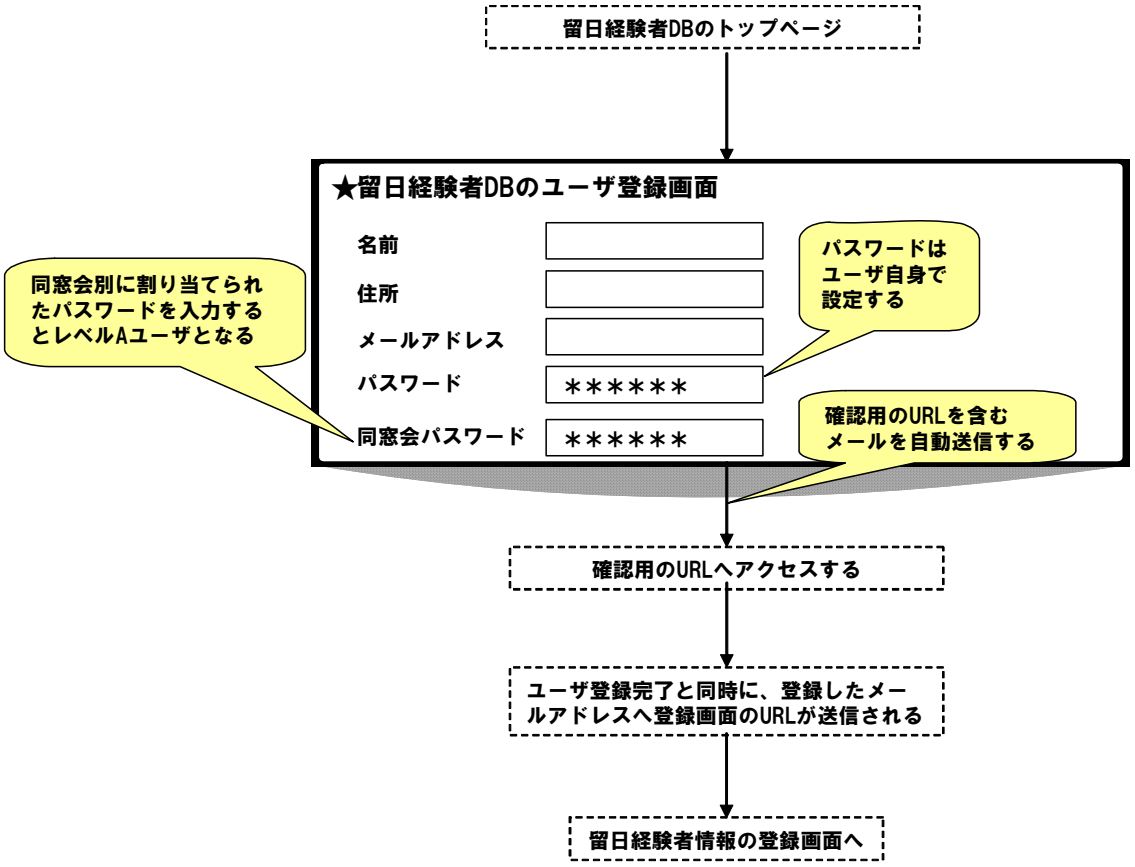

●留日経験帰国者情報の登録手順

留日経験帰国者情報の登録は、トップページよりリンクされている留日経験 DB の登録画面より行う。留日経験 DB の登録画面では、登録情報を入力するだけでなく、公開レベルを設定することができる。公開レベルの設定については、次項で述べる。なお、留日経験 DB の登録画面へアクセスするためには、メールアドレスとパスワードによるユーザ認証を行う必要がある。登録情報の編集、削除を行う場合も、同様の手順で行う。

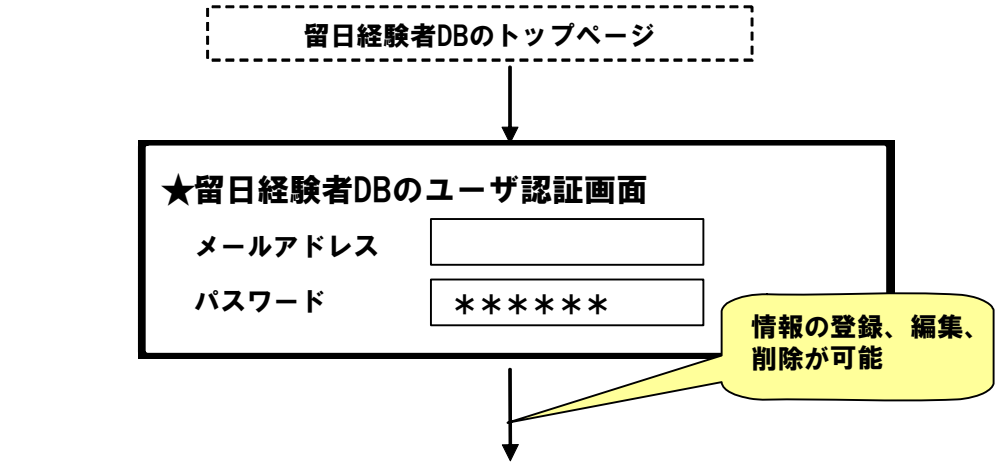

留日経験者DBの登録画面

名前	○○○	公開レベル選択
性別	男性	公開レベル選択
生年月日	1970年1月1日	公開レベル選択
住所	北京市○○	公開レベル選択
留学情報	留学先（大学名と学部） 留学先の卒業年 学位 在日期間（年）	公開レベル選択
現在の所属	機関（研究機関、企業など） 分野（化学、電気など） 職種（研究職、通訳など）	公開レベル選択
興味のある分野	分野（化学、電気など） 職種（研究職、通訳など）	公開レベル選択
連絡先	電話番号 メールアドレス	公開レベル選択

●データベース項目情報の公開レベルの設定

データベース項目情報は、公開レベルの設定が可能である。全項目に対して、公開する／しないを選択することが可能である。年齢と住所の項目については、公開する／しないだけでなく、概要情報を表示することができる。年齢の場合の概要情報は、30 代といったレベルまで、住所の場合の概要情報は、県レベルまでの公開を選択することが可能である。

レベル A ユーザは、全項目に対して全公開レベルが選択できる。一方、レベル B ユーザは、年齢、住所は概要情報までしか公開できず、連絡先は公開できない。このように、レベル A ユーザとレベル B ユーザでは公開できる情報が異なる理由は、レベル B ユーザでは、成りすましや虚偽の情報が含まれる可能性がレベル A ユーザよりも高いためである。

項目	レベルAユーザ	レベルBユーザ
名前	○	○
性別	○	○
年齢	○	△
住所	○	△
留学情報	○	○
現在の所属	○	○
興味のある分野	○	○
連絡先	○	×

○ 公開する／しないを設定可能

△ 概要情報までしか公開できない

（例．年齢：３０代、住所：県レベル）

× 情報を公開できない

●データベース項目情報の閲覧レベル

本データベースでは、レベルＡユーザとレベルＢユーザとで身元の信頼度が異なるため、ユーザごとに閲覧できる情報が異なる。レベル A ユーザでは、登録者の設定した公開レベルに応じて全項目の情報を閲覧することが可能である。一方、レベル B ユーザは、性別、年齢、住所、留学情報の項目以外は、情報を閲覧することができない。性別、留学情報の項目については、登録者の設定した公開レベルに応じて情報を閲覧できるが、年齢、住所の項目については、登録者が希望しても概要情報までしか閲覧できない。

項目	レベルAユーザ	レベルBユーザ
名前	○	×
性別	○	○
年齢	○	△
住所	○	△
留学情報	○	○
現在の所属	○	×
興味のある分野	○	×
連絡先	○	×

◎ 登録者の設定した公開レベルに関係なく情報を閲覧可能

○ 登録者の設定した公開レベルに応じた形で情報を閲覧可能

△ 登録者の設定した公開レベルに応じた形で情報を閲覧可能だが、
登録者が公開を希望しても概要情報までしか閲覧できない
（例．年齢：３０代、住所：県レベル）

× 登録者の設定した公開レベルに関係なく情報を閲覧できない

●登録者への問合せ

登録者への問い合わせは、直接または当サイトを介して行うことができる。データベースを介した問い合わせでは、事務局が問い合わせ情報をメールで送信する。レベル A ユーザとレベル B ユーザとで身元の信頼度が異なるため、問い合わせの手順がユーザにより異なる。直接問い合わせを行うことが可能なのは、レベル A ユーザからレベル A ユーザへ問い合わせを行う場合のみである。それ以外の場合は、当サイトを介した問い合わせとなる。レベル A ユーザからレベル B ユーザへの問い合わせを直接行うことができない理由は、レベル B ユーザに悪意をもって連絡先を収集する業者などが含まれる恐れがあるためである。また、複数のユーザへ同時にスパムメールを送ることを防ぐため、当サイトを介した問い合わせは、1 件ずつしか行うことができない仕組みを想定している。

項目	レベルAユーザ	レベルBユーザ
レベルAユーザへの問い合わせ	直接可能(公開時のみ)	事務局が、問い合わせ情報をメールで自動送信
レベルBユーザへの問い合わせ	事務局が、問い合わせ情報をメールで自動送信	事務局が、問い合わせ情報をメールで自動送信

参考資料

第1部　中国の海外人材派遣政策について

国家ハイレベル研究者公費派遣プロジェクト
（2003 年）

一、プロジェクト概要

「国民経済と社会発展の第11次五カ年計画概要」及び「国家中長期科学技術発展計画概要（2006～2020年）」を着実に実施し、革新型の国家建設に向けた人材需要を満たし、国家建設に必要な一流の革新型人材を育成し、わが国と世界各国の交流・協力を促進するため、「国家公費出国留学選抜派遣方法」及び年度選抜派遣計画に基づき、国家留学基金管理委員会は2008年、全国からハイレベルな研究者を選抜し、海外に派遣して研究交流に従事させる計画である。合格者は世界中の教育・科学技術の先進国・地域に重点的に派遣される。

二、選抜派遣計画

（一）選抜派遣学科、専門分野

選抜派遣対象の重点分野は、エネルギー・資源・環境・農業・製造・情報などの重要分野と、生命・宇宙・海洋・ナノテク・新材料などの戦略分野、及び人文・応用社会科学である（詳細は、国家留学ネットワーク「国家留学基金学資援助優先学科・専門分野」を参照）。

（二）選抜派遣種別及び留学期間

ハイレベル研究者：留学期間3～6カ月

（三）選抜派遣規模：190名。

三、学資援助内容

国家留学基金は、往復1回分の渡航費及び在外留学期間の奨学生活費を提供する。奨学金提供基準及び方法は、国の現行関連規定に準ずる。

四、申請条件

（一）申請者に関する条件

申請者は、高等教育機関・企業の事業部門・行政機関・科学研究機関の正規職員で、次の基本条件に適合している者とする。

1. 祖国と社会主義を熱愛し、良好な政治・業務資質を持つこと。勤務・学習中に優秀な実績を上げ、留学後は帰国して祖国建設に貢献すること。

2. 専門分野で良好な基礎力・潜在能力を有すること。外国語能力については、「2008年国家留学基金学資援助出国留学外国語条件」を参照。

3. 心身ともに健康な者。

4. 国家留学基金の出国留学学資援助を受けたことのある者は、通常、帰国後の勤務期間が満五年を経過していなければ再申請できない。

国家留学基金の学資援助の範囲は、現時点では、国内のその他人員及び現在海外で学習・勤務している者を対象としない。

(二)種別要件

申請時の年齢が55歳以下であること。大学卒業後、通常5年以上、修士課程卒業後は通常2年以上の勤務経験を持つものとする。博士課程卒業の申請者に関しては、勤務期間を問わない。

次の条件のうち、少なくとも1つを満たすこと。

①国家重点実験室・教育部重点実験室・国家技術研究センターの中心メンバー。

②「長江学者」特別招聘教授(訳注:国から研究費助成と給料の大幅増加を与えられる特徴的人材募集プログラム。重点的に海外から優れた人材を呼び戻す制度)、当年度教育部からの支援が確定した「創新団隊」の中心メンバー、または「新世紀優秀人材計画」入選者、及びその他国家級人材計画の入選者。

③教育部が承認した国家重点学科学術リーダー

④中央国家機関・地方行政管理部門・国有の大中規模企業の上級行政管理担当者。

うち、教育・科学研究人員については教授・博士課程大学院生指導教授とする。中央国家機関・地方行政管理部門管理担当者については、副司局レベル以上の管理職務を担当していることとする。国有の大中規模企業の管理担当者については、副司局に相当するレベル以上の管理職務を担当していることとする。

研究者（ポスドク研究を含む）公費派遣プロジェクト
（1996 年）

一、プロジェクト概要

「国民経済と社会発展の第11次五カ年計画概要」及び「国家中長期科学技術発展計画概要（2006～2020年）」を着実に実施し、革新型の国家建設に向けた人材需要を満たし、国家建設に必要な一流の革新型人材を育成し、わが国と世界各国の交流・協力を促進するため、「国家公費出国(海外)留学選抜派遣方法」及び年度選抜派遣計画に基づき、国家留学基金管理委員会は2008年、全国から客員研究員（ポスドク研究を含む）を選抜し、海外研修またはポスドク研究に従事させる計画である。合格者は世界の教育・科学技術の先進国・先進地域に重点的に派遣される。

二、選抜派遣計画

（一）選抜派遣学科、専門分野

選抜派遣対象の重点分野は、エネルギー・資源・環境・農業・製造・情報などの重要分野と、生命・宇宙・海洋・ナノテク・新材料などの戦略分野、及び人文・応用社会科学である（詳細は、国家留学ネットワーク「国家留学基金学資援助優先学科・専門分野」を参照）。

（二）選抜派遣種別及び留学期間

客員研究員（ポスドク研究を含む）：留学期間3～12カ月

（三）選抜派遣規模：1000名。

三、学資援助内容

国家留学基金は、往復1回分の渡航費及び在外留学期間の奨学生活費を提供する。渡英する研究員は1000英ポンド以内のベンチフィー（訳者注：研究機関のスペースや共同利用の設備などを使用するための施設利用料または在籍料のような費用）を申請できる。奨学金の提供基準及び方法は、国の現行関連規定に準ずる。プロジェクトに特殊な規定がある場合、プロジェクトの具体的な規定に準じて実施する。

四、申請条件

（一）申請者に関する条件

申請者は、高等教育機関・企業の事業部門・行政機関・科学研究機関の正規職員で、次の基本条件に適合している者とする。

1. 祖国と社会主義を熱愛し、良好な政治・業務資質を持つこと。勤務・学習中に優秀な実績を上げ、留学後は帰国して祖国建設に奉仕すること。

2. 専門分野で良好な基礎力・潜在能力を有すること。外国語能力については、「2008年国

家留学基金学資援助出国留学外国語条件」を参照。

3. 心身ともに健康な者。

4. 関連奨学金プロジェクトの具体的要件に適合すること。

5. 国家留学基金の出国留学学資援助を受けたことのある者は、通常、帰国後の勤務期間が満五年を経過していなければ再申請できない。

国家留学基金の学資援助の範囲は、現時点では、国内のその他人員及び現在海外で学習・勤務している者を対象としない。

（二）種別要件

申請時の年齢が50歳以下であること。大学卒業後、通常5年以上、修士課程卒業後は通常2年以上の勤務経験を持つものとする。博士課程卒業の申請者に関しては、勤務期間を問わない。

ポスドク研究申請者は、高等教育機関または科学研究機関で博士号を取得し、実際に教育または科学研究作業に従事している優秀な職業教師または科学研究員であること。申請は博士課程卒業から3年以内で、申請時の年齢は40歳以下であること。

国家公費派遣大学院生特別奨学金プロジェクト
(2008 年)

一、プロジェクト概要

「国民経済と社会発展の第11次五カ年計画概要」及び「国家中長期科学技術発展計画概要(2006～2020年)」を着実に実施し、革新型の国家建設に向けた人材需要を満たし、国家建設に必要な一流の革新型人材を育成し、わが国と世界各国の交流・協力を促進するため、「国家公費出国(海外)留学選抜派遣方法」及び年度選抜派遣計画に基づき、国家留学基金管理委員会は2008年、大学院生を選抜し、出国留学に派遣する。

二、選抜派遣計画

(一)選抜派遣学科、専門分野

選抜派遣対象の重点分野は、エネルギー・資源・環境・農業・製造・情報などの重要分野と、生命・宇宙・海洋・ナノテク・新材料などの戦略分野、及び人文・応用社会科学である(詳細は、国家留学ネットワーク「国家留学基金学資援助優先学科・専門分野」を参照)。

(二)選抜派遣種別及び留学期間

博士課程大学院生:留学期間36～48カ月。留学先の国及び教育機関の学制に基づき決定する。

共同養成博士課程大学院生:留学期間6～24カ月。

修士課程大学院生:留学期間12～24カ月。教育部・国家留学基金管理委員会と海外の大学・科学研究機関との既設ジョイントプロジェクトに限る。

(三)選抜派遣規模:1000名。

(四)留学先:留学生は、教育・科学技術の先進国及び先進地域の著名校に派遣することとする。

三、学資援助内容

国家留学基金は、往復の渡航費及び規定留学期間の奨学生活費を提供する。奨学金の提供基準及び方法は、国の現行関連規定に準ずる。

四、申請条件

(一)申請者に関する条件

申請者は、高等教育機関・企業の事業部門・行政機関・科学研究機関の正規職員及び在学中の優秀な学生で、次の基本条件に適合している者とする。

1. 祖国と社会主義を熱愛し、良好な政治・業務資質を持つこと。勤務・学習中に優秀な実績を上げ、留学後は帰国して祖国建設に奉仕すること。

2. 専門分野で良好な基礎力・潜在能力を有すること。外国語能力については、海外教育機

関の言語に係る要件に適合すること。

3. 心身ともに健康な者。

4. 関連奨学金プロジェクト選抜の手引きの具体的要件に適合すること。

5. 高等教育機関からの申請者は、在籍校の全日制在籍学生（委託養成学生及び卒業後地元に戻り就職することが条件の”定向生”を除く）であること。

6. 国家留学基金の出国留学学資援助を受けたことのある者は、通常、帰国後の勤務期間が満五年を経過していなければ再申請できない。国家留学基金の学資援助の範囲は、現時点では、国内のその他人員及び現在海外で学習・勤務している者を対象としない。

（二）申請種別及び申請要件

1. 博士課程大学院生

申請時の年齢が35歳以下で、修士号を取得している、または申請時、大学卒業見込みである、或いは在学中の修士課程大学院生か博士課程1年目の大学院生であること。

申請時に海外教育機関の合格通知書、学費免除または学費援助取得の証明書を提出しなければならない。入学時期は原則として申請を行った年とする。

2. 共同養成博士課程大学院生

申請者は、在学中の博士課程大学院生で、申請時の年齢が35歳以下であること。申請時に海外教育機関が発行した正式な招聘状の写し、及び国内外の指導教師が共同で制定した研修計画及び発生し得る学習関連費用の説明書を提出しなければならない。入学時期は申請を行った年とする。

3. 修士課程大学院生

申請時の年齢が30歳以下で、学士号を取得している、または大学卒業見込みの優秀な学生であること。申請時に、海外教育機関の合格通知書を提出しなければならない。

国家公費出国留学選抜派遣方法

中央政府ポータルサイト www.gov.cn 2008 年 02 月 05 日 出典:国務院弁公庁

「国民経済と社会発展の第11次五カ年計画概要」及び「国家中長期科学技術発展計画概要(2006～2020年)」を着実に実施し、革新型の国家建設に向けた人材需要を満たし、国家公費出国(海外)留学工作を統一するため、本方法を制定する。

一、選抜派遣種別及び留学期間

1. 博士課程大学院生(海外で博士号を取得する者):留学期間36～48カ月。

2. 共同養成博士課程大学院生(博士課程在学中に海外で課題研究を行う者):留学期間6～24カ月。

3. 修士課程大学院生(海外で修士号を取得する者):留学期間12～24カ月。

4. ハイレベル研究者:留学期間3～6カ月。

5. 客員研究員(ポスドク研究を含む):留学期間3～12ヵ月。

二、学資援助優先学科・専門分野

優先的に援助を行うのは、エネルギー・資源・環境・農業・製造・情報などの重要分野と生命・空間・海洋・ナノテク・新材料などの戦略分野及び人文・応用社会科学である。

三、申請条件

(一)申請者に関する条件

高等教育機関・企業の事業単位・行政機関・科学研究機関の正規職員及び在学中の優秀な学生で、次の基本条件に適合している者が本法に基づいて申請できる。

1. 祖国と社会主義を熱愛し、良好な政治・業務資質を持つこと。勤務・学習中に優秀な実績を上げ、留学後は帰国して祖国建設に奉仕すること。

2. 専門分野で良好な基礎力・潜在能力を有すること。外国語の水準が「国家留学基金学資援助出国留学外国語条件」に定める要件に達していること。

3. 心身ともに健康な者。

4. 関連奨学金プロジェクト選抜の手引きの具体的要件に適合すること。

国家留学基金の出国留学学資援助を受けたことのある者は、通常、帰国後の勤務期間が満五年を経過していなければ再申請できない。国家留学基金の学資援助の範囲は、現時点では、国内のその他人員及び現在海外で学習・勤務している者を対象としない。

(二)申請種別及び要件に関する条件

1. 博士課程大学院生:申請時の年齢が35歳以下で、修士号を取得している、または博士課程1年目の優秀な大学院生、或いは修士課程卒業見込みの優秀な学生であること。申請時に

海外教育機関の合格通知書を提出しなければならない。

2. 共同養成博士課程大学院生：申請者は、博士課程1年目・2年目の優秀な大学院生で、申請時の年齢が35歳以下であること。申請時に海外教育機関が発行した正式な招聘状及び国内外の指導教師が共同で制定した研修計画を提出しなければならない。

3. 修士課程大学院生：申請時の年齢が30歳以下で、学士号を取得している、または大学卒業見込みの優秀な学生であること。申請時に海外教育機関の合格通知書を提出しなければならない。

4. 客員研究員（ポスドク研究を含む）：申請時の年齢が50歳以下であること。高等教育機関・企業の事業単位・各級行政機関・科学研究機関の正規職員であること。大学卒業後、通常5年以上、修士課程卒業後は通常2年以上の勤務経験を持つものとする。博士課程卒業の申請者に関しては、勤務期間を問わない。

ポスドク研究申請者は、高等教育機関または科学研究機関で博士号を取得し、実際に教育または科学研究作業に従事している優秀な職業教師または科学研究員であることとする。申請は、博士課程卒業から3年以内で、申請時の年齢が40歳以下であること。

5. ハイレベル研究者：申請時の年齢が55歳以下であること。客員研究員の申請条件に適合していることに加え、次の条件のうち少なくとも1つを満たすこと。

⑴国家重点実験室・教育部重点実験室・国家技術研究センターの中心メンバー。

⑵「長江学者」特別招聘教授（訳注：国から研究費助成と給料の大幅増加が与えられる特徴的人材募集プログラム。重点的に海外から優れた人材を呼び戻す制度）、当年度教育部からの支援が確定した「創新団隊」の中心メンバー、または「新世紀優秀人材計画」入選者、及びその他国家級人材計画の入選者。

⑶教育部が承認した国家重点学科学術リーダー

⑷中央国家機関・地方行政管理部門・国有大中型企業の高層行政管理担当者。

うち、教育・科学研究人員については教授・博士課程大学院生指導教授とする。中央国家機関・地方行政管理部門管理担当者については、副司局レベル以上の管理職務を担当していること。国有の大中規模企業の管理担当者については、副司局に相当するレベル以上の管理職務を担当していることとする。

教育部の私費出国留学に関する政策及び実施細則
(1993 年)

一、総合

1. 私費留学生政策の調整理由

国による私費留学政策の調整は、主に改革開放及び経済発展を加速する必要性に応えるためである。その目的は、公費で学習した者の出国を制限する”拘束期間”を撤廃し、私費出国留学への門戸を完全に開くことにより、私費出国留学政策を更に完全なものとすることにある。

また、新たな私費留学政策は、私費留学というルートを通じて、人類によって創造された文明の成果を吸収し、海外の先進科学技術を学習して、祖国の経済発展のために役立つ高い文化レベルを持つ人材を増やすことを目的とする。同時に、私費留学規制の緩和により、中国人留学生の学業帰国奉仕を奨励する。

2. 調整前後の留学政策の主な相違点

調整前後の留学政策における主な相違点は次の通りである。

私費留学者に求められていた拘束期間に係る一部原則を撤廃した。調整前は、”帰国華僑・海外華僑・香港同胞・マカオ同胞・台湾同胞・外国籍を持つ中国人のいずれかに該当する者と親族関係を有さず、”公費養成”により学習し、大学及びそれに準ずる専門学校以上の教育レベルを持つ四年生以上の学生及び在職者は、規定された拘束期間が終了する前の私費出国留学が禁止”されていた。調整後は、”上記に該当する者は、規定に従って養成費の償還を行えば、拘束期間終了前であっても随時出国留学できる”ようになった。

各種大学及びそれに準ずる専門学校以上の教育機関に公費養成で在学する学生及び在職者(帰国華僑、海外華僑、香港・マカオ・台湾同胞、外国籍の華人の直系・非直系親族を含む)については、拘束期間を終了するか、養成費の償還を行なえば、随時私費出国留学ができる。

拘束期間の短縮について、調整前は”大卒者の拘束期間は五年(試用期間を含まない)”であったが、”五年(試用期間を含む)”に改訂した。大学院生は、”五年”から”三年”、短期大学生は、”二年または三年”から”一律一年”に改訂された(詳細は第八条を参照)。

大学及びそれに準ずる専門学校以上の公費養成の在職者が私費留学する際に納付(償還)する養成費の納付先機関が変更された。

調整前は、”国家任務計画で入学した在学生及び卒業後の在職者の養成費は養成教育機関が徴収”していたが、調整後は、”在学生については最終在籍校が徴収し、拘束期間が終了していない委託養成学生(在職者で、その雇用主から指定を受けて入学した学生)及び各種機関から学資提供を受けて養成される”有職”学生(社会人学生)の養成費は養成委託機

関が徴収する”こととなった。また、調整前は、”養成費を償還した私費留学者は、出国日から八年以内に帰国して国に奉仕する場合には（償還した）養成費が返金される”ことになっていたが、今後は、”留学終了後に帰国して就職する際にも、留学前に償還した養成費は返金されない”こととなった。これは、私費にて国内で学ぶ大学生が留学で出国する時の取り扱いと同様である。その他、在職者が私費出国留学をする場合、留学開始から一年間は退職扱いにせず、留学前の職が確保されていたが、調整後は、この”職員の公職問題”は、機関ごとに取り扱いを決定すると改訂された。また、入学前に累積した一部勤続年数と、在職しながら職場を離れて全日制に在籍する「脱産」大学院生の勤続年数に関する”換算制度”が廃止された。調整前は、”入学前の勤続年数と「脱産」大学院生として在職する勤続年数とを拘束期間から相殺する”換算方法が採用されていたが、調整後は、全員に対して一律に、”最終学歴を取得して勤務を開始した時点から拘束期間を起算する”こととし、それ以前の勤続年数を考慮しないことにした。養成費の使用範囲の明確化についても調整が行なわれた。調整前は、徴収した養成費を”学校特殊資金収入”に計上することだけが定められていたが、今後は全額を”高等教育発展事業”及び”留学帰国者支援展開作業”に使用することが明確に定められた。また、博士課程大学院生の国内での博士号取得を奨励するため、博士課程卒業生が私費で出国してポスドク研究を行う場合には、”高等教育養成費”を徴収しないこととした。

3. 留学政策の方針

「留学支援、帰国奨励、往来自由」がわが国留学作業の方針であり、私費留学作業の方針でもある。

4. 新政策の実施時期と旧政策との整合

新たな留学政策は1993年8月10日に施行される。これまで公布された文書と新たな文書の規定に矛盾する箇所がある場合、後者を標準とする。新政策の実施前に養成費を償還した留学者に対しては、留学者の出国日から八年以内に帰国し、国に奉仕する場合、旧規定通り償還した養成費を返金する。

二、私費留学資格の審査認可

5. 留学資格の審査認可対象人員の範囲

江蘇省に正式な戸籍を有し、海外高等教育機関または科学研究機関に学位取得のため在籍する者、高度な研究を行う者、客員研究員（研修）、”勤工倹学”（働きながら学ぶ）の言語学習者、及び大学及びそれに準ずる専門学校以上の学歴を有する公費学生、が私費出国留学を申請する場合、私費出国留学資格の審査・認可を行わねばならない。

6. 大学及びそれに準ずる専門学校以上の学歴を有する公費学生の範囲

大学及びそれに準ずる専門学校以上の学歴を持つ公費学生とは以下を含む。

全日制高等教育機関（高等教育機関及び科学研究機関）に公費で在学中の1・2年生及び3・4年生、2つの学位を取得する”二学位コース”の学生、大学院課程の学生、修士課程及び博士課程の大学院生。大学及びそれに準ずる専門学校以上の学業を中途退学した者。短期大学卒業生及び4年制大学卒業生、2つの学位を取得した卒業生、大学院課程の卒業生、修士課程及び博士課程の卒業生。全日制及び非全日制の成人向け高等教育機関に公費で在学する学生とその卒業生。公費養成の学生とは、国家任務計画で入学した学生、卒業後は元の所属機関に戻り勤務することが条件の「定向生」、委託養成学生及び機関から学資提供を受けて養成される”有職”学生。

7. 非公費学生の身分認定範囲

国家教育委員会の意見に基づき、大学及びそれに準ずる専門学校以上の学歴を有し、正式な戸籍を江蘇省に有している私費学生が私費出国留学を申請する場合、省教育委員会が身分認定手続を行なう。身分認定の範囲は次の通りである。

普通高等教育機関及び科学研究機関の養成計画内の私費学生。成人向け高等教育機関の通信制普通部・夜間大学普通部、及びその他の国が認める学歴（国認定の高等教育機関の卒業証書を取得していること）を有する私費学生。独学により全国大学統一試験を受け、国が認める学歴を持つ卒業生。その他教育機関が養成し、国が大学及びそれに準ずる専門学校以上として認める学歴を有する卒業生。

三、拘束期間の規定

8. 公費学生の拘束期間の規定について

”公費養成”により大学及びそれに準ずる専門学校以上の学歴を有する者が履行すべき拘束期間は次の通りである。大学卒業生及び2つの学位を取得した卒業生は五年（試用期間を含む）。修士課程卒業生、大学院課程卒業生および在学中の博士課程大学院生は三年。短期大学卒業生は二年。

9. 拘束期間の計算方法

拘束期間を計算する場合の開始時期は、最終学歴（学位）取得後、勤務を始めた月とし、終了時期は市教育委員会により審査認可手続が行なわれた月までとする。

最終学歴（学位）取得のための学習以前に有していた勤続年数は、拘束期間として計算しない。

勤務中の、連続6ヶ月を越える労災認定されなかった病欠は、拘束期間として計算しない。

合弁企業・私営企業・個体企業など、営業許可を有する機関に勤務した勤続年数は拘束期間として計算する。

大卒生の就職活動中及び勤務開始後の失業期間で、営業許可を有さない機関にアルバイトとして勤務した期間は拘束期間として計算しない。

職場を離れて学習していた「脱産」学習期間は、拘束期間として計算しない。

早期卒業及び短期大学から四年制大学への編入、四年制大学から短期大学への編入は、最終学歴に基づき、拘束期間を計算することとする。

四. 養成費

10. 養成費の徴収基準の規定

養成費の徴収基準は、国が年度ごとの社会情勢を勘案して調整する。1993年度に各学年で徴収される高等教育養成費は以下の基準を参照のこと。

短期大学生は、各学年1500元。大学生（2学位を取得した学生を含む）は、各学年2500元。大学院課程学生は、各学年3000元。修士課程大学院生は、各学年4000元。博士課程大学院生は、各学年6000元。

11. 償還すべき養成費の計算方法。在職者から徴収する養成費の計算方法は次の通り。

①償還すべき養成費は、各人について平均額を算出する。②徴収する養成費は月額単位で計算する。③それぞれの学歴段階の養成費を計算し、それを合算して徴収する。

累計計算方式：X=（A＋B＋C＋D＋E）／（S×12）×M

X：償還すべき養成費額（単位：元）
A：1500×短期大学での学習年数
B：2500×大学（2学位を取得した学生を含む）の学習年数
C：3000×大学院課程学生としての学習年数
D：4000×修士課程大学院生としての学習年数
E：6000×博士課程大学院生としての学習年数
S：履行すべき拘束期間年数
M：未履行の拘束期間の月数。在校生の場合は、計算時点までに取得した学歴に基づいて計算し、計算時点で在籍している教育機関については在籍した学期を単位として計算して養成費を徴収する。

”大専以上の学歴者の私費出国留学審査認可手続きの簡略化に関する通知”
(2003 年)
教育部

わが国は、1990年から「大専(訳者注:大学レベルの専門学校。3年制)以上の学歴を有する私費出国(海外)留学者に対する資格審査および高等教育養成費徴収」の制度を実施している。これまでの12年間、この制度が各地において基本的に正常かつ規定通り実施され、全国から約30万名以上が私費留学を実現しており、国家による留学支援方針の効果が体現された一例となっている。

WTO加盟以来、わが国はサービス分野の貿易に関する公約を着実に実現するため、政府職能の変革を促進し、行政審査・認可制度の改革に一層力を入れている。国務院は、2002年11月1日、「第一次行政審査・認可項目削減に関する決定」(国発[2002]24 号、以下「決定」とする)を公布した。行政審査項目を削減するという上記「決定」の第77項にあるとおり、国による「留学支援、帰国奨励、往来自由」に関する出国留学作業方針を更に着実に実施するため、大学およびそれに準ずる専門学校以上の学歴保有者が私費出国留学する際の審査手続を簡素化することを決定した。関連事項の通知は次の通りである。

一、2002年11月1日から、私費出国留学を申請する高等教育機関の在校生及び、大学およびそれに準ずる専門学校以上の学歴を有する者であって、拘束期間が未履行である者から「高等教育養成費」は徴収しない。(訳者注:従来、海外留学による流出を「拘束期間」で制限していたが、これからは留学後の帰国を奨励する方に力を入れて行こうとする方向転換)また上記の者に対する「私費出国留学資格審査・認可」作業を廃止し、各地の出入国管理機関に対して、上記の者に関する「私費出国留学資格審査・認可証明書」の提出を求めない。

二、「決定」の原則精神に則り、各地の各種高等教育機関は、2002年11月1日から徴収済みの「私費留学高等教育養成費」を当事者または当事者が委託する法的代理人に返還することとする。

三、各地の各種高等教育機関は、当該政策の円滑な実施を保証するため、私費出国留学を申請した者に対して責任ある態度をとり、科学的・合理的且つ公平・公正に関連作業を確実に行わねばならない。

四、2002年11月1日前後に発生する関連案件については、政策の規定に従って、各自が担当範囲内の業務を正しく把握することとする。規定に関して不明な点や問題点がある場合、作業に関する説明は当事者に行なってよいが、一貫した処理を検討するため、同時に、早急に教育部まで指示を仰ぐこととする。

五、各地の管轄機関は、従来、私費出国留学資格審査・認可事務室に配属されていた職員を適宜異動させることとする。

六、各地の管轄機関及び各高等教育機関は、関連政策規定に従い、事後作業及び記録保

存作業を厳格且つ確実に処理しなければならない。

教育部
2003年2月12日

「国家優秀私費留学生奨学金」実施細則（試行版）
（2004 年）

第一章：総則

第一条：品行と学業がいずれも優秀な私費留学者が円滑に学業を成就させることを奨励し、支援すること、及び優秀な私費留学者が帰国して就職し、多様な方法で国へ奉仕することを奨励することを目的として、教育部の承認を経て、国家留学基金管理委員会（以下、留学基金委とする）は「国家優秀私費留学生奨学金」を設立する。
第二条：管理強化のため、私費留学生奨学金の審査作業は、「公正・公開・公平」の原則に基づいて行なう。

第二章：奨励対象

第三条：博士号取得に向け海外で1年以上学習し、中華人民共和国のパスポートを有し、年齢が満40歳以下の私費留学者。
第四条：奨学金受給者は、原則として、連続して翌年も申請することはできない。

第三章：申請と審査プロセス

第五条：条件に適合する申請者は、毎年9月１日～10月31日の間に、わが国の在外大使館（領事館）の教育部門（教育処・組）に赴き、申請書を取得する。事実を記入した書類（三部一式）を、申請者の居住地にあるわが国の在外大使館（領事館）の教育部門へ、郵送または直接提出する。
第六条：各地の在外大使館（領事館）の教育部門は、申請者に対して資格審査を行い、申請者の思想的資質・学習する専門分野・学業成績に基づいて選抜を行う。ハイテク分野の学習者または科学技術分野で傑出した新成果を挙げた者を優先的に選抜するよう考慮する。
第七条：留学基金委が制定した各地域の奨学金人選推薦計画に基づき、各教育部門は一次審査の後、推薦者リストを提出する。同時に、教育部門のウェブサイトに推薦者リストを10日間公示し、留学者の意見を更に聴取する。最終確定した推薦者リストと推薦に係る資料は、毎年12月20日までに留学基金委まで送付する。期日に遅れた場合は受理しない。

第八条：留学基金委は、各分野の専門家を招聘して専門分野審査委員会を組織し、推薦資料に基づいて審査を行い、基金委ウェブサイトで二次公示を行う。
第九条：留学基金委は、審査結果を教育部に報告し、承認を得た上で在外大使館（領事館）の教育部門（教育処・組）に結果を通知して「奨学金証書」を発行する。具体的作業は、在外

大使館（領事館）が実施する。

第四章：奨学金の原資、支給額及び支給方法

第十条：奨学金は、財政部に単独で経費申請して特別資金枠を設置するもので、特別資金は「国家優秀私費留学生奨学金」と命名する。
第十一条：奨学金の支給額は、一人当たり5000米ドルとする。

第十二条：奨学金は毎年１回、審査で決定され、翌年度の第一四半期に一括支給される。
第十三条：在外大使館（領事館）の教育部門は、奨学金支給時の為替レートで当該国の貨幣に両替し、奨学金受給者に支給する。また、支給時には奨学金授与式を行なう。

第五章：奨学金受給者の追跡管理

第十四条：在外大使館（領事館）の教育部門は、責任を持って受給者の登録・記録保管および追跡管理を行なう。
第十五条：受給者が最終的に学位を取得した際に、帰国して就職する意志がある場合は、在外大使館（領事館）の教育部門は、国内にある専門分野の窓口機関に”優先推薦意見”を提出し、連絡作業の支援を行なう。
第十六条：各種事情により帰国条件を有さない受給者ついては、在外大使館（領事館）の教育部門が受給者との連絡を維持し、勤務・生活状況に注意して、多様な方法で国への奉仕を行なうよう奨励・促進する。
第十七条：受給者が奨学金を取得した後、個人的理由で学業を中断した場合、奨学金は在外大使館（領事館）の教育部門に返金することとする。

第六章：附則
第十八条：「国家優秀私費留学生奨学金」の審査プロセスにおいて、在外大使館（領事館）の教育部門は、適時、それまでの経過を取りまとめ、留学基金委と共により完成された審査メカニズムの構築に向けて尽力する。
第十九条：本規則の解釈権は、国家留学基金管理委員会に帰属する。

国家留学基金管理委員会
秘書部門（秘書処）
2004年8月26日

西部地域人材育成特別プロジェクト
（2001 年）

一、プロジェクト概要

国の西部大開発戦略に協力し、わが国の西部地域が早急に必要とするハイレベルな人材の育成に努め、地方経済と教育・科学研究事業の発展を支援するため、国家留学基金管理委員会は、西部地域人材育成特別プロジェクト（以下、西部プロジェクトという）を設立した。西部プロジェクトは、西部地域が早急に必要とする専門的人材を選抜派遣することに立脚し、西部地域の人材育成を強化し、西部地域の教育・科学研究・産業について分野の垣根を超えて発展させることを目的としている。

本プロジェクトは、国家留学基金管理委員会と各省・市・自治区がそれぞれ協力合意を締結することにより、各省・市・自治区の資金配分比率、選抜派遣の規模・種別・期限・双方の権利と義務、その他関連事項を具体的に決定する。

二、選抜派遣計画

（一）選抜派遣分野

各省・市・自治区の経済発展及び地方の重要工事・プロジェクト研究に早急に必要な学科・専門分野とし、具体的には各省が該当年度の人材育成計画と実際の需要に基づいて決定する。

（二）選抜派遣種別及び留学期間

客員研究員（ポスドク研究を含む）：留学期間6～12カ月

短期研修生（即ち、”サブプロジェクト”合格者）：留学期間3ヵ月（詳細はサブプロジェクト概要を参照）

具体的な選抜派遣計画は、各省・市・自治区が該当年度の人材育成計画に基づき決定する。

（三）選抜派遣規模：610名以下とする。中学英語教師海外研修プロジェクト（レディング大学）は、70名を選抜派遣する。高等教育行政管理職員海外研修プロジェクト（ANU）計画は、40～60名を選抜派遣する。各省（区）の具体的な選抜派遣規模は、合意に基づいて決定する。

三、学資提供内容

国家留学基金は、往復1回分の渡航費及び在外留学期間の奨学生活費を提供する（英国12カ月滞在の客員研究者は1000英ポンド以内のベンチフィーを申請できる）。

四、申請条件

本プロジェクトは、高等教育機関及び各省・市・自治区が指定したその他の部門・部署に対するものである。申請者は、「2008年国家留学基金学資提供出国留学者選抜の手引き」に定められる条件及び各省区の定めるその他条件に適合していなければならない。

第2部　中国の留学人材の帰国促進政策について

国務院弁公庁による「在外留学人員の問題に関する通知」
1992 年 8 月 12 日

党中央が打ち出した出国(海外)留学対策に関する指示の精神を遵守し、改革開放に向けた発展のために生ずる必要性に鑑み、出国留学をさらに徹底させ、我が国の社会主義建設事業に更に奉仕するため、ここに在外留学人員に係る問題について次の通り通知する。
一、留学人員が帰国して就職することを歓迎する。公費派遣により海外で学習した者は、学業修了後、帰国して奉仕することが義務付けられている。海外で学習した者全員について、過去の政治態度如何を問わず、帰国することを歓迎する。これには、短期的な帰国による学術交流協力、親族訪問、休暇が含まれる。
二、有効期限の失効した公用普通旅券または一次出入国公用普通旅券を有する留学人員に対しては、旅券延長または旅券新規発行を行うことができる。公用普通旅券を私用普通旅券に切り替えることを希望する者には、切り替えを行ってよい。外国籍を取得した者は、中国国籍の放棄を届け出ることとし、我が国の国籍法に従って手続きを行い、外国籍華人として待遇する。
三、留学人員が旅券延長、旅券新規発行、中国国籍放棄の手続きを申請する場合、これを処理することとする。当初、留学人員を派遣した部門または機関と、経済上またはその他の継続中の事由がある場合、当該部門または機関と協議のうえ解決することとし、上記手続きの処理には影響を与えないこととする。
四、留学人員が短期間帰国する場合、我が国の有効旅券と外国の再入国許可を有していれば、別途審査・認可手続きを行う必要なく、随時再出国できる。
五、派遣機関は、留学人員との連絡を強化し、留学人員の勤務・生活について自発的に関心を払うこととする。留学人員は、帰国後、「双方向の選択」という原則に基づいて、当初の勤務先で勤務を継続してもよいし、自分で手配した勤務先へ勤務してもよい。また、外国企業による「合弁」、「合作」、「独資」の「三資」企業への就職や、自社の創業を行ってもよい。国際交流・協力を奨励するため、所属機関から同意を得れば、海外で職務を兼任してもよい。
六、留学人員の家族が留学人員を訪問するために出国を申請する場合、これを許可することとする。その場合、公安機関は「中華人民共和国公民出境入境管理法」に基づいて、審査、認可する。
七、各地域・関連部門は、本通知の精神に基づいて、具体的措置を確実に実施する。出入国手続きを簡素化し、留学帰国人員の勤務、生活上の具体的な問題点を的確に解決することにより、在外留学人員の帰国に便宜を図る。
八、留学帰国人員が比較的集中している地域では、現地の政府・関連部門または社会団体は、必要に応じて留学者の関連諸手続きを支援する各種サービスを提供するための留学サービス機関を設立することができる。
九、我が国の在外大使館・領事館は、国を代表して留学事務を管理し、我が国からの留学人員の合法的権益を保護する。これにより、留学人員の学習、研究活動および日常生活を支援し、問題の解決を図ると共に、我が国の国内状況に関する情報を留学人員に適時提供する。

「海外留学人員の多様な方法による国への奉仕を奨励することに関する若干意見」
人発[2001]49 号 2001 年 5 月 14 日
人事部・教育部・科学技術部・公安部・財政部

海外で学習・勤務する留学者が、学習した先進的な科学技術及び管理知識を多様な方法で国への奉仕に生かすことは、我が国経済社会の発展に貢献する。「科教興国」(科学技術と教育による国家振興)と人材戦略が実施されたことで、国家産業構造の整備、科学技術の革新加速と国内経済社会の急速な発展が進み、海外留学者が帰国就職したり、国に奉仕したりする上で、大きな機会と分野が提供されるようになった。近年では中央政府と地方が相次いで、一連の「海外留学者の帰国就職奨励事業」の政策措置を制定しており、大量の留学者が帰国し、勤務するようになった。これにより、我が国の経済・科学技術などの各種事業の発展が促進された。海外留学者という人材資源を十分に開発し、海外で学習・勤務した留学者が多様な方法で祖国に奉仕することを奨励するため、特別にここに次の意見を提示する。
一、海外留学者による国への奉仕とは、我が国から海外に赴き学習した留学者または学業を修了して国外で勤務する留学者、及び海外留学者の専門家団体が、自身の専門分野及び専門家団体の長所を生かし、国内で職務を兼任することを通じて、国内外に展開する協力研究を受託したり、帰国して教鞭をとったり、学術・技術交流を行ったり、国内で企業を立ち上げたり、調査コンサルティング活動に従事したり、仲介サービスを展開したりする形式で、国家経済、社会発展の促進のため、各種活動を展開することを指す。
二、国は海外留学者が多様な方法により国へ奉仕することを奨励する。
(1)海外留学者が国内の高等教育機関・科学研究機関・国家重点(開放)実験室・工程技術研究センター及び各種企業・事業単位において、非常勤として専門技術関連の職務、顧問や名誉職に就くことを奨励する。博士号を取得した海外留学者は、国内の”ポスドク科学研究流動ステーション”や”ポスドク科学研究工作ステーション”でポスドク研究を行うことができる。
(2)海外留学者が、先進的科学技術・設備や資金などの資源を利用して、国内の高等教育機関・科学研究機関・企業単位と協力研究を行うことを奨励する。協力研究は、個人対機関・個人同士・機関同士のいずれの協力形式で行ってもよい。研究作業は、国外で行ってもよく、長期または短期の帰国中に行ってもよい。国は、留学者が国内企業・事業単位と協力し、国内または海外で協力研究開発基地を構築することを奨励する。

(3)海外留学者が、国内の委託科学研究プロジェクトを受託し、海外で研究・開発活動を行うことを奨励する。国内の関連研究機関・団体に委託して、海外の科学研究プロジェクトの研究開発作業を展開してもよい。
(4)海外留学者が、特許・専有技術・科学研究成果などを基礎として国内で実用化を図ること、その代償として株式割当を受けることや起業することを奨励する。また、専有知識・技能・情報などにより専門的コンサルティング会社を立ち上げることや、自己資金または導入した資金で

国内投資を行うことを奨励する。
(5)海外留学者が、海外の科学研究・教育・訓練機関などの条件に基づいて国内の関連機関と協力し、または国内の関連機関から受託して、国内の雇用主による人材育成を支援することを奨励する。
(6)海外留学者が、西部地域に赴き、技術移転・科学技術調査・コンサルティングサービスに従事し、各種学術・技術交流活動を展開することを奨励する。これに対して、国は関連規定に基づいた資金支援を提供する。
(7)海外留学者が、国内の登記仲介機関において、国内への外資導入・技術移転・プロジェクト導入などの仲介サービスを行うことを奨励する。外国人専門家を中国に招聘し、各種学術・技術交流活動を行い、国外の学術・技術団体との連携を構築し、科学技術経済分野における国際交流・協力を展開することを奨励する。海外における国産品の国際マーケティングなどに従事する仲介サービスの立ち上げを奨励する。

上記方法以外にも、留学者が国への奉仕の実践において、さらに多様な方法を創造することを奨励する。海外留学者の専門家団体、学術・技術協会、連絡会などの協会組織が、集団という長所を発揮し、国へ奉仕する各種活動を展開することを奨励する。

三、海外留学者による国への奉仕活動に対して国が提供する政策的保障
(1)国は、各学問・技術分野において、海外留学者が国への奉仕を行うための便宜を提供する。世界でも最先端レベルにある一部の学問・専門分野や、国際的競争力を持つ協力研究開発プロジェクトは、国が現在規定する方法で経費支援を取得することができる。
(2)海外留学者が国への奉仕を行う上で協力する機関は、国際慣例にのっとった合理的報酬を支給しなければならない。短期雇用の留学者に関しては、雇用主が、業績如何に基づいて双方の協議で報酬契約を締結することができる。仲介事業に従事する場合、仲介費用または委託手数料を請求することができる。協力研究や合資企業を起業する場合、留学者は特許・発明・専有技術・管理などの代償として割当分の株式を受けることができる。
(3)各地域や部門および雇用主は、人材の需要と財源が許す範囲で、留学者が国へ奉仕するための活動に対して特別資金を適宜計上し、一定の経費上の支援を与えるものとする。国家重点研究プロジェクトに重要な留学者及び短期的に帰国して奉仕する留学者に対しては、受託したプロジェクトおよび任務に応じて、中央または地方政府及び雇用主が適切な経費を拠出する。

(4)海外留学者の知的財産権保護。留学者の専有知識・技術特許・科学研究成果または協力・受託研究開発の科学研究成果などにおける知的権益を保証する。個人の科学研究成果は、知的財産権収入の分配額を協力機関と事前に協議・決定し、留学者は関連規定に従って割り当てを受ける。所得税引後の収入は外貨両替により海外送金してもよい。
(5)国は、各地域・部門および雇用主が、海外留学者による国への奉仕に良好な勤務・生活条件を提供することを支援する。国内の各経済開発区・ハイテク開発区・留学者起業パークに

おいて科学技術の開発成果及び化学研究成果を実用化し、優遇政策を利用することを奨励する。国内で起業する場合、関連部門は必要な支援を提供し、企業登記・土地使用・商工業化・税務・商品検査などの各分野で、手続きの簡素化・手続き事項の低減に便宜を図る。

(6)中国で職務に就く留学帰国者のうち、外国籍のハイテク・ハイレベルな管理職に対しては、出入国の便宜を提供する。臨時入国を繰り返す必要のある場合、実際の必要性に鑑み、有効期間 1 年以上、最長でも5年を超えない範囲で数次入国「F」査証を発給してよい。中国に常駐する必要がある場合、実際の必要性に鑑みて、1年以上、最長でも5年を超えない範囲で外国人居留証を発給してよい。出入国を繰り返す必要がある場合、外国人居留証の期限までの間、複数回出入国できる「Z」査証を同時発給してよい。中国に定住を申請する(配偶者・未成年の子女を含む)場合、有効期間を永久とする外国人居留証の発給を承認してよい。上記該当者は、「教育部国際交流与合作司」、「人事部専業技術人員管理司」または各地の庁局レベルの人事部門による証明書類を提出しなければならない。外国の長期居留権を取得している場合は、中国の旅券と副省レベルの市以上の政府人事部門による証明書類を提示することで、住居の購入・子女の入学や託児・就業などに関して現地住民と同等の待遇を受けることができる。

(7)海外留学者が国内で起業する場合、または協力研究開発基地などを設立する場合は、必要に応じて大卒以上の従業員を招聘する。各地の人事部門は、関連政策に基づいて、これに積極的な支援を与え、人事を代理するサービスを提供する。

四、海外留学者による国へ奉仕で傑出した貢献を行った場合、本人の意思を尊重したうえで、宣伝表彰を行う。国への奉仕活動において傑出した貢献を行った海外留学者、及び海外留学者による国への奉仕を奨励・支援する作業において卓越した成果をあげた機関・個人に対しては、国の関連規定に基づいて表彰を行う。

五、各地域・部門は、海外留学者による国への奉仕作業に対する指導を強化しなければならない。当該地域・部門の特徴に合致した関連政策を研究・制定し、確実に実施するよう保証すること。海外留学者が国へ奉仕を行う際に発生する新たな状況や問題については、適時研究し、問題を解決しなければならない。また、海外留学者による国への奉仕を展開する作業に関する経験を丁寧に蓄積し、情報交換しなければならない。人事・教育・科学技術・公安・財政などの各部門は、関連部門との協力を強化し、互いに協調することで足並みを揃え、海外留学者による国への奉仕の促進を着実に実行しなければならない。

ハイレベルな海外留学人材の帰国就職奨励に関する意見
（人発〔2000〕63 号）

海外留学者はわが国の人材資源の重要な構成要素である。ハイレベルな海外留学人材が積極的に帰国、就職するように組織的且つ計画的に誘致することは、わが国の金融機関、高等教育機関、科学研究機関、国有大型企業の国際的競争力を高めるのに非常に重要な意義を持つ。また、WTO加盟の要件を満たし、技術革新の強化・ハイテクノロジーの発展・産業化の実現を進める、革新能力と高度な資質を有する豊富な人材集団を構築する上でも重要な意義を持つ。「留学支援、帰国奨励、往来自由」の方針に従い、国内経済発展の成果を宣伝・紹介し、愛国主義教育を強化することを通じて、留学者が、多様な方法で国に奉仕または帰国して奉仕できるようにして、習得した知識を活かし祖国と人民に報いるよう指導する。ハイレベルな留学人材の帰国就職を奨励するために、特に次のような規定を制定する。

一、ハイレベルな海外留学人材とは、我が国の公費または私費で海外に留学し、学業を修了したのち、国外の金融機関、多国籍企業、国際機関、著名な高等教育機関、科学研究機関などで、金融、工業技術、教育、科学研究、経営管理などの業務に従事し、顕著な功績をあげた者で、且つ、国内で早急に必要とされているハイレベルな経営管理、専門技術、学術技術の分野において指導的役割を果たせる青年・中年層の人材、産業化や開発が見込まれる特許や発明または専有技術などを有する人材を指す。

二、国は、銀行、保険、証券業及び国有の大型企業が、自発的にハイレベルな海外留学人材を起用することを奨励する。銀行、保険、証券業及び国有大型企業がハイレベルな海外留学人材を起用する際の費用は、起用による経済効果が期待でき、且つ、各機関が受け入れ可能な範囲において、原則として、雇用主が自ら拠出する。高等教育機関、科学研究機関がハイレベルな海外留学人材を起用する場合、国務院の主管部門が規則を制定し、厳格な審査・認可により、必要資金を現行の資金源から拠出する。帰国後に主導する科学研究プロジェクトが、国際的にも先進的レベルにあり、または国内で早急に必要とされている内容であることが確実な場合、プロジェクト創設の申請後、国が科学研究対応経費を提供する。

三、ハイレベルな海外留学人材の選抜は、質を確保しなければならない。また、早急に必要とされている職位であるかどうかを見極め、公平な競争により、優秀な人材を雇用する。人材の選抜は、他の方法を採用してもよく、適切なプロセスにより考査し、決定する。雇用主は、職務上の必要性や人材選抜のための条件などを勘案し、幹部権限の管理規定に従って人材を選抜する。雇用主は、銀行、保険、証券業における管理職、国有大型企業、高等教育機関、科学研究機関における技術指導職、上級行政管理職（中央の幹部管理職を含まず）としてハイレベルな海外留学人材を雇用してよい。また、雇用主は、ハイレベルな海外留学人材に、上

記職務を担当するよう任命してもよい。帰国就職するハイレベルな海外留学人材は、国外に長期滞在または永住する権利（グリーンカードなど）を留保してもよい。職務上の必要があり、国内の在職条件に適合する場合、所定期間在職し、且つ、（国外の）長期滞在または永住権を放棄すれば、当該機関（企業）の法定代表者を務めることができる。

四、帰国就職したハイレベルな海外留学人材の報酬は、当人の能力水準、国への貢献度及びそれにより創出される経済効果、社会効果に応じて調整する。また、競争やインセンティブのメカニズムを導入し、職務・職位の違いや貢献度により調整する。

銀行、保険、証券業及び高等教育機関、科学研究機関に就職したハイレベルな海外留学帰国人材が、最初に賃金の決定を行う際、雇用主は、該当者の能力と担当する職務に応じて、国の現行賃金基準から2～3段階上級の職務に相当する賃金を査定する。その後の昇給は、国内のその他の従業員と同様、関連政策の規定に従って行うこととする。高等教育機関・科学研究機関に就職する場合、一ヶ月当たり賃金の5倍に相当する職務（職位）手当を別途支給し、重要な貢献を行った場合、当人の賃金の10倍を超えない範囲で職務（職位）手当を支給してよい。銀行、保険、証券業が起用したハイレベルな海外留学帰国人材の手当は、雇用主が決定する。国有の大型企業に就職したハイレベルな留学帰国人材の賃金と手当は、当人の担当する職務と能力に基づいて、中国国内にある外資系企業の同レベルの従業員の賃金水準を参照し、雇用主が協議の上決定する。

「科学技術成果実用化促進に関する若干の規定を科学技術部などの部門に伝達する国務院弁公庁の通知」（国弁発〔1999〕29 号）及びその他の関連規定に基づいて、ハイレベルな海外留学帰国人材は、特許・発明、専有技術、技術管理などの代償として株式の割り当てを受けることができる。

帰国就職したハイレベルな海外留学人材の家庭生活の基礎が国外にある場合、合法的な収入は納税後に外貨に両替して海外送金してもよい。

五、帰国就職したハイレベルな海外留学人材の住宅は、所定の住居手当を支給する方法を採用し、国の関連政策規定に従い、賃借または購入する。雇用主が提供可能である場合は、該当者の職務に相当する国の定める基準の住宅を支給することもできる。その家賃または住宅購入費用の補助については、雇用先の他の従業員と同様の待遇を受ける。

六、ハイレベルな海外留学人材が帰国就職する場合、その雇用期間または在職期間は、雇用先の他の従業員と同様の医療・保険に係る待遇を受ける。家庭生活の基礎が国外にある場

合、出国して親族を訪問するための休暇をとることができる。具体的な実施方法については別途定める。

七、ハイレベルな海外留学人材に同伴して帰国する家族（外国籍配偶者を含む）が国内で就職する場合、雇用主が受け入れ可能な場合、職位を手配することとする。それが明らかに困難である場合、現地の人事部門が就職の斡旋を積極的に支援する。子女が国内の小学校や中学校に入学する場合、勤務先の所在地にある教育行政部門が、近隣の条件が比較的良好な学校、または、”バイリンガル学校”、”バイリンガルクラス”を手配する。また、高等学校や大学を受験する場合、実情に応じて適切な支援を提供することができる。

八、関連する各機関が上記政策を実施する際は、当該機関において既に帰国就職したハイレベルな留学人材や、国内において傑出した貢献を行ったハイレベルな人材との関係を十分考慮する。また、状況に応じて政治思想教育を十分に行う。待遇の改善や手当の優遇を奨励することにより、既に帰国したハイレベルな人材や国内で育成されたハイレベルな人材の待遇も徐々に向上させる。中でも顕著な貢献のあった者に対しては、同様の関連優遇政策が受けられるようにする。これらの措置により、海外留学人材の帰国就職が各分野で積極的に促進されるようにする。

九、以上の政策関連の規定は公布日をもって施行する。

留学人材の導入活動におけるハイレベルな海外留学人材の定義に関する指導意見
国人部発〔2005〕25 号　2005年3月22日

党中央・国務院が承認し、公布した「ハイレベルな海外留学人材の帰国就職促進に関する意見」（人発〔2000〕63 号）をさらに着実に実施し、留学人材の”導入”を適切に実行しその実効性を高めるため、ここに導入活動におけるハイレベルな海外留学人材の定義に関する問題について、次の通り指導意見を提示する。
一、ハイレベルな海外留学人材の定義とは、留学人材を積極的に導入する上での基礎的作業である。

留学人材は国の貴重な財産であり、我が国の人材資源の重要な構成要素である。中国共産党中央・国務院による「人材関連の事業をさらに強化することに関する決定」（以下、「決定」という）では、留学人材の評価・認定制度をさらに完全なものとし、ハイレベルな人材と不足が深刻な人材を重点的に誘致する必要があると指摘している。“ハイレベルな海外留学人材”を正しく定義する作業とは、即ち、「決定」の内容を着実に実施することである。また、留学人材の導入活動に関する重要な措置を強化、改善することは、即ち、導入活動重視の姿勢を強調することであり、ハイレベルな海外留学人材を計画的に、しかも照準を定めて的確に”導入”する上での基礎的作業である。わが国の人的資源をさらに強化するため、留学人材の導入活動を確実に行うことは重要な意義がある。

二、ハイレベルな海外留学人材の範囲

「ハイレベルな海外留学人材の帰国就職促進に関する意見」の関連規定に基づき、”導入”するハイレベルな海外留学人材とは一般に次を指す。我が国の公費または私費で海外に留学して学業を修了した後、科学研究、教育、工業技術、金融、経営管理などの業務に従事し、顕著な功績を上げたもので、且つ、国内で早急に必要とされている上級管理職、上級専門技術職、学術・技術的分野で指導的役割を果たせる人材、産業化や開発が見込まれる特許・発明または専有技術などを有する人材。

三、“ハイレベルな海外留学人材”定義のガイドライン

留学人材の導入活動におけるハイレベルな海外留学人材の定義作業を正しく行うため、次のガイドラインをよく理解し、順守しなければならない。
－－科学の発展（に寄与すること）を第一義として人材を判断することをガイドラインの基本とする。
－－人徳と才能を兼ね備えた人材を前提として、品行、知識、能力、業績を主な評価基準と

する。
－－人材それぞれのキャリアを尊重し、学識、業績、貢献度、潜在能力を判断する。
－－人材の実践内容を査定し、また業界内における評価を重視する。
－－人材の多様性、多面性、相対性を重視する。

四、ハイレベルな海外留学人材定義の条件

1. 国際学術技術界で、一定の評価を受け、当該分野の開拓者であったり、基盤を築いたり、または当該分野の発展に重要な貢献を果たしたりした著名な科学者。
2. 国外の著名な高等教育機関、科学研究機関で、準教授、副研究員及びそれ以上の職務を担当する専門家、学者。
3. 世界500社番付にランクされた企業の上級管理職を担当する経営管理専門家、または著名な多国籍企業、金融機関で上級専門職を担当する者、有名な弁護士（会計士・監査）事務所で上級専門職を担当する者で、関連分野の業務と国際ルールに精通し、豊富な実務経験を有する管理・技術職。
4. 外国の政府機関、政府間国際機関、著名な非政府組織で上級または中級の管理職を務める専門家、学者。
5. 学術分野への造詣が深く、当該専門分野、業界の発展に重要な貢献を果たした専門家、学者。国の著名な学術刊行物で影響力のある学術論文を発表したことがある専門家、学者。または、国際的な影響力のある学術奨励を受けたことがあり、成果が当該分野、業界で先端的である専門家、学者。業界内で広く評価されている専門家、学者。
6. 国際的な大型科学研究、工業プロジェクトを主導し、科学研究や工業技術に関する豊富な経験を有する専門家、学者、技術者。
7. 重要な技術的発明や特許などにより、独自の知的財産権または専有技術を有する専門技術者。
8. 特殊な専門分野を有し、国内で早急に必要とされている特別な人材。

教育部の”海外の優秀な留学人材の就職招致をさらに強化することに関する若干意見”

一、「海外の優秀な留学人材」の定義

「海外の優秀な留学人材」とは以下の3つの段階を含む

第一段階：国際的にもトップレベルの学術リーダーを招致することに着目し、優秀なイノベーショングループを形成する。

第二段階：学問的な基盤がしっかりしており、優れたイノベーション能力と成長への高い潜在力を備えた優秀な学術リーダーを数多く招致することに着目し、技術革新と学問の発展を促進する。

第三段階：中核となる青年教師や研究員を数多く招致することに着目し、教師や研究員の全体的な資質の向上を促進する。

二、優秀な海外留学人材に関する需要リストの作成と優秀な海外留学人材のデータベース構築および整備

教育部では、教育、科学技術、産業、地域を発展させるために必要となる人材に関する実質的な需要に基づいて、海外留学人材に対する需要予測および需要に関する情報を発信する制度を設立する。これにより、国内各業種の雇用主の人材需要情報を全面的に把握し、国内の雇用主が有する優秀な海外留学人材に対する需要をデータベース化し、整備する。また、国や地方が実施する留学人材を誘致するための政策や措置をデータベース化し、優秀な海外留学人材の帰国就職に便宜を図り、迅速、正確、且つ適時に国内の人材需要データが検索、閲覧できるサービスを提供する。

わが国の在外大使館（領事館）の教育部門（教育処・組）の留学者管理情報システムの構築をさらに強力に推進、整備し、これを基礎として、帰国の意思を持つ優秀な海外留学人材に関するデータベースを構築する。在外大使館（領事館）の教育部門は、海外留学者に対する管理、サービス業務を強化し、国内で早急に必要とされている分野の学科において指導的役割を果たせる人材、学術的に指導的役割を果たせる人材、”基幹”学術研究者の現状を詳細に把握するため、連絡を取り、帰国就職するための推薦を行う。

国内雇用主は、業界の発展に重要となる分野（学科）の特徴や動向予測に基づいて、目的に沿う人材を起用するための採用計画を立て、人材起用のための措置や管理方法を決定する。

三、優秀な海外留学人材と雇用主が双方向の意思疎通を行い、互いに適切な協力相手を選択できるようなプラットフォームを構築する。優秀な海外留学人材の帰国就職、起業を支援するため、教育部は、多様なプロセスと方法で、国内の海外留学人材に関する”導入需要”情報と、帰国の意思を持つ優秀な海外留学人材の情報を公表する。ネット上でオンライン交流や交渉などが行える双方向交流プラットフォームを開設し、国内の雇用主と帰国の意思を持つ優秀な海外留学者とが連絡をとれるように推進する。

1.我が国の在外大使館（領事館）の教育部門（教育処・組）、中国留学ネットワーク、国家留学ネットワーク、神州学人などの機関をベースとして、専門のネットワーク情報交流プラットフォームおよび遠隔ビデオ面接交渉システムを開設し、定期的に需要データを公表する。これにより、優秀な海外留学人材と雇用主に対し、双方向の交流や就職面接などのサービスを提供する。

2.留学者の各種学術団体や留学者協会などとの連携や、これら団体への指導を強化し、留学者団体が有する「かけ橋」としての役割を十分に発揮させる。留学者団体を通じて優秀な海外留学人材の需要データを公表し、留学者が帰国就職する際に助言や各種サービスを提供する。

3.教育部では、毎年 5 月に海外留学者及び国内雇用主が参加する北京科学技術博覧会ハイレベル海外人材招聘会を、12 月に中国留学者広州科学技術交流会ハイレベル海外留学人材招聘会を実施している。これは実際に会って話し合い、双方向で選択できる場となっている。

4.優秀な海外留学人材を計画的、段階的に”導入”する交渉作業団体を組織し、国内雇用主の人事担当者をメンバーとして、留学者の集中する国や地域で人材面接を行う。教育部門（教育処・組）は、優秀な在外留学者と国内雇用主が交流、交渉できるような場を設け、優秀な海外留学者が帰国して、高等教育機関や科学研究機関に就職するよう奨励、誘致する。国内雇用主は、教育部指導のもとで自発的に訪問団を組織し、優秀な海外留学人材に対する追跡調査や交渉を、照準を定めて的確に行い、優秀な海外留学人材の導入活動を確実に行う。

四、国の科学技術、教育、人材への資金提供プロジェクトを十分に活用し、優秀な海外人材の帰国起業を誘致する。

1.「211プロジェクト」や「985プロジェクト」を実施する高等教育機関、及び「百人計画」を実施する科学研究機関は、優秀な留学人材の誘致をその重要な任務として位置付け、優秀な海外留学人材の帰国就職または多様な方法による国への奉仕を実現するための特別予算を計上し、使用できるように計画を立案する。

2.「長江学者奨励計画」、「新世紀優秀人材支持計画」などのプロジェクトによる優秀な海外留学人材の帰国就職への支援・奨励を更に強化する。

3.「高等教育機関学科革新知力誘致計画」（「111プロジェクト」）を大々的に実施し、個人ではなくグループで一括”導入”する形式や、チームリーダーを”導入”する形式（訳者注：チームリーダーを慕うグループメンバーを集団で”導入”することを狙う）などの多様な方法で優秀な海外人材を導入し、学科の発展と人材育成を促進して高水準の研究型大学の建設を推進する。

4.「春暉計画」を通じ、教育部は、優秀な海外留学人材が短期帰国して国へ奉仕することを支援する政策をさらに強化する。優秀な海外留学人材が、「春暉計画」を活用して短期帰国し、国への奉仕を行うための資金提供を受けるよう奨励し、協力関係を築くなかで短期的な帰国

から長期的な帰国へスムーズに移行できるような環境を整備する。そして最終的に一部の優秀な海外留学人材が長期帰国して国に奉仕することを実現する。教育部の「春暉計画」学術休暇帰国就職プロジェクトを活用して、基幹分野及び一部の先進的な学科の優秀な海外留学人材が学術休暇期間に帰国し、高等教育機関で研究や教育に従事するよう奨励する。これにより、国内の新興学科、先進分野の学科においても、研究者が学術活動を展開する上で、世界の一流大学と同レベルの支援を受けられるような環境を整備する。

5.「留学帰国者科学研究始動基金」の資金提供力をさらに強化する。資金提供の対象者数を拡大し、「留学帰国者科学研究起動基金」の審査サイクルを短縮する。優秀な海外留学人材が帰国後、迅速に科学研究作業を開始するための条件を整備する。優秀な海外留学人材が国内に基礎を築き、発展していけるように促す。高等教育機関及び科学研究機関などの機関は、これに対応し、留学帰国者が科学研究を起動するための資金提供のための基金を設立することとする。

五、海外留学人材が帰国就職するための最短ルート(訳者注:時間や手間がかからない方法)を新たに制定し、優秀な海外留学人材が帰国して起業する際の先行き不安感を払拭する。

在外大使館(領事館)の教育部門(教育処・組)と教育部留学サービスセンターが、留学帰国者の証明、記録管理、留学学歴や学位認証、就職先登録、戸籍の転入及び移転届などに関するサービス業務をさらに整備し、サービス意識の高揚とサービスの効率化を図る。

在外大使館の教育部門は、国内雇用主に対し、情報面におけるサポートや各種要望への対処など、積極的にサービスを提供しなければならない。国内雇用主が”導入”しようとする人材との連絡や、関連状況の確認が必要な際は、在外大使館の教育部門が関連する情報やアドバイスを適時、提供することとする。

教育部は、関連部門と協調し、海外留学者が帰国就職する際または帰国して国へ奉仕する際に必要な出入国や在中国長期居留の便宜を図り、審査・認可手続きを簡素化し、サービスの質的向上を図る。

海外留学人材が帰国後、国民待遇を受けるにあたっての具体的措置の構築およびその実施を積極的に推進し、海外留学人材の帰国後の住宅や給与、戸籍、医療、社会保険、科学研究の開始、投資および起業、知的財産権保護、子女の入学、家族の就職など、優秀な留学帰国人材の勤務条件および直接的な利害などの問題を適切に解決し、優秀な留学人材が帰国して就職したり、国のために奉仕したりする上で有益な勤務環境や政策的環境を作り出す。

六、留学者起業パーク、大学サイエンスパーク、起業基地、サービス機関の設立強化と「春暉杯」中国留学者革新起業コンテストの大々的実施。

留学者起業パークや大学サイエンスパークが提供する起業関連サービスの情報公開ネットワークのプラットフォームを構築し、パーク及び研究基地のインキュベータ機能、プロジェクト管理機能を整備する。投融資のチャネルを広げ、留学者が帰国して起業するための良好なインキュベータ環境を創造する。また、このインキュベータ環境の中に科学技術の成果が集積する

ように誘導し、現代の科学技術成果を集結させる。自主開発による知的財産権を有していたり、現代的な企業管理知識や市場運営能力を有したりする優秀な留学人材が、国内雇用主と協力を強化できるようにして、産学研究が共に発展できる道筋を作る。国外の先進的技術と国外で得られた経営管理経験が、国内にある各種資源と結合されることにより相乗効果が挙げられるような促進策を取る。その結果、海外留学人材にとって雇用主となる科学研究機関の教育や科学研究がさらに発展し、海外留学人材が就職した企業や、起業した企業を含むハイテク産業全体が発展することを目指す。

教育部と科学技術部では、定期的に「春暉杯」中国留学者革新起業コンテストを実施し、優秀な海外留学人材、留学者起業パーク、大学サイエンスパーク、ベンチャーキャピタルが共同で参画する起業プラットフォームを立ち上げている。「春暉杯」中国留学者革新起業コンテストを通じて、優秀な海外留学者の帰国起業意欲を十分に刺激し、革新起業プロジェクトに積極的に参加申請するよう奨励する。また、コンテスト参加者と大学サイエンスパーク、留学者起業パーク、企業がプロジェクトに関する商談を行える場を提供する。プロジェクトの審査は、プロジェクトの技術水準、投資効果や利益に関する予測、産業化の可否などの状況を考慮して、留学者起業パーク、大学サイエンスパーク、ベンチャーキャピタル、国内企業家からなる審査員が行い、参加者に対する面談も行う。その結果、優秀なものを表彰し、留学者が帰国してハイテク企業を創業することを促進する。

2007年 3 月 2 日

「ハイレベルな海外留学人材の帰国就職に適用する緑通路（特別ルート）の設置に関する意見」

国人部発　　[2007]26 号　2007年2月15日

科学の発展を着実に遂行し、「科教興国」（科学技術と教育による国家振興）と人材による強国戦略を広く実施し、緑通路（特別ルート）を開き、ハイレベルな人材を更に増員し、その能力を取り入れるために、以下の意見を提出する。

一、ハイレベルな海外留学人材の帰国促進を強く重視する

1、ハイレベルな海外留学人材の帰国促進を留学者帰国サービス業務の重点とし、「留学支援、帰国奨励、往来自由」の方針を堅持し、「留学ルートを広げ、人材の帰国を促し、技術革新や創業を支持し、国家のために奉仕するよう激励する」の要求に鑑みて、少数精悦の原則に基づき、柔軟且つ多様な方法と特例措置を用いて、”緑ルート”を開き、サービスを整える。イノベーション型国家の建設という目標、我国の重点的発展分野と産業の需要、及び西部大開発、東北地域などの古い工業基地の振興、中部地区の新興の促進などの国家発展戦略に沿って、計画的・重点的に、照準を定めてハイレベルな留学人材の誘致業務を完遂する。

2、ハイレベルな海外留学人材とは、一般的に、公費派遣または私費で出国留学し、学業を終えた後、海外で科学研究、教育、テクノロジー、金融、管理などの仕事に従事し、顕著な成果を収めた者、国内で緊急に必要とされるハイレベルな管理人材、ハイレベルな技術人材、学術・技術のリーダー、及び産業化開発の見込みのある特許や発明もしくはノウハウを持った人材を指す。具体的な定義は、人事部、教育部、科技部、財政部が通達した「留学人材の導入活動におけるハイレベルな海外留学人材の定義に関する指導意見」（国人部発[2005]25 号）を参照。

3、ハイレベルな留学人材の”導入活動”の主導性を強化し、常に、現実的状況に基づいた新しい導入方法を考案する。ハイレベルな海外留学人材が、帰国して各企業や事業所に就職するように積極的に呼びかけ、また、彼らが自身の優れた能力を発揮し、国外の先進技術と資金を呼び込み、ハイテク企業を設立できるよう全力で支援する。トップレベルの人材が集まることによる相乗効果が発揮されるよう、団体での”導入”（誘致）、重要人材を率先して”導入”するなどの様々な方法を採用し、積極的にハイレベルな海外留学人材と留学人材団体を誘致する。現時点で帰国できないハイレベルな海外留学人材に対しては、兼業、共同研究など、各種の適切な方法で祖国に奉仕するよう奨励し、場所にこだわらずに、その能力を有効活用する。

4、戦略的トップレベル人材特別導入計画を検討し、実施する。我が国の経済・社会の発展と「国家中長期科学技術発展計画概要」の重点分野、重大プロジェクト、重大基幹技術などの戦略の重要分野を中心に、計画的にかつ照準を合わせて、世界トップレベルの人材を引き込む（導入する）。ハイレベルな留学人材の中でも、国が緊急に必要としている、国際科学技術の最前線にいる戦略的科学者、技術方面の専門家など、少数の世界トップレベルの人材に対

しては、一人一人の具体的状況に合わせて、特別な方法を使い、特例措置を講じて、重点的に引き入れる。具体的な方法については、別途定める。

二、ハイレベルな海外留学人材の帰国のために積極的に良好な条件を作り出す

5、ハイレベルな海外留学帰国人材の帰国後の就職に関しては、主要管理部門の承認を経て、雇用主は、本来の定員、人員増加目標、給料総額、及び人材の出国前の本籍地などによりこれを制限しない。帰国し、就職するハイレベルな留学人材は、毎年国内におけるフルタイム勤務の労働時間が、一般的に九か月以上であることとする。

6、帰国し、就職するハイレベルな留学人材の報酬は、本人の能力、業績、貢献度に連動させる。事業所が招聘して任用した者は、国の関連規定に準じ、承認を経て、話し合いによる給料決定やプロジェクトごとの給料設定など、柔軟で多様な給料の設定方法を採用できる。国内企業が招聘して任用した者は、双方の話し合いにより給料を決定する。企業で技術開発に従事、もしくは技術により出資して株主となり、顕著な経済利益を出した場合、契約規定に基づいて、一定比率の歩合を受け取ることができる。本人の特許、ノウハウなどの無形財産によって株式を取得した場合、投資を行った各方面との約定により配当比率を適切に引き上げることができる。

7、国家重点科学研究プロジェクト、重点建設工事、重点基地建設は、ハイレベルな留学人材の誘致を特に重視する。国家自然科学基金、863、973などの重大科学技術プロジェクトと特別基金は、帰国して就職するハイレベルな留学人材に対し、平等に門戸を開き、彼らが公開で、公平、公正に、各レベルおよび各種類の科学技術プロジェクト、科学研究基金プロジェクトに申請することができるよう奨励し、支援する。各地区、各部門は積極的に、リラックスできる良好な科学研究環境を作り出し、ハイレベルな留学人材の、科学技術プロジェクトの経費面などにおいても支援する。特に優秀で、国内で緊急に必要とされるハイレベルな留学人材の帰国後の就職に関しては、人事部会は関連部門と共に特別に経費を資金援助する。

8、ハイレベルな留学人材の帰国後の就職に関しては、人事管理権限に基づき、主要管理部門の審査・認可を経て、学歴、学術または専門技術水準に照らし合わせて、相当レベルの専門技術の役職に直接招聘して任用することができる。雇用主は、本人の勤務年限や、雇用機関の組織としての専門技術職の割合などによりこれを制限しない。帰国就職後、条件に適合するハイレベルな留学人材は、関連規定に準じて、相応の職務資格を得ることができる。

9、帰国し、就職するハイレベルな留学人材の能力を充分に発揮させるため、彼らがより高いスタート地点から出発して成果を出し、その効果を出すことができるよう支援する。ハイレベルな留学人材の発明・特許、科学研究の成果が国と省レベルの関連科学技術賞に参加し、評価されるよう、積極的に後押しし、推薦する。帰国後に就職して際だった貢献をしたハイレベルな留学人材は、規定に基づいて、国家突出中年青年専門家、国務院の政府特殊手当受給専門家に申請することができる。

10、ハイレベルな留学人材が帰国して企業を設立する場合、国の産業および地域の税収政策に基づいて、税収面で相応の優遇を受けることができる。中でも、ハイテク企業を創業する

場合、国家ハイテク企業優遇政策を受けることができる。我が国の経済科学技術の発展にとって戦略的意義を持つ重点プロジェクトに対しては、関連部門の審査・認可を経て、特別経費を計上し、関連規定に基づいて支援する。

11、留学者創業パークは、ハイレベルな海外留学人材の帰国創業を全力で推進し、専門人員を配置し、ハイレベルな留学人材の創業に便宜を図り、手続きを簡素化し、工場用建物および設備ならびに付帯設備を提供し、また、あわせて設備賃貸料などの面において優遇措置をとる。政府の資金援助、銀行の貸付、創業投資、工業所有権の取引などを含む投融資システムを整備し、彼らの資金問題を解決する。国家レベル留学者創業パークが模範となり、牽引力を発揮できるよう、政策、人材、情報、養成、資金援助などの方面においてたゆみなく探求を続け、ハイレベルな海外留学人材の創業を支援する新ルートを作る。

12、法に基づいて、ハイレベルな留学人材の知識所有権を保護する。ハイレベルな留学人材が、国内で得た成果を国内外に特許出願することを奨励し、彼らが特許の譲渡や技術により出資して株主となるなどの方法で、ハイテク技術成果の産業化を加速することを支援する。ハイレベルな留学人材が、職務上の発明の成果を譲渡した後の収益分配については、雇用機関との話し合いと同意を経て、国家の規定より高い比率で褒賞金を得ることができる。

13、帰国し、就職するハイレベルな留学人材の配偶者と子女については、これを適切に処遇する。随行帰国した配偶者の就職については、個人のつながりと組織の推薦を組み合わせた方法をとり、雇用主は受け入れ条件を決定し、優先的に割り当てる。困難な場合は、現地の人事部が積極的に推薦し、就職を手助けする。随行帰国した子女の、託児所への入所及び義務教育段階での入学については、居住地の教育行政部門が、居住地域の最寄りの学校へ入学させるという原則に従い、優先的に入学、転学の手続きを行う。国の規定以外の費用は徴収しない。高校入試と大学入試の受験については、同等の条件下で、優先的に合格させる。

14、外国籍を取得している、または国外の長期ビザや永住権を取得しているハイレベルな留学人材が帰国して就職する場合、国の規定に準じて、「帰国（訪中）定住専門家証」または「外国専門家証」を申請し、関連する待遇を受けることができる。

三、ハイレベルな留学人材のために積極的に出入国と居住の便宜を図る

15、外国籍を取得していて帰国、就職するハイレベルな留学人材及びその随行家族は、自分の駐在する国の在外大使館・領事館で「Z」査証（※就労ビザ）の申請手続きを行うことができる。訪中後、長期滞在の必要がある者は、2～5年の「外国人居留許可」の申請手続きを行うことができる。何度も出入国する必要がある者は、2～5年の長期複数回「F」査証（※訪問ビザ）の申請手続きを行うことができる。上記の者は、「人事部専業技術人員管理司」、「教育部国際交流与合作司」または各省レベルの政府人事部門などの第一種権限部門の公文書及び「帰国（訪中）定住専門家証」等の証明書を提出しなければならない。上記の者の外国籍の配偶者及び18歳未満の子女は同等の条件で出入国の便宜が図られる。

16、外国籍を取得していて帰国、就職するハイレベルな留学人材で、”外国人の中国永住審査・認可に関する管理方法”の要件を満たす者は、人事部発行の推薦状または身分確認状、

及び「帰国（訪中）定住専門家証」により、関連規定に準じて「外国人永久居留証」の手続きを行うことができる。上記の者の外国籍の配偶者及び18歳未満の子女は、同等の条件で出入国の便宜が図られる。

17、帰国し、就職するハイレベルな留学人材が帰国する際の国際旅費、器具・器機、設備などの託送費、及び住居準備費などはこれを補助する。必要資金は、現行の経費ルートにより調達する。

18、国外の長期ビザまたは永住権を取得しているハイレベルな留学人材が、帰国時に持ち込む私用物品は、税関の”非居住民長期旅客出入国私用物品管理監督関連規定”に基づいて手続きを行う。

19、帰国し、就職するハイレベルな留学人材が、帰国後、仕事上の必要性から国（境界）外から少量の試薬、原料、部品などを輸入しなければならない場合、”科学研究と教育用品及び科学技術開発用品に対する税優遇政策”の規定に基づいて、所属機関が関連手続きを行う。

20、帰国し、就職するハイレベルな留学人材が、研修、視察、学術会議への出席のために再出国（出境）を申請する場合、関連部門・部署は、積極的にこれをサポートする。

四、ハイレベルな留学人材の帰国促進業務組織に対する指導の強化

21、各レベルの政府関連部門は、ハイレベルな留学人材の帰国促進業務の重要性を十分に認識し、ハイレベルな留学人材の帰国業務に関する政策研究及び全体を見渡した指導と組織間協力を強化する。留学者帰国サービス業務における部門間連携会議の効力をさらに発揮し、人事部門は、その牽引力を発揮して、各関連部門が互いに支援し、強く連携し、協力してハイレベルな留学人材の帰国促進業務を貫徹させる。

22、業務の重点をハイレベルな留学人材の”導入”（誘致）に置き、これを最優先する。地域の社会経済発展の必要性に基づいて、ハイレベル人材”導入”計画を特別に制定し、優秀な力を集中させ、より多くの力を投入して、中核的競争力を持つ学問分野のリーダー、科学技術のリーダー的人材、及び戦略科学者の”導入”業務のさらなる進展に尽力する。彼らの能力を表彰し、広くアピールし、ハイレベルな留学人材の愛国的貢献、奮闘進取の精神を積極的に発揚する。ハイレベルな留学人材が、”自発的に喜んで帰国する”、”学業を成就して率先帰国する”、というような良好な環境を積極的に作り出す。

23、各地区、各部門の留学者サービスセンター、留学者創業パーク、留学者作業ステーションなど、ハイレベルな留学人材を主な対象として、全方位的に各種サービスを行う。ハイレベルな海外留学人材に係るデータベースを完成させ、国内のハイレベル人材の”導入”の重点的分野、産業を適時公表し、ハイレベルな留学人材の”導入”事業の積極性、適合性、実効性を高め、ハイレベルな留学人材と国内機関の協力のために橋渡しをする。

24、在外大使館・領事館と関連在外機関は、ハイレベルな海外留学人材の”導入”事業を最重視し、革新的な技術を習得し、イノベーション能力を備えた学術技術のリーダー的人材、国際マーケットの操作に熟知し、経営に通じ、管理に秀でたハイレベルな経営管理人材、特定の専門技能を備えた緊急に必要な希少人材に対し、重点的に調査し、連絡を取り、適時国内

に向けて推薦する。
25、各種留学者団体、留学者親睦会などは、自らの特長と優位性を生かし、ハイレベルな留学人材と重点的に繋がりを作り、彼らが仕事や生活などにおいて直面する問題を理解し、彼らの希望と要求を反映させ、実情に即してハイレベルな留学人材のフォローアップサービスを強化していく。

人事部配布「留学者の帰国促進事業に関する第11次五カ年計画」
2006 年 11 月 15 日

科教興国（科学技術と教育による国家振興）戦略および人材強国戦略を更に推し進め、人材資源開発の歩調を速め、海外留学人材の帰国促進事業を強化するために、「国民経済と社会発展の第11次五カ年計画概要」、「中共中央および国務院による人材事業の更なる強化に関する決定」、「中央組織部と人事部による第11次五カ年計画概要の実施と人材育成の強化に関する実施意見」に則り、本計画を定めるものとする。

一、 留学者帰国促進事業の現況

留学者は、わが国の人材資源における重要な構成要素であり、国の貴重な財産である。党と国は現在まで一貫して留学者事業を重視し、“留学支援、帰国奨励、往来自由”の事業方針に則り、“留学の道を広げ、留学人材の帰国を促進し、起業を支援し、国への貢献を奨励する”という事業目標を掲げてきた。党中央委員会と国務院の指揮の下、各地方自治体や省庁においてはその実情に合わせて持てる職能を発揮し、留学者事業に関する一連の政策措置を打ち出し、具体策の実施に尽力することで、全国における留学者帰国促進事業を持続的に発展させてきた。その結果、統計によれば2005年度末時点でわが国の出国留学者の総数は93．3万人に達し、留学帰国者の総数は23．3万人に上った。留学帰国者を対象にした創業パークは110ヶ所建設され、入居企業数は6，000以上に上る。また、人事部が各省政府や市政府との協力の下に建設した留学者創業パークは29ヶ所に上った。数多くの留学帰国者たちが、愛国、奉仕、闘争、進取の精神を発揮して、それぞれの分野において重要な役割を果たし、わが国の現代化建設のために大きく貢献した。

しかしながら、新しいイノベーションの波が押し寄せ、経済のグローバル化が進む中、国際社会における人材獲得競争は熾烈化の勢いを増している。このような状況下、留学者帰国促進事業は自主革新能力の向上や全面的な小康社会（ややゆとりのある社会）の実現という目標のニーズを完全に満足させるまでには至っていない。海外留学者のうち、ハイレベルな人材資源は未だ充分に開発・活用されているとは言い難く、特に、エリート人材の帰国促進に対する取り組みは未だ充分とは言えない。また、政策によっては円滑に実施されていないものがあり、経費の拡大が必要である。留学帰国者に対するサービス機関やそのサービス提供方法についても改善の余地がある。このように、留学者の帰国促進事業は今もって多くの困難な課題を抱えている。

第11次五カ年計画期間は、わが国が全面的な小康社会を実現する上でキーとなる時期にあたり、また同時に、科学的発展観の実施を徹底させる上でも重要な時期である。第11次五

カ年計画で定められた目標を達成し、革新型国家を目指す上でのキー・ポイントは人材にある。祖国を愛し、広い視野を備え、教育や文化の多元的なバックグラウンドを有する留学者は、革新型国家を建設する上での重要な原動力となる。人材強国戦略の実施に当たっては、積極策を講じて留学人材の帰国を促すこと、殊にハイレベルな人材の帰国・就職を促すことが重要である。そしてこれは、知識経済化や国家間の人材獲得競争に対応していく上でも客観的に必要とされる条件であり、かつまた革新型国家を建設し、わが国の自主革新能力を強化するために必然的に求められることである。

二、留学者帰国促進事業の指導方針、基本原則および目標

(一)指導方針

鄧小平理論と“三つの代表”の重要思想を指導方針とし、科学的発展観の下、人材強国戦略を更に推し進め、党が人材管理を行うという原則を堅持する。“留学支援、帰国奨励、往来自由”の方針を引き続き貫くと同時に、“留学の道を広げ、留学人材の帰国を促進し、起業を支援し、国への貢献を奨励する”という目標に沿って政策を整備し、新たな事業体制を打ち立て、サービス向上に努める。ハイレベルな革新型人材に重点を置き、人材導入の方法としてはグループを対象にした帰国促進や、中核となる人材に働きかけて周囲への波及効果を期待する方法、ハイテク・プロジェクトを立ち上げて人材を導入する等の方法を中心にハイレベルな人材の導入事業に力を入れ、全面的な小康社会の建設や調和の取れた社会の構築を人材供給の側面から着実に支える。

(二)基本原則

国内および国外の二つの人材市場、二種類の人材資源を開発・活用し、留学者の人材資源開発に力を入れる。帰国促進と国への貢献促進をリンクさせ、広範な留学者に対する帰国促進と、的を絞った人材への帰国促進の働きかけを並行して行う。政策による支援と市場による配分を組み合わせ、政府主導の下に民間の参画を促し、人材導入と育成活用を同様に重視する。政府主導、市場配分機能の活用、事業の重点の明確化、充実したサービス内容という特徴を備えた新体制の整備に一層努める。

(三)目標

今後5年間の国民経済建設と社会発展の需要に従い、新たな政策を打ち出し、対策を整えながら、留学者帰国促進の政策体制をより一層充実させていく。また、留学者帰国促進に係るサービス体制を整え、全方位的で多ルート、多レベルに対応し、かつ留学者の特徴に合った導入システムを構築する。調和が取れ、効率の良い留学者帰国促進事業システムを整え、強い責任感と意欲を持ち、高い業務能力とサービス能力を有する留学者帰国促進事業のスタッフを育成し、今後の留学者帰国促進事業をより円滑に展開するための強固な土台作りを行う。

第11次五カ年計画期の新規留学帰国者数が、15～20万人に達するようにする。

三、留学人材帰国計画の実施およびハイレベルな海外留学人材の帰国就職に関する優遇措置

（一）ハイレベルな留学人材の集積計画を実施する。わが国の国際社会における競争力と科学技術革新レベルを向上させる上で、ハイレベルな留学人材の導入は重点であり突破口である。全面的な小康社会の実現という発展上の重点と、自主革新能力の向上という特殊な需要を満たすためには、中核技術を掌握し、自主革新能力を備えた学術・技術分野のリーダー的人材を導入することに大きな力を注ぐことが必要である。国際的な感覚を備え、世界を舞台にオペレーション能力を発揮できるハイレベルな経営管理人材に加えて、特別な専門分野における技能を備え、わが国の経済建設と社会発展に必要とされる専門性を持った人材の導入が差し迫って必要とされている。

国際間での人材流動が益々盛んになっている今日の情勢に主体的に対応するものとして、国家重点実験室の責任者や、大学、研究機関など学術面でのリーダーや、その他のハイレベルな研究部署が国内外に向けて人材を公募することを奨励する。それにより、世界でも一流の科学技術分野のリーダー的人物や戦略的な科学者を重点的に導入する。

重大プロジェクトの実施により人材を集め、国の重大科学技術特別テーマや重点革新プロジェクトを活用して、海外のハイレベルな留学人材や研究チームを積極的に導入する。国の自主革新戦略に従い、エネルギー、水資源、鉱産資源、環境、農業等の国の重点開発分野に加えて、バイオテクノロジー、新素材、先進製造プロセス等の先端技術分野において知的財産権や高い潜在能力を持つ革新型人材を重点的に導入する。

国際社会における新たな生産要素の最適化を図る再編の動きや産業移転という大きなチャンスをとらえるため、わが国の外資利用と産業構造改善の必要性に照らし合わせ、金融、法律、貿易等の分野におけるハイレベルな経営管理人材を大規模に導入する。国は、戦略的エリート人材導入のための特別計画を検討・実施し、ケースによっては特例的な方法も用いて、国が差し迫って必要としている戦略的エリート人材を積極的に導入する。これにより、わが国の国民経済と社会発展における重点分野や重点テーマ、キーテクノロジー等の面で飛び級式の発展を実現することを目指す。

（二）留学帰国人材起業計画を実施する。留学者の帰国後の起業を支援することは、科学技術分野における世界最新の成果をフォローアップし、成果を実用化する上での重要なポイントである。わが国のハイテク産業の発展を加速するためには、常に政策の改善に努め、体制を整えていく必要がある。企業を主体に、市場の先導の下、産研学（訳者注：「研」は研究機関）が一体化して留学者による革新型起業システムを打ち立て、コア・コンピタンスを有するハイテ

ク企業や、集積効果の高い創業基地が徐々に形成されていくよう促す。第11次五カ年計画期間においては、インキュベーション能力の強化に力を注ぎ、インキュベータの質的向上に努める。起業環境を最適化し、全国における各レベル・各種タイプの留学者創業パークの数を150ヶ所程度に増やし、人事部と地方政府の共同で40～50ヶ所の留学者創業パークを建設する。また、パークへの入居企業数を10，000にまで増やす。

留学者の起業に対する奨励政策を打ち出し、留学帰国者による特許や技術ノウハウ、科学技術成果等の国内における移転や、株式取得、起業等を支援する。留学者の興したハイテク企業に対し、税収、融資、労働人事等の方面で便宜を図る。

帰国後の起業またはハイテクノロジーの移転に必要とされる投融資システムを整備し、国による留学者帰国創業基金の設立について検討する。一方で、相応の条件を備える創業パークが、専門的なベンチャー投資ファンドや起業ファンドを導入または設立することを奨励し、留学帰国者の起業に際して資金面でのサポートまたは融資保証を提供する。

また、留学帰国者の創業パークに対しては、その指導管理を強化し、国による評価システムを設けることを検討する。創業パークの管理者を対象とする研修事業を強化し、創業パークの経営の質とサービスを向上させる。

引き続き各地域の地方政府との共同による創業パーク建設を進め、留学帰国者が政府の各種資金援助プロジェクトに申請する際、創業パーク側が手続きをサポートすることを奨励する。創業パークが、プロジェクトの実施とリンクさせる形で国内外に向けてハイレベルな人材の募集を行うことを支援する。

（三）知力による祖国貢献計画を実施する。海外留学者の知力による祖国貢献を支援することは、国際交流を促進し、海外諸国の資金や技術、管理経験を導入する上で重要な橋渡しの役目を果たすものである。わが国の開放戦略を堅持し、留学者に対しては必ずしも帰国定住という形を求めないが、知識や技術の提供は求めるという方針の実行に努める。より広い範囲、より多くの分野、より高いレベルにおいて海外留学者や留学者グループを招致し、兼職、共同研究、帰国講演、学術・技術交流、視察参加・コンサルティング、仲介サービス提供等のさまざまな形式で祖国建設に参画し、国内の改革と発展に貢献してもらう。第11次五カ年計画期間内に、祖国貢献に従事する留学者数が延べ20万人に達するようにする。

留学者による貢献の形式に関しては、常に新たな内容を盛り込むようにし、期限を定めた任用や、プロジェクトごとの請負制など、留学者の特徴に合った貢献形式を積極的に検討する。留学者が、知識や技術、管理等の生産要素の提供をもって利益の分配を受けられるようなインセンティブ制度を徐々に立ち上げる。

留学者の祖国貢献事業に係る新システムの整備に努め、海外留学者が帰国し、祖国貢献の拠点を構えることを奨励する。国内の重点分野や重点産業のニーズに沿って、特定テーマ

の祖国貢献活動を展開することを支援する。

引き続きさまざまな形式の留学人材およびプロジェクトの交流会、留学者祖国貢献団等の活動を実施することで交流の場を作り、貢献分野の拡大と貢献活動の円滑化に資する。

（四）ハイレベルな海外留学人材の帰国就職に対して優遇政策を設ける。ハイレベルな留学人材は、留学者全体における核心であり、主力である。従って、計画的に、的を絞り、的確にその導入事業を展開していくことは、わが国が革新型国家を建設し、経済と社会において飛び級式の発展を遂げるための戦略上の重点である。少数精鋭の原則に則り、さまざまな方法を柔軟に用いて、ケースバイケースで特例的な措置も採りながら、ハイレベルな海外留学人材が帰国就職するための優先通路を切り開く。

重点の明確化に関しては、革新型国家の建設と国家中長期科学技術発展計画の実施の必要性から、自主革新能力の向上を中心に据え、わが国の重点発展分野や産業、重点プロジェクトやキーテクノロジー分野等において不足している人材を重点的に導入する。

帰国就職プロセスの円滑化に努める。ハイレベルな留学人材の需要に関しては、その帰国後の就職や起業、国への貢献に際して良好な環境を整え、プロジェクト申請や資格の評価、報奨、家族の就職、子女の入学、出入境（国）等において便宜を図る。

事業に新しい方式を採用する。ハイレベルな留学人材の特徴に合わせて、重点的に導入、連絡、サービス提供を行う。

四、留学者帰国促進事業システムの整備

（一）政策システムを整備する。留学者の帰国促進および祖国貢献を促すための政策を整え、留学者が公開・平等・競争・成績優秀者選抜の原則の下に国家公務員試験に応募できるよう環境を整える。留学者創業パークの育成・建設の歩調を速め、留学者の帰国起業を支援する政策措置を打ち出す。帰国（訪中）専門家に付随する政策を整え、海外のハイレベルな人材が中国に長期居留または永住することを奨励し、それらの人材が帰国し、定住・就職するための関連政策を整備する。留学者の帰国就職に係る手配・調整の政策を整え、留学者の帰国就職および祖国貢献促進事業を強化する。

（二）事業体制を整える。留学者帰国貢献事業においては、省庁合同会議の機能を充分に発揮させるため、合同会議の年会制度を設立することを検討する。各省庁の職能を活用し、一致協力して留学者の帰国貢献を推進する。各省（区、市）の担当省庁は、当該地域の実情に即して、留学者帰国貢献事業の合同会議制度を設け、当該地域の留学者帰国事業の総合的な調整役を担うものとする。また、本事業の全国規模の交流制度を設け、全国の留学者事業に対するマクロ的指導を更に強化すると同時に、地域間、省庁間、業界間の交流・協力事業

に力を入れ、全国の留学人材資源の把握と有効活用に努め、留学者帰国貢献事業が絶えず新たな局面を切り開いていけるよう尽力する。

（三）サービス体制を整備する。サービスに関連した政策を整備し、留学者に対してサービスを提供する機関の服務規定や関連制度を整え、事務手続きを規範化し、サービスの効率を高める。バリアフリーやサービスのワンストップ化を実現し、さまざまなニーズに対応できるサービス体制を整える。

サービス機関の強大化を図り、各行政レベルの留学者サービスセンターと留学者事業ステーションの建設を進め、サービス内容の開発とサービスの質的向上に努める。

サービス・ネットワークを構築し、各行政レベルの留学者サービス機関を核に、国内外の留学者組織や社会団体にもその役割を積極的に果たしてもらうようにする。国内外の留学者組織間の提携システムの設立を検討し、資源の共有化とサービスの連携を実現する。

サービス・プラットフォームを立ち上げ、情報ネットワークと留学人材データバンクの整備を強化し、全国統一の留学人材情報システムを構築する。これにより、留学人材やプロジェクト、資金、情報等の資源共有を進める。サービス商品を開発し、留学者の特徴やリクエストに従ってサービス項目を新設し、相談ホットライン、ネットワークプラットフォーム、ガイダンス用ハンドブック、メディアによる宣伝などの各種手段を含む多角的なサービス商品体系を整え、広範な留学者に向けて便利なサービスを迅速に提供する。

（四）良好な環境造りに努める。政策広報と監督指導を強化するために、国の留学者帰国就職事業の方針や施策を積極的に広報し、留学者帰国促進事業に対する監督検査を強化して各政策方針の実施の徹底を促す。また、留学帰国者の紹介宣伝や表彰に力を入れ、留学者の優秀な業績を大いに宣伝する。模範となるような人物を掲げることで、多くの留学者の愛国心や貢献意欲、闘争心や進取の精神を掻き立て、「労働を尊び、知識や人材、創造を重んじる」という好ましい気風を社会全体によりいっそう広めるようにする。良好な仕事環境、調和の取れた人間関係、民主的で活気に満ちた学術環境や尊重と理解を大切にする社会環境をもってより多くの留学者を惹きつけ、帰国就職を促す。

五、留学者帰国促進事業の指導を着実に強化

留学人材の開発は長期的な戦略事業であり、各行政レベルの人事部門は、戦略と大局の両方の見地から本事業の重要性と緊急性を充分に認識した上で、留学者帰国就職を、人材強国戦略を実施する上での重点として捉え、人材育成の重要対策として真剣に取り組み、第11次五カ年計画期間内に留学者帰国促進事業が発展を遂げられるよう積極的に推進する。

党と国の留学事業方針政策を徹底して実行し、人事部門の総合的な職能と留学者帰国推

進事業合同会議の機能を共に充分発揮させ、全体の調整を図り、緊密に連絡し、各省庁と協力して、互いに助け合いながら各部門が積極性を発揮できるようにする。また、在外大使館や領事館がその役割を充分果たすようにし、協力体制の下、本事業が好ましい成果を上げられるようにする。

留学者帰国促進事業に従事するスタッフの育成に力を注ぎ、研修を強化し、事業理念を新たにして、サービス提供者としての意識向上を目指す。党と国の各政策を着実に実行するために、仕事の方式を転換し、仕事方法に新機軸を打ち出す。人材資源開発分野における海外の進んだ経験を積極的に学ぶようにし、事業効率とサービスの質的向上に努め、強い責任感と仕事への意欲を有し、高い業務能力とサービス提供能力を備えたスタッフを育成することで、留学者帰国促進事業が、より良く、より速やかに発展を遂げられるようにする。

各行政レベルの人事部門は、本計画の精神に則り、実情に鑑みて、その地域に合ったやり方を採用するようにする。重点を押え、それぞれの地域の各部門について第11次五カ年計画期間における留学者帰国促進事業の具体計画を早急に策定し、調査研究を強化し、政策の整備に努める。実施の過程で新たに発生した状況や問題については、早急に解決策を講じるようにし、常に業務に対する総括を怠らず、各政策措置の実施に力を尽くし、計画の円滑な実施に努める。

「長江学者奨励計画」紹介
1998 年 8 月

「科教興国」（科学技術と教育による国家振興）戦略を着実に実行し、国内外の学会の中・青年エリートを招聘するため、また学術分野において牽引力のあるハイレベルな人材を育成し、国家の重点学科を国際的先進レベル以上に引き上げ、そのレベルを維持するため、国務委員であり、当時の教育部部長であった陳至立氏の主導のもと1998年8月、教育部と李嘉誠基金会が共同で「長江学者奨励計画」を立ち上げた。「長江学者奨励計画」には、特別招聘教授および講座教授のポスト制度と、長江学者業績賞が含まれる。党ならびに国家指導者の直接的な配慮や重視を受けて、中央政府関連部門や社会各界の強力な支持のもと、高等教育機関および「長江学者」（本計画参加の研究員）らの努力により、「長江学者奨励計画」はめざましい効果をあげ、次々と優れた成果を生み出し、内外から大きな反響と好評を受けており、国家の重要なハイレベル人材（育成）計画となった。

2004年、党の”第16回全国代表大会”および”全国人材工作会議”の精神を徹底し、「科教興国」と「人材強国」の戦略をよりきめ細かく実施するため、教育部は「長江学者奨励計画」を整備し、”実施力”を強化した。特別招聘教授と講座教授を年間各100人、期間3年で招聘し、李嘉誠基金会が引き続き一定のサポートを行うものとした。新たな「長江学者奨励計画」は、社会哲学と自然科学をともに重視する中央政府の方針に沿うよう対象範囲を人文社会科学の分野にまで拡大した。より多くの海外の著名研究員が短期帰国や訪中による共同研究を行えるよう講座教授の招聘人数を引き上げた。また、「長江学者」ポストの設置や人材の選抜、招聘による着任および科学研究のための環境整備など、高等教育機関の本計画に向けた主要な対策をより重視した。「長江学者」ポストと、科学技術イノベーション環境および重点研究拠点との緊密な結びつきをさらに強化し、「学術的リーダー＋イノベーションチーム」という人材組織の新モデルを積極的に模索して、ポストの設置および人材の選抜とその業務内容の有機的な統一（訳者注：「長江学者」のポスト及びそれに選抜された研究者が目的に合致した業務（研究）を行うこと）を図り、優秀な人材を育成するためにより大きな場を提供する。

教育部と李嘉誠基金会は2005年6月に共同記者会見を開き、中国本土および香港・マカオ地区の高等教育機関と中国科学院研究機関の総体的な優位性をより強く発揮できるよう、「長江学者業績賞」の賞金の対象範囲を本土の高等教育機関だけではなく、香港・マカオ地区および中国科学院所属の研究機関にまで拡大すると発表した。「長江学者業績賞」受賞者の選抜条件は、科学研究に対する道徳意識が高く、年齢50歳以下、主として自然科学分野において国際的に認められたトップレベルの重要な研究成果を上げるか、研究に大きな進展をもたらした傑出した華人学者とする。同賞は、毎年1位1名、賞金100万元、2位3名、賞金各50万元とし、賞金は李嘉誠基金会が全額寄贈する。

「長江学者奨励計画」は、多くのハイレベルな人材を高等教育機関に集め、科学研究や授業に従事させる効果があった。特に、学術分野で大きな功績のあった海外の優秀な研究者が、帰国して国家のために貢献することを促した。1998年から2006年にかけて、高等教育機関97校は、特別招聘教授799人、講座教授308人を8期に分けて招聘し、14人の優秀な研究者が「長江学者業績賞」を受賞した。「長江学者」特別招聘教授および講座教授の1107人のうち、98%が博士号取得で、94%が海外留学や勤務経験者、着任時の平均年齢は42歳、最年少は30歳であった。特別招聘教授のうち、海外から直接招聘されるか、過去3年以内に帰国して業務に従事した者は231人で、講座教授は全員海外から招聘に応じた。

「長江学者奨励計画」の支援や援助のもと、「長江学者」は幅広い学術分野でリーダーとなり、一連の重要な研究成果を生み出した。2006年時点で、24人の特別招聘教授が中国科学院または中国工程院の院士に選出された。57人の特別招聘教授が「973計画」(「国家重点基礎研究発展計画」)の首席科学者に任命された。30人の特別招聘教授による39項目の研究成果が、それぞれ「中国十大科学技術進展ニュース」、「中国基礎研究十大ニュース」および「中国高等教育機関十大科学技術進展」に選出された。「長江学者」の特別招聘教授が主管あるいは主要メンバーとなって行った科学研究175項目が国家三大科学技術賞を受賞、「長江学者」が指導した博士課程大学院生88人が「全国百篇優秀論文賞」を受賞した。

「長江学者奨励計画」の実施により、高等教育機関の人事制度改革が進み、国際協力や交流が促進され、地方や高等教育機関のハイレベルな人材群の育成を推し進めた。その制度は「必要ポストの設置、公開応募、競争的雇用、共同管理」および「職務給制、成果報酬」の理念を含んでおり、高等教育機関の人材配置や配属制度の改革における基本路線ともなっている。また、「長江学者」は、国外の学会との関係の強さを十分に活用し、国際学術会議の主催や出席、国際的な科学技術提携への参画、若手教師や学生の共同指導など、様々な方法で国内の高等教育機関が国際提携や交流の場に参加できるルートを開くよう積極的に働きかけた。「長江学者奨励計画」の影響により、「珠江学者計画」、「閩江学者計画」、「天府学者計画」などの人材計画が相次いで設けられた。優秀な人材が頭角を現し、十分に活躍できる環境が、今まさに高等教育機関において形成されようとしている。

「長江学者奨励計画」は、社会各界、特に、学術界や高等教育界の高い評価を得た。ノーベル物理学賞受賞者の楊振寧氏は、「『長江学者奨励計画』は、中国が『科教興国』を実現するためのとても重要なポイントであり、非常に素晴らしい壮挙である」と述べている。また、中国工程院の外国籍院士で、著名な分子生物学者である呉瑞氏は「同計画は、中国が多くの分野において世界レベルに追い付く上で大きな役割を果たすだろう」と評価した。大学の学長の多くも、同計画は人材起用の新しいモデルを示し、募集と選出、招致、インセンティブ、支援の4方面を総合したハイレベルな人材計画だと評価している。

霍英東教育基金会 高等教育機関青年教師基金および青年教師賞管理方法
（1994 年 10 月 20 日採択）

第一章 総則

第一条 中国高等教育機関の青年教師が、授業や研究業務において優秀な実績を収めることを奨励し、高等教育機関青年教師基金および青年教師賞を設ける。

第二条 青年教師基金は、高等教育機関の青年教師が行う研究業務に資金援助を行う。最高援助額は20000米ドル、最低額は5000米ドルとする。青年教師賞は、授業や研究業務において突出した実績を上げた青年教師個人に与えられる。賞金は、受賞者本人が所有し、最高賞金額は5000米ドル、最低額は1000米ドルとする。青年教師基金取得者や青年教師賞獲得者は、霍英東教育基金会の証書も授与される。

第二章 申請条件

第三条 国内で青年教師基金および青年教師賞に申請する者は、以下の条件に合致しなければならない。

1. 現在、国内の高等教育機関で授業や研究業務に従事していること（兼業教師は除外）。
2. 年齢35歳以下であること。
3. 博士号取得者（または同等レベル）であること。
4. 祖国を熱愛し、高い公衆道徳と職業モラルを有し、国家の四つの現代化（訳者注：農業、工業、国防、科学技術）に積極的に貢献すること。
5. 授業や研究業務においてめざましい実績をあげていること。

第四条 国外から青年教師基金および青年教師賞（研究類）に申請する者は、以下の条件に合致しなければならない。

1.中国籍であること。
2. 年齢35歳以下であること。
3. 博士号取得者（または同等レベル）であること。
4. 6ヵ月以内（申請または推薦日より起算）に帰国し、国内高等教育機関で教務に就くよう決定すること。
5. 祖国を熱愛し、高い公衆道徳と職業モラルを有し、国家の四つの現代化に積極的に貢献すること。
6. 独自で授業や研究を行う能力を有し、専門分野において明確な業務目標を持ち、優れた実績があること。

第三章 申請手続き

第五条 青年教師基金および青年教師賞は、学科別に定員を規定している。霍英東教育基金会理事会は、2年ごとに青年教師基金および青年教師賞の学科別定員分配案を公表する。申請受理期間は、偶数年（1994年、1996年など）の12月1日から翌年の1月31日までとする。特殊な事情がある場合、霍英東教育基金会理事会の同意があれば、受理期間は上記の規定

を外れてもよい。

第六条 青年教師基金の申請方法

一、国内

申請者本人が申請し、「霍英東教育基金会 高等教育機関青年教師基金プロジェクト申請書」（一式7部）に記入する。また、国内の教授2名以上（そのうち少なくとも一名は申請者本人の学校で教務に就いていること）から推薦を受け、「霍英東教育基金会 高等教育機関青年教師基金プロジェクト推薦書」（一式7部）に記入する。以上を、申請者が所属している高等教育機関学術委員会と学長（または主管副学長）が審査、承認した後、学校が書類（学校印捺印のもの）を作成し、上記「申請書」および「推薦書」を霍英東教育基金会へ送付する。

二、国外

申請者は、帰国前に申請することができる。方法は、本条第一項と基本的に同じとする。但し、教授2名以上のうち、少なくとも一名は国内の高等教育機関で教務に就いている者とし、推薦や審査を行う学校は、申請者が帰国後に授業や研究業務を行う国内の高等教育機関でなければならない。

第七条 青年教師賞の推薦方法

一、国内

被推薦者が所属している高等教育機関および国内の教授2名以上（うち少なくとも一名は申請者本人の学校で教務についていること）の推薦を受けること。推薦者は、「霍英東教育基金会 高等教育機関青年教師賞推薦書」（一式7部）に記入し、被推薦者が所属する高等教育機関学術委員会と学長（または主管副学長）の審査、承認を得た後、学校が書類（学校印捺印のもの）を作成し、上記「推薦書」を霍英東教育基金会へ送付する。

二、国外

被推薦者が、現在、国外で就学または就職している青年研究員である場合も、帰国前に青年教師賞（研究類）候補者となることができる。但し、教授2名以上のうち、少なくとも一名は国内の高等教育機関で教務についていなければならず、推薦や審査を行う学校は、申請者が帰国後に授業や研究業務を行う国内の高等教育機関でなければならない。

第四章 審査と認可

第八条 霍英東教育基金会理事会は、霍英東教育基金会顧問委員会の委員と関連分野の専門家を組織し、学校から送付された青年教師基金および青年教師賞の候補者資料について審査して、優秀者に学資援助や賞の授与を行う。必要があれば口頭試問や現地調査を行い、候補者の条件や資質、能力、成果などについてさらに細かく調査を行う。

青年教師基金プロジェクトおよび青年教師賞は、霍英東教育基金会理事会、または理事会が権限を認めた理事が認可するものとする。

第五章 管理

第九条 青年教師基金プロジェクトは、通常、認可を受けた日から3年以内に完成するものとし、特殊な状況があれば、基金会の許可を得て期間を延長することができる。基金会は、プロ

ジェクトの進捗に基づいて、基金を分割して取得者本人に支給する。基金取得者は、プロジェクト管理経費として学校に500米ドルを納付した後、「推薦書」の基金使用計画に基づいて勘定項目を計上し、取得した援助資金を自己管理のもと使用する。国外の青年教師基金取得者は、帰国して国内の高等教育機関で授業や研究業務に従事した後、基金会からプロジェクト基金の支給を受ける。基金取得者は、必要な場合、所属校と基金会の同意を経て、プロジェクト基金の一部を海外で事前に受領することができる。青年教師基金取得者は、基金会からの援助資金を現地の中国銀行に預金することができる。該当プロジェクト向けの資金は、必ず同プロジェクトに使用しなければならず、他のいかなる組織や個人も流用や転用をしてはならない。基金の費用は、取得者が所属している学校が使用を監督する。青年教師賞は、霍英東教育基金会が受賞者本人に直接、一括支給する。国外の受賞者は、帰国して国内の高等教育機関で授業や研究業務に従事した後、霍英東教育基金会が直接、本人に一括支給する。

第十条 青年教師基金取得者は、必ず「申請書」で報告したプロジェクト計画およびスケジュールに準じて業務を進めなければならない。プロジェクト期間内に、事情によりプロジェクトを中止する場合、霍英東教育基金会の同意が必要となる。スケジュール通りに業務を進められない者や許可なく業務を中止した者は、基金会が提供した資金を返還しなければならない。既に支払がなされた費用は、青年教師基金取得者または所属機関が返済する（不可抗力的理由の場合は、残額のみの返却でよい）。青年教師基金の使用期限は一律3年とし、期間内に受領しない場合は放棄したものとみなす。青年教師基金取得者に配置転換などがあった場合、受入先機関が高等教育機関であり、且つ、プロジェクト業務の継続的進行を保証できる場合は、霍英東教育基金会の同意を得て、資金援助を継続することができる。受入先機関は、プロジェクトの進行管理に責任を持つものとする。

第十一条 青年教師基金取得者は、プロジェクトの進捗状況、経費の使用状況、および翌年度の業務計画を、毎年12月15日までに書面（一式3部）にて霍英東教育基金会に報告する。プロジェクト実施期間中、霍英東教育基金会は、随時、人員を派遣して業務状況を査察することができる。プロジェクト業務に重大な問題があった場合、霍英東教育基金会は費用の提供を中止する権利を有する。

青年教師賞受賞者は、受賞後3年間は、本人の業務状況、成果、および翌年度の業務計画を毎年12月1日までに書面（一式3部）にて霍英東教育基金会に報告する。

第十二条 青年教師基金プロジェクト終了後3ヵ月内に、基金取得者は、「霍英東教育基金会 高等教育機関青年教師基金プロジェクト総括報告書」（略称「総括報告」）に記入し、研究成果資料、関連論文や著書、経費使用状況（各一式2部）を添付して報告を行う。所属学校は、専門家を招いて当該プロジェクトについて一次審査を行い、審査所見を提出する。また、霍英東教育基金会が作成したプロジェクト検収書に記入し、学長（または主管副学長）の所見と署名を得た後、関連資料とともに霍英東教育基金会へ提出する。霍英東教育基金会は、プロジェクトについて検収を行い、青年教師基金取得者の所属校に書簡で返信する。

期間内に「総括報告」および検収報告を提出しない学校については、基金会は、翌年度の青

年教師基金や青年教師賞に係る同校からの申請の禁止、または定員数引き下げなどの措置をとることができる。

第十三条 青年教師基金取得者が、基金会の資金援助を得たプロジェクトに関する論文や専門書、成果などを発表する場合、「同プロジェクトは霍英東教育基金会の資金援助を得た」と明記しなければならない。

第十四条 青年教師基金取得者または青年教師賞受賞者は、プロジェクト期限終了後であっても、条件に合致していれば、その後も申請や推薦を受けたりすることができる。

申請または推薦されたプロジェクトが霍英東教育基金会の認可を得られなかった場合でも、申請者または被推薦者は、再度、霍英東教育基金会に申請したり推薦を受けたりすることができる。

第十五条 青年教師基金または青年教师賞受賞者の所属機関およびその推薦者は、プロジェクト業務に関心を持ち、これを支持し、支援しなければならない。また、年度業務報告および研究業務報告の総括に責任をもって評価や所見を記入しなければならない。

第六章 付則

第十六条 本方法は、霍英東教育基金会理事会が指定した高等教育機関で実施され、公布日より発効する。

第十七条 本方法の解釈権は、霍英東教育基金会が有する。

教育部留学帰国者科学研究始動基金管理規定

（2002 年 5 月 15 日）

第一章　総則

第一条 国家の留学方針を徹底し、多くの留学帰国者が社会主義の現代化に十分に力を発揮できるよう、帰国後の教育業務や科学研究をサポートするため、教育部は留学帰国者科学研究始動基金を設立する。

第二条 管理を強化し、始動基金の使用効果を高めるため、始動基金の審査は「専門家の審査、優秀者に資金援助」の原則をもって行う。

第二章　資金援助対象

第三条 国内外で博士号を取得し、海外留学1年以上、年齢45歳以下であること。帰国後に教育機関や科学研究機関で教育業務や科学研究に従事する留学帰国者は、帰国後2年以内であれば申請を提出することができる。

第三章　申請と審査

第四条 条件に合致する留学帰国者は、本機関の科学研究管理部の確認を経て、直接ウェブサイトにログインし、申請資料に記入して提出することができる。その後、本機関が捺印した申請機関意見書を、博士学位取得証明書のコピー、在外大使館（領事館）発行の「留学帰国者証明」のコピー、本人の身分証明書のコピーとともに教育部留学サービスセンターに送付すること。

第五条 教育学部留学サービスセンターに委託して申請を受理し、形式審査を行う。

第六条 形式審査は、主に、申請者および申請資料が下記の条件に合致しているかを確認する。

1. 申請者の年齢が45歳以下であること。
2. 申請者が博士号を取得していること。
3. 申請者の出国留学期間が1年以上であること。
4. 申請者が帰国後、教育機関や科学研究機関で教育業務や科学研究に従事していること。
5. 申請者がこれまで本基金の助成を受けていないこと。
6. 申請者が帰国後2年以内に申請を提出していること。
7. 申請者の記入事項が真実で、添付書類もすべて揃っていること。

第七条 専門家によるオンライン審査方式を採用し、専門家に資金援助の可否や助成額について意見を請う。審査時は主に以下について考慮する。

1. 申請者の学術レベルと科学研究能力。
2. 申請者の専門分野と国内需要の至急性。
3. 申請者の勤務先機関の関連学科が国内の同分野に及ぼす影響。
4. 申請者の勤務先機関が提供できるソフト面およびハード面でのサポート条件。

5. 申請されたテーマの作用、意義、先進性および実行可能性。

6. 経費予算の合理性。

第八条 教育部留学サービスセンターは、専門家の審査意見に基づいて、資金援助者リストおよび援助程度案を立案し、”教育部国際合作交流司”に報告してチェックを受ける。

第九条 援助資金取得者の人選については、教育部国際合作交流司が留学帰国者の勤務先機関に書面で通知し、同時にウェブサイトでも関連情報を発表する。援助を得られなかった人員に対する個別の状況のフィードバックは行わない。

第四章 使用と管理

第十条 始動基金は、主に、留学者が帰国後、科学研究業務への着手やプロジェクトの立ち上げに使用するもので、出国資金や研究と無関係の設備の購入などに充てることはできない。各機関は、始動基金について単独で会計項目を設け、管理費を徴収してはならない。また、国の財務経理の関連法規に照らして管理するものとする。援助資金取得者は、勤務先機関の科学研究管理部門および財務部門の監督の下、認可を受けた使用計画に基づいて基金の使用状況を自己管理する。基金は、支給された項目にのみ使用し、他用途に流用してはならない。

第十一条 始動基金を使用して購入した研究設備は国有資産であり、取得者の所属機関の固定資産項目として統一管理する。

第十二条 援助資金取得者が、事情により勤務先を半年以上離れるか、または現在の勤務先の異動その他の理由で研究業務を中断する場合、勤務先の機関はその状況をただちに教育部国際合作交流司に報告し、同時に余剰経費および特殊事項の処理案を提出する。許可なくプロジェクト担当者を変更した場合、教育部国際合作交流司は具体的な状況に応じて処分する。

第十三条 教育部国際合作交流司および委託機関は、助成金を得た科学研究プロジェクトの進行状況および経費使用状況について追跡調査を行う。虚偽項目、援助資金の差し押さえ、流用、基金の不当占拠など財務経理上の規律違反があった組織や個人については、教育部は状況に応じ、通告・批判、助成金取り消し、当事者責任の追及、勤務先機関の今後の申請不受理などの措置を取る。

第十四条 援助資金取得者は、経費を全額支出するか、研究業務が終了した時点で、勤務先機関による照合済みの財務決算と科学研究総括報告を、教育部留学サービスセンターへ提出する。本基金による研究成果は、原則として鑑定は行わない。鑑定が必要となる条件に該当する研究成果については、所属機関または主管部門の審査後、鑑定資料を教育部国際合作交流司に2ヵ月早めに提出し、科学技術研究成果の鑑定方法の規定に従って審査を行う。

第十五条 援助資金取得者が学術論文や研究成果を発表する場合は、「教育部留学帰国者科学研究始動基金の資金援助プロジェクト」と明記しなければならない。英文の場合は、「The Project Sponsored by the Scientific Research Foundation for the Returned Overseas

Chinese Scholars, State Education Ministry. 」と表記し、略称は「The Project-sponsored by SRF for ROCS, SEM.」を使用すること。

第五章　付則

第十六条 本規定は公布日から発効し、教育部国際合作交流司が解釈権を有する。

2007年度教育部“春暉計画”学資援助方案
（1996 年開始）

一、重点的助成分野

農業、エネルギー、情報、資源環境、人口・健康、新材料、宇宙科学・技術、先進製造・設備、ITS（高度道路交通システム）、現代管理、新経済、現代高等教育、学際研究および重要な最先端分野

二、重点的助成分野の方向性

重要農業における動植物の経済性と病害発生の基礎生物学、農業における生物資源利用と生態系制御、農産物安全の基礎研究、クリーン・コール・テクノロジー（石炭）の基礎問題研究、石油ガス資源の開発利用に関する基礎研究、重要な再生可能エネルギーの開発利用に関する基礎研究、マイクロ・ナノ電子、光電子、マイクロシステムのための基礎研究、システム構造とソフトウェア――仮想計算機環境、インターネットと情報の安全―高拡張性、高信頼性のインターネットシステム、気候変動と災害、水資源と水循環、資源探査、生態と環境、重要伝染病の基礎研究、健康と疾病発生の分子、細胞および総体的メカニズムの研究、中医理論の基礎研究、既存材料の改良に関する基礎科学の問題、ハイテク新材料に関する基礎科学の問題、国民生活の向上にかかわる材料科学の基礎、学際研究、最先端重要科学。

三、資金援助による重大な国家奉仕活動

1.留学者が西部地区建設プロジェクトに参加

2.留学者が東北地区の旧工業基地振興プロジェクトに参加

3.「中国留学者広州科学技術交流会」の開催

4.「中国海外学生遼寧（大連）創業週間」の開催

5.集積回路の優秀な技術指導者の招聘特別計画

6.第 6 回教育部科学技術委員会で海外学部を設立

四、重点的に援助した在外留学者参加の高等教育機関または西部地区関連のプロジェクト

1. 帰国留学者による担当教科のバイリンガル授業

2. 高等教育機関のバイリンガル授業の改革と高等教育国際化の研究（武漢大学）

3. 高等教育機関のバイリンガル授業の資源情報化の研究（浙江大学）

4. 高等教育機関の研究的授業方式の探索と実践（北京林業大学）

5. 革新型人材の育成モデルの研究と実践（北京林業大学）

6. 農学専門人材の育成方案とカリキュラム設計に関する研究（山東農業大学）

7. 動物栄養学の授業内容とモデルに関する革新的研究（雲南農業大学）

8. 医科大学の全科医学課程構築プロジェクトの研究（首都医科大学）

9. PBL授業方法の研究と実践（ハルピン医科大学）

10. 武漢国家光電実験室の科学研究と学術交流（華中科技大学）

11. 第4世代移動通信(4G)技術と実験サンプル機の研究（重慶郵電大学）

12. 貴州クリーン・コール生産新技術および総合利用の研究（貴州大学）

13. 漢方薬複方配合の規律、薬効の物質基礎および作用メカニズム（黒竜江中医薬大学）

14. シンシナティ大学の華人教授による山東大学の学科設置サポート（山東大学）

15. ハーバード大学医学部ポスドク2007年帰国貢献活動

五、「春暉計画」海外留学者休暇帰国業務プロジェクト

原則として、本方案の「三、資金援助による重大な国家奉仕活動」の「5.集積回路の優秀な技術指導者の招聘特別計画」プロジェクトのみ学資援助を行う。

六、留学者の帰国参加を奨励した国際会議

1.高等教育機関バイリンガル授業セミナー（華南理工大学2007年5月）

2.ソフトウェアエンジニアリング専門教育年会（浙江大学2007年9月）

3.米中農業生態と環境保護分野における革新人材育成フォーラム（中国農業大学）

4.製品設計と製造システム国際会議（重慶大学2007年10月）

教育部「春暉計画」学術休暇プロジェクト管理方法
2007 年 3 月 16 日

第一章　総則

第一条　国家の留学業務方針を徹底し、我が国の海外留学者がさまざまな方法で祖国に貢献できるよう、またそのために必要な条件を整えるため、教育部は「春暉計画」において学術休暇プロジェクトを立ち上げ、これによって海外在住の優秀な留学者が学術休暇を利用して帰国し、高等教育機関において講義や研究業務に従事することを奨励し、国内に世界一流クラスの大学を作り上げ、ハイレベルな人材の育成体制を構築する。

第二条　「春暉計画」学術休暇プロジェクトは「春暉計画」の一部であり、その経費は「春暉計画」から支出する。

第二章　資金援助の範囲

第三条　学術休暇プロジェクトは、「211工程（プロジェクト）」（21世紀に向けて100余の大学を重点的に発展させる”工程”）の高等教育機関向けのもので、資金援助の対象は、国外の大学または科学研究機関で教育や科学研究に従事し、専門分野で助教（または助教相当）以上の職務に就いており、かつその専門分野の成果が内外の同分野の研究者に認められた海外留学者とする。

第四条　申請者の国内高等教育機関での業務期間は3～9ヵ月とする。

第五条　教育部は、国の重点発展戦略に基づいて、重点的に助成する分野を発表する。

第三章　申請と審査

第六条　高等教育機関は、海外に向けて条件に合致する留学者を募集する。申請者と国内の高等教育機関は、業務内容に合意した後、「教育部『春暉計画』学術休暇プロジェクト申請書」に記入する。在外大使館（領事館）の教育部門（教育処・組）は、申請資料を審査し、所見に署名したのち、関連する国内高等教育機関に送付する。招聘する高等教育機関は、申請資料の内容を教育部に報告する。

第七条　教育部は学術休暇プロジェクトの申請については年間を通じて受理し、集中審査

する方式をとる。招聘する国内の高等教育機関は、毎年4月15日と10月15日までに「教育部『春暉計画』学術休暇プロジェクト申請書」（一式3部）を教育部に提出する。

第八条　教育部は、専門家を組織して申請書について集中審査を行い、審査結果は6月15日と12月15日までに招聘する国内の高等教育機関に通知する。

第四章　資金援助の方法

第九条　教育部は援助資金取得者に、帰国のための国際渡航費用を往復1回分支給する。

第十条　教育部は、援助資金取得者に対し、助教は月額5000元、准教授は月額7000元、教授には月額8000元の褒賞手当基準額を支給して助成する。教育部留学サービスセンターは、認可に基づいて援助資金の通知を行い、年度ごとに2回に分けて招聘する高等教育機関に援助資金を支給する。

第十一条　招聘する国内の高等教育機関は、援助資金取得者に無償で住居を提供するかまたは住宅費を支給する。

第十二条　招聘する国内の高等教育機関は、援助資金取得者に医療保険を提供する。招聘に応じた人員が既に帰国期間中有効な医療保険に加入している場合、機関と招聘された留学者が契約する際に、医療保険の具体的な使用方法について明確に取り決める。

第十三条　招聘する国内の高等教育機関は、必要に応じて一定額の学術活動経費を支給し、招聘された留学者に可能な限り良好な業務、生活条件を整備すること。

第五章　実施と管理

第十四条　申請者は、援助資金取得後、着任する高等教育機関と業務契約を締結し、業務上の任務と権利について明確にすること。招聘された国内の高等教育機関での業務期間中に取得した知的財産権、特許出願、および研究成果の移転については、国家の関連規定に基づいて処理する。

第十五条　教育部が支給する高等教育機関の”海外留学人材帰国業務奨励助成金”については、財務規定に基づいて必ず会計費目を別途計上しなければならない。また、単独で勘定し、専用の費目にのみ使用し、いかなる組織、個人も流用してはならない。奨励助成金は対象者に全額支給し、管理費を徴収してはならない。

第十六条　援助資金取得者が、事情により帰国業務計画を中断または短縮する場合、所属している国内の高等教育機関は直ちに教育部に報告し、余剰経費を返還しなければならない。

第十七条　プロジェクト終了後、申請者は招聘された高等教育機関に「学術休暇プロジェクト総括報告」を提出すること。教育部は、援助資金取得者に「教育部『春暉計画』特別招待専門家」栄誉証書を授与する。招聘した高等教育機関は、毎年4月15日までに、「『春暉計画』学術休暇プロジェクト年度業務報告」および申請者の「総括報告」を教育部に提出する。正当な理由なく期間内に報告、提出がなかった機関については、今後の申請を受理しない。

第十八条　教育部は、経費の使用状況について不定期に監査を実施し、虚偽事項や、援助資金の差し押さえ、流用、経費の不正占拠などの財務経理規則に違反した組織および個人については、状況に応じて通告批判、当事者責任の追及、該当機関の今後の申請不受理、などの措置をとる。

第六章　付則

第十九条　本管理方法は公布日から実施され、同時に2000年11月13日公布の「教育部『春暉計画』海外留学人材学術休暇帰国業務プロジェクト実施方法（試行）」は廃止する。

第二十二条　本管理方法の解釈権は、教育部国際合作与交流司が有する。

人事部「新世紀百千万人材プロジェクト実施方案」の印刷配布に関する通知
2002 年 5 月 23 日

新世紀百千万人材プロジェクト実施方案

1995年から、人事部は、関連部門と共同で若手の学術、技術リーダーを育成する専用計画――「百千万人材プロジェクト」を実施している。2000年までの時点で、「プロジェクト」に選出された各分野の人材は1万人近くに達し、幅広いレベルやルートにおいて優秀な若手人材育成システムを形成し、全国にハイレベルな専門技術人材チームを作り上げる効果があった。中国共産党中央弁公庁および国務院弁公庁の「専門技術人材チーム構築強化に関する若干の意見」（中弁発[2001]14 号）の精神に基づき、若手世代の学術、技術リーダーの育成業務を引き続き適切に実施するため、ここに2002－2010年新世紀百千万人材プロジェクト実施方案を制定する。

一、指針となる思想と目標

鄧小平氏の人材人事理論と江沢民氏の「三つの代表」（中国共産党は、「中国の先進的な社会生産力の発展の要求」、「中国の先進的文化の前進の方向」、「中国人民の最も幅広い根本的利益」を代表する）思想を指針として堅持し、「人的資源こそ第一資源」および「人的資源の開発」という観念を強力に構築する。我が国に非常に不足しており、早急に必要とされるハイレベルな人材の育成を目標に、社会主義市場経済の発達や、人材の成長の特性に鑑み、人材チームの構築制度を刷新し、個性を尊重し、イノベーションを奨励する人材育成の体制や仕組みを作り上げる。また、効果的で特別な方法を用い、才徳兼備で、革新を求める精神を持った国際的トップレベルの科学技術専門家および学術、技術リーダーの育成を促進する。これをもって、新世紀における我が国の経済、科学技術、社会の発展をけん引する中核となる人材を確保するものとする。

社会主義の現代化に向けた「三歩走戦略」の「三歩目」（21世紀半ばまでに世界の中進国並みのGNP水準を実現する）の目標と人材戦略の総合的計画に基づき、2010年までに、世界科学技術の最先端レベルの傑出した科学者、エンジニアおよび理論家を数百人育成する。国内トップレベルで、各学科、各技術分野において学術的、技術的に造詣の深いリーダー的人材を数千人育成する。各学科において、実績が高く、中核となる人材で、今後の成長が期待できる若手人材を数万人育成する。

二、範囲、対象と条件

1、選抜範囲：「プロジェクト」の人選は、主として国有の企業・組織から選抜する。その他の企業および事業組織の中からも、条件に合致する人がいれば選抜することも可能である。

2、選抜対象：中国青年科学技術賞受賞者、帰国して業務に従事しているトップレベルの帰国留学者、国家傑出青年科学基金の援助資金取得者、省・部クラス以上の科学研究課題および国家クラスの工業プロジェクトの責任者または主要メンバー、その他経済および社会の発

展において突出した貢献や大きな実績のあった若手人材。国民経済や社会の発展にかかわる重要な学術、技術分野で頭角を現した潜在能力の高い優秀な人材および世界貿易機関（WTO）加盟後の新体制に必要な情報、金融、財務会計、貿易、法律、現代管理など、至急必要とされる分野のトップクラス人材、が重点となる。

3、選抜条件：(1)社会主義の祖国を熱愛し、法規を順守し、解放的思想を有し、現実的に物事を処理でき、常に革新を求める科学的精神と良好な職業モラルを有すること。(2)学習態度が堅実で注意深く、強い向上心を持ち、学術的な造詣が深く、協調性が非常に高いこと。学術、技術レベルが国内同分野において優れていること。(3)年齢は満45歳以下であること。

三、組織的指導

完全な人材育成業務システムを構築し、幅広いレベルやルートから「プロジェクト」人材を選抜し、育成する。人事部、科学技術部、教育部、財政部、国家発展計画委員会、国家自然科学基金委員会、中国科学技術協会は、共同で新世紀百千万人材プロジェクト指導チームを設立し、協力して「プロジェクト」の実施に責任を持つ。また、育成計画の求めに従い、国家クラスの学術、技術リーダー人材の選抜、育成に重点を置き、特に、世界の科学技術の最先端に衝撃を与えるような、イノベーションや創業に意欲的な傑出した人材（以下、国家クラス「プロジェクト」選出者）の育成に力を入れる。指導チームの下部組織として弁公室を設け、「プロジェクト」実施の具体的業務を担当させる。弁公室は、人事部専業技術人員管理司に置く。

各地区、各部門の人事庁（局）は、「プロジェクト」の育成目標に従い、関連部門とともに人材育成計画を制定し、組織的に実施する。

四、選抜と管理

1、国家クラス「プロジェクト」選出者の選抜は、2年に一度行い、一度に500人前後を選抜する。そのうち、科学技術に係るイノベーション（技術革新）の目標が明確で、先進的学科の発展を促進し、世界における我が国の科学技術ランクを引き上げることができる分野から100人のトップ人材を選抜する。国民経済と社会の発展にかかわる主要な学術、技術分野から400人のリーダー予備軍および早急に必要なハイレベルな人材を選抜する。

国家クラス「プロジェクト」選出者の具体的選抜方法：(1)各地区、部門の人事庁（局）は、関連部門とともに「公開、平等、競争、優秀者選抜」の原則に従い、担当地区、担当部門の推薦者を選抜し、専門家の意見を取り入れた後、人事部に申告する。(2)人事部は、関連部門とともに専門家審査委員会を組織し、各地区、部門の推薦者を審査した後、「プロジェクト」指導チームに審査報告を提出する。(3)選出者のリストを発表し、「国家クラス『百千万人材プロジェクト』選出者証書」を授与する。

各地区、部門は、「プロジェクト」育成目標に従い、省・部クラスの「プロジェクト」選出者の選抜と育成を担当する。

2、「『百千万人材プロジェクト』選出者審査ファイル」を作成して、候補者の品行、能力、実績に対する審査を強化する。審査業務は、選出者の所属機関の年度考査を行う組織と共同で行う。審査結果は、省・部クラスの人事部に報告して記録簿を作成する。そのうち、国家クラス

「プロジェクト」選出者の審査結果は、「プロジェクト」指導チーム弁公室に報告して記録簿を作成する。

3、「プロジェクト」選出者については、当初の審査結果をベースにしつつも、5年ごとに新たに査定した評価結果を加えて調整するなど、流動的な管理を行う。「百千万人材プロジェクト」選出者データバンクを作成する。

五、育成措置

1、「プロジェクト」選出者の資金援助の程度を強化する。国家傑出青年科学基金 、国家自然科学基金 青年科学基金は、条件が同等であれば「プロジェクト」選出者の中で基礎研究に従事している者を優先して助成する。「中国ポスドク科学研究基金」、「ポスドク科学研究特別助成金」、「留学者科学技術活動プロジェクト優秀者助成金」の資金援助条件に合致している場合は、助成を増額する。各地区、部門は、複数のルートから資金を調達し、選出者の実際の状況に即して、範囲を定めて支給し、重点的に援助する。

2、「プロジェクト」選出者がコンペティションなどを通じて国や省区市、省庁などの重要な科学研究および工業プロジェクトを担当することを奨励し、有能な人物に大役を委ね、彼らに十分な研究自主権を与える。各種学術団体、学術技術委員会は、「プロジェクト」選出者が一定の職務に就き、重要な学術、技術の意思決定の場や技術発展計画の制定に参画し、その能力や才能を発揮できるよう積極的に働きかける。

3、「プロジェクト」選出者が国内外の学術、技術交流活動に参加できるよう、積極的に条件を整える。「プロジェクト」の目的や役割に基づき、「プロジェクト」選出者を、国内外の一流大学や科学研究機関、著名企業に計画的、重点的に派遣して研修させるよう各種措置を取ること。「プロジェクト」選出者の上級研修クラスへの資金援助方法を整え、支援力を強化する。国家科学技術発展計画に基づき、人事部は計画性を持って「百千万人材プロジェクト」学術技術研修クラスを組織し、「プロジェクト」選出者と国内外トップレベルの専門家の学術技術交流を促進し、学術技術レベルおよび国際的な科学技術競争に太刀打ちできる能力の引き上げを図る。

4、「プロジェクト」選出者を中心とした人材群の育成を強化する。「プロジェクト」選出者の所属機関は、選出者の役職や任務の需要に応じて、流動的なポストを設置し、「プロジェクト」選出者が早急に必要とするスタッフやアシスタントを国内外に向けて公募する。国家クラス「プロジェクト」選出者が所属する国家重点実験室や国家工程研究センター、重大科学プロジェクトや知識イノベーション基地に委託し、国家クラス「プロジェクト」選出者を中心に、優秀な人材の招致や育成を強化し、専門性が高く、分野を相互に補完でき、高いイノベーション力を備えた優秀な人材群を形成する。国家自然科学基金委員会は、イノベーション研究グループを選出する際、条件が同等であれば、国家クラス「プロジェクト」選出者を優先的に助成し、選出者を、基礎研究を行うグループの中心人物とする。

5、「プロジェクト」選出者の待遇を改善する。各地区、部門は、実際の状況に即して、「プロジェクト」選出者に対し適度な優遇政策を実施する。各地区、部門が上級組織に報告している政

府特別手当の受給人員の中に国家クラス「プロジェクト」選出者がいた場合、人事部は特別枠の指標を設け、所属地区や部門の指標コントロール枠には含めないものとする。

6、連絡および支援業務を的確に実施する。積極的に条件を整え、「プロジェクト」選出者の業務および生活上の問題点を解決し、彼らが日常の雑事に追われることなく、科学研究や技術革新に専念できるよう取り計らう。「プロジェクト」選出者の医療保険条件を改善し、定期的に健康診断が受診でき、学術休暇が取れるよう適切な措置を取る。「プロジェクト」選出者のアシスタント採用や、配偶者および子女の移転調整なども適切に処理すること。

7、「プロジェクト」選出者の政治思想教育を強化する。「プロジェクト」選出者の個性に合わせて、各種方式で党の基本理論や基本路線、理想、信念および職業モラルについて教育する。”国情教育視察活動”を企画し、先進的かつ典型的な事例を広めて、彼らに正確な世界観、人生観、価値観および友愛・愛国主義の解放思想をもたらし、現実的に物事を処理でき、常に革新を求める科学的精神を持って、社会主義の現代化に新たなより大きな貢献ができるよう指導する。

「中国科学院『百人計画（1994 年開始）』管理実施細則」の印刷配布に関わる通知
（人教字[2001]158 号）
2001 年 11 月 29 日

中国科学院「百人計画」管理実施細則

「中国科学院知識イノベーションプロジェクト・モデルケースの全面推進段階における各人材計画の進歩改善計画の実施意見」をより徹底して行うため、「百人計画」（「国外傑出人材の招致」および国内で招聘した優秀人材を含む、以下同様）の管理を規範化し、本実施細則を特に制定する。

一、当院は、知識イノベーションプロジェクト・モデルケースの全面推進段階において、国外の傑出人材500人の招致を計画している。同時に、毎年国内から30人前後の優秀な人材も招聘する。

二、招聘計画の制定

1.各機関は、科学技術目標、学科設置および人材チーム育成の需要に基づいて、毎年2月末までに、当院「百人計画」弁公室（以下、弁公室）に招聘申請を提出し、”『百人計画』招聘ポスト”申請表に記入する。

2.弁公室は、申請報告のあったポスト（訳者注：人員枠）について取りまとめ、一次審査を行う。一次審査は次の内容で行う。研究所のポスト設置状況とこれまでの「百人計画」招聘および管理業務状況。

3.各機関の主管業務局は、招聘機関が設置した招聘ポストと院の戦略行動計画の重要措置を総合して、二次審査を行い選別する。同時に、新たに設置された研究ユニットの人材招聘計画も提案する。

4.弁公室は、各主管業務局からの二次審査結果を取りまとめ、院の「百人計画」業務指導チーム（以下、指導チーム）に提出して審議にかけ、年度招聘計画を確定する。年間の招聘人数は通常、100人を超えないものとする。

三、招聘と審査手順

1.弁公室は、毎年4月、関連メディアを通じて今後の招聘手順および招聘指針を統一公開する。

2.招聘機関が一次審査を実施する。希望者は直接、招聘機関に申請を提出し、「中国科学院『百人計画』候補者推薦（自薦）表」に記入する。招聘機関は招聘委員会を設立し、答弁形式で応募者の選定、一次審査を行う。一次審査を通過した候補者の資料は、弁公室に提出する。提出必要書類は、「中国科学院『百人計画』候補者推薦（自薦）表」（国内の著名専門家2人からの推薦書簡、発表した論文の収録および引用状況の検索証明、代表的な論文1～3編のコピー、国外での職務状況証明資料、博士号証書など関連資料）、「候補者基本状況一覧表」、「招聘ポスト応募状況表」などである。

3.当院の審査手順と方法

（1）弁公室は、毎年2回（5月末締めと10月末締め）、申請資料を受理して資格審査を行い、各

業務局とともに院での審査を実施する。

(2)院の内外から専門家を招聘し、中国科学院「百人計画」専門家審議委員会を設立する。そのうち、院外からの専門家は1／2以上とし、院の指導チームの責任者が専門家審議委員会主任を務める。審議委員会の職責は、「百人計画」候補者の学術レベルに対し、客観的かつ公正な評価を行うこととする。

(3)専門家審議委員会は、年間2回の開催とする。候補者が申告した学科状況に基づき、学科ごとに分けて候補者を審査する。

(4)各業務局は、専門家審議委員会の審査結果に基づき、院の戦略行動計画の重点分野および新たに設置された研究ユニットの需要度に照らして、規定の定員内で選出者案を確定し、指導チームに提出して討議する。

(5)指導チーム会議を開催し、各業務局の選出者案について討議し、特殊な状況や問題点などを解決し、選出者リストを認可する。

四、日常管理

1.招聘機関は、弁公室が公布した選出者リストの受領後、ただちに選出者本人に通知する。選出者は、通知受領後1ヵ月以内に、所属している国外の組織の帰国同意書類および着任時期に関する説明書を提出する。選出者は、発表から6ヵ月以内に着任して業務を開始する。特殊な状況により着任時期が遅れる場合、弁公室の認可が必要であり、最長でも9ヵ月を超えてはならず、超過した場合は選出資格を取り消される。選出者は、着任後、「中国科学院『百人計画』管理契約書」および「中国科学院『百人計画』業務任務書」に署名し契約する。

2.招聘機関は、契約書を弁公室に提出してチェックを受ける。科学院は、1年に3回、着任者リストを財政部に申告して割当金を申請する。財政部の認可後、科学院は援助資金取得者リストを発表し、経費を支出する。招聘機関は、契約書の規定に基づいて支給金額を科学院へ返還する。(訳者注:招聘機関は、予め科学院から資金を受け取っておき、その後財政部から資金が支給された後に同額を科学院へ返還する。)

3.招聘機関は、選出者の中間検査を実施し、その結果を業務任務書に記入する。弁公室は不定期に検査を行う。検査内容は、選出者の業務状態、招聘機関が提供している各種保障や人員配置などの状況とする。

4.最終評価

弁公室は、年に一度、着任後満3年の選出者の最終評価を行う。評価内容は、総合的な資質、業務進展状況、人材育成およびチーム組織状況、経費状況および実験室の建設(状況)、とする。

(1)招聘機関は、専門家を招いて一次評価を行い、「中国科学院『百人計画』選出者最終審査評価表」、「中国科学院『百人計画』選出者最終評価概況表」に記入する。

(2)各機関の主管業務局は、専門家とともに総合評価を行う。選出者による業務報告、専門家からの質問、答弁、専門家による評議などの段階を経て、減点方式で採点し、上位者20%以内を優秀者として選出する。専門家チームは最終評価審査意見を提出する。

(3)指導チーム会議を開き、最終評価結果を審査し、確定する。

(4)院は、優秀選出者に一定の後続支援を行う。後続支援経費は科学事業費とする。後続支援の3年後、選出者の所属機関は、その業務進展および経費使用状況を弁公室に申告し記録簿を作成する。

(5)弁公室は、年に1冊、「中国科学院『百人計画』最終評価優秀選出者業務紹介」を編纂する。優秀選出者の所属機関は、優秀選出者の略歴やその研究チームにおける業務内容紹介を提供し、弁公室は上記資料および専門家による最終評価審査意見を取りまとめて編纂し、院内すべてに配布する。

五、本実施細則は、印刷配布された日から執行される。人事教育局が解釈に責任を持つ。

「中国科学院『百人計画（1994 年開始）』招聘方式の調整に関する若干規定」印刷配布に関する通知

科発人教字〔2002〕323 号

当院所属の機関各位

2002年下半期の人材招致業務は、引き続き「中国科学院『百人計画』管理実施細則」（人教字〔2001〕158 号）に基づいて実施する。各研究所は、候補者の資格審査から、着任スケジュールの確定および既存の学科、プロジェクト、チームとの組み合わせなどの各方面を厳重にチェックし、本年度の人材招致業務を適切に実施すること。

中国科学院人事教育局

2002年9月20日

中国科学院「百人計画」招聘方式の調整に関する若干規定

研究所が人材招致の主な役割を十分に発揮し、新しいポストの設置、院の戦略的重点措置、重要研究およびプロジェクト、新興学科、学際分野と、人材招致との結びつきを強化して、限りある資源でより大きな効果を得られるよう、院は「百人計画」招聘方式を調整し、下記の通り若干の規定を制定する。

一、招聘ポストの確定

1.各機関は、そのイノベーション方案に照らし、科学技術目標に基づいて、特に新興学科、学際分野および院の重要プロジェクトが早急に必要とする人材に対応して、各機関の人材計画を制定し、院の「百人計画」弁公室に「百人計画」招聘ポストを申請する。

2.院の各主管業務局は、院の戦略措置および科学技術配置の調整などの状況に基づいて、各機関から提案のあった招聘ポストについて二次審査を行い、選出する。同時に、新たに設置された研究ユニットを含めた各機関の「百人計画」招聘ポストについても意見を提出する。

3.院の「百人計画」業務指導チームの審議を経て招聘ポストを確定し、関連メディアを通じて国内外に公表する。

二、招聘および申告方法

1.各機関は、公表されたポストに基づいて、国内外に向けて公募する。海外からの応募者については、必ず「中国科学院海外傑出人材招致の管理方法」に規定された海外傑出人材招致の基本条件を備えていなければならない。国内(院外)からの応募者は、現在の所属機関で研究員（教授）職に就いており、専門学科の分野において影響力のある研究成果を収めていること。院外の「国家傑出青年基金」取得者の招聘を奨励する。

各機関は、各自で人材を招聘し、資金援助の金額や方法については、院の「百人計画」関連規定を参照して各機関が独自に援助する。

2.院の「国家傑出青年基金（以下、「傑青」）の援助資金取得者は、取得した年または援助期間継続中に、いずれも直接「百人計画」に申請できる。

「百人計画」ポストの招聘人員および「百人計画」に応募した科学院「傑青」取得者は、「中国科学院『百人計画』選出資格申請表」に記入し、招聘機関が「百人計画」弁公室に申告する。院の資格審査終了後、「百人計画」指導チームの認可を受けて、「百人計画」選出資格を取得する。

三、待遇

「百人計画」選出資格の取得者には、「百人計画」選出者栄誉称号が授与される。ポスト手当や住宅補助などの待遇については、招聘機関が独自で確定し、招聘機関と選出者本人とで管理契約書を取り交わし確認する。

四、当院の優秀者支援

1.各機関は、既に着任して業務を開始している選出者のうち、以下の条件に合致する者について、科学院に「百人計画」専用経費援助を申請できる。

(1)選出者が着任6ヵ月以上経過していること。
(2)選出者の行う業務が、所属機関の研究イノベーションの方向性に合致し、今後の成長が多いに期待できること。
(3)選出者の所属機関が、既に選出者に対して十分な研究始動経費を支給しており、良好な研究業務および生活条件が整っていること。
(4)合理的に構成された研究チーム基盤ができていること。

(5)国家レベルのプロジェクトまたは科学院のイノベーションプロジェクトを担当していること。

2.審査手順と方法

院の「百人計画」弁公室は、年に1度、申請資料を受理し、各業務局と共同で審査を行う。

(1)専門家審議委員会を開き、申請者の学術レベル、業務実績について客観的かつ公正な評価を行う。

(2)各業務局は、専門家審議委員会の審査結果に基づき、院の戦略行動計画措置の重点分野の方向性や新たに設置された研究ユニットの需要度に照らして、援助対象となる優秀者を選出する。

(3)院の「百人計画」業務指導チーム会議を開催し、援助対象とする優秀者を確定する。

3.援助方法

(1)院の援助対象となる海外傑出人材および国内(院外)人材については、所属機関からの援助資金に加え、院から150万元の専用経費をもって援助する。

(2)「百人計画」選出者栄誉称号を授与された院内の「傑青」取得者については、基金取得プロジェクトが完了し、基金委員会の審査を通過した後、「中国科学院『百人計画』優秀者支援申請表」と「国家傑出青年科学基金総括報告」に記入し、国家自然科学基金委員会経費援助の通知書と合わせて、科学院の「百人計画」弁公室に申告する。院は100万元の専用経費をもって援助する。

五、評価と後続支援

「百人計画」選出者栄誉称号の取得者に対しては、ポスト着任年限制を実施し、原則として任期は3年とする。任期終了後(院内の「傑青」取得者は院からの資金援助終了後)に科学院の最終評価を受け、優秀選出者で特に既に良好な研究チームを形成している選出者に後続支援を実施する。

六、契約を履行できない個人については栄誉称号を取り消し、経費を回収する。契約を履行できない、または管理業務が徹底していない機関に対しては通告批判を行う。

七、本規定と既存の規定が合致しない場合は、本規定に準ずる。

八、本規定は2003年から実施する。人事教育局が解釈に責任を持つ。

国家傑出青年科学基金
（2002 年 12 月 13 日）

国家傑出青年科学基金は、科学技術分野における青年技術者の成長を促進し、海外の研究者が帰国して就職することを奨励し、世界最先端の科学技術分野に進出できる優秀な学術的リーダーを育成することを旨としている。同基金は国内および、在外ではあるが間もなく帰国して就職予定の満45歳以下の優秀な青年研究者に対し、中国本土において自然科学基礎研究業務に従事するための資金援助を行うものとする。

一、国家傑出青年科学基金申請の要件

1. 社会主義の祖国を熱愛し、良好な研究態度と科学研究に対する高い道徳観を有していること。

2. 申請年の1月1日時点で45歳未満であること。

3. 一般に博士号取得または、准教授クラス相当（准教授クラス含む）以上の専門職務についていること。

4. 国内外の同分野の研究者が認める突出した革新的実績や技術成果を収めており、専門分野または関連分野の発展に対して重要な貢献または国民経済および社会の発展に大きな影響を及ぼしていること。

5. 国内で研究に従事するために必要な実験条件および人的、物的条件などを備えており、本基金の助成研究業務に注ぐための十分な時間と精力を有していること。

6. 申請者は中華人民共和国の国籍を有していること。中国本土の申請者招聘機関は、申請者の固有かつ唯一の任用機関であること。資金援助期間内は、少なくとも年に6ヵ月以上は中国本土で研究業務に従事できること。中国本土とは、香港、台湾、マカオを除いた省、自治区、直轄市を指す。

二、注意事項

1. 国家傑出青年科学基金は、申請者本人の学術レベルおよび潜在的革新能力の審査を重視しており、競争の公平さを保つためにも、申請書に「プロジェクトメンバー」は記入しない。

2. 申請書の摘要部分には「主要な学術実績」を記入する。

3. 本基金は、人材プロジェクトであるため、プロジェクト名称欄には具体的な研究課題名ではなく「研究分野」を記入する。

4. 申請書の添付書類には、論文の収録および引用状況が収録されたリストのみを提出する。

三、申請と申告

国家傑出青年科学基金への申請は、国家自然科学基金申請書と共通のものを使用し、「国家傑出青年科学基金申請書本文記入要綱」に従って記入する。正しい情報を記入して申請書を作成し、関連する付属資料も提出する。所属機関の学術委員会または専門家チームは、規定条件に照らして優秀な申請者を選出し、審査後、推薦意見を記入して署名した後、「2008

年度国家自然科学基金プロジェクト申請と終了申告など関連事項に関する通告」（以下「通告」）に基づいて自然科学基金委員会に申告する。

税関の帰国奉仕留学者に対する免税国産車購入管理法
1992 年 10 月 27 日

第一条 帰国奉仕留学者の自家用免税国産車の購入の管理を強化するため、「中華人民共和国税関法」、「中華人民共和国税関の入境・出境旅客貨物に関する監督管理法」及び現行の関連規定に基づき、特に本法を制定する。

第二条 本法は、国外の正規の大学（大学院）に登録して学び、卒業（終了）した者及び研修（海外での研修、合同研究を含む）期限が一年以上の者で、帰国して就職し、免税国産車を購入する留学者に適用される。

第三条 上記の者が免税国産車を購入する場合、まず本人が所在地の税関に出向き、（以下、申告税関官署と称する）免税手続きを申請し、あわせて下記証拠書類及び証明書（原本）を税関に提出する。

1. 本人の有効なパスポート。
2. 自身が駐在する国の在外大使館・領事館発行の「留学者証明書」。
3. 警察機関発行の国内居住証明書。
4. 雇用機関の上層部が発行する証明書。
5. 入国時に税関により押印済みの有効な税関申告書。
6. 申請税関官署が提出を求めるその他の証明書。

第四条 税関は、申請者が提出した関連証拠書類を検査照合し、条件に適合するものに「帰国人員国産車購入許可書」（以下、「購入許可書」と称する）を発行し、調査記録を手渡す。

第五条 申請者は、税関が発行した「購入許可書」を持参して直接、自動車生産メーカー（または申告税関官署の所在地にあるメーカーの販売部）へ出向いて自動車を購入する。生産メーカーは、申請人が所持する「購入許可書」と税関の通知に基づいて、免税外国為替レートで計算し、納品する。生産メーカーは、定期的に税関に販売状況を報告し、照合抹消手続を申請する。

第六条 上記の者が購入した免税国産車は、免税輸入車両とみなし、税関の監督管理年限を6年とする。所有者は、納車から2年間は名義変更や譲渡をしてはならない。税関の監督管理年限内に免税車両の名義変更や譲渡を行う場合、車両の所有者は、事前に報告して税関の許可を得るとともに、税金の不足分を納めなければならない。

第七条 税関の許可を得て名義変更・譲渡する車両については、交通部門が、税関発行の

証明書に基づいて、車両購入付加税証明の名義変更及び譲渡手続きを行う。新しい所有者は、車両購入付加税を追加納付しなければならない。

第八条 免税国産車を購入した上記の者は、毎年自発的に税関に届出を行い、該当車両の年1回の検査を行わねばならない。当該免税車両が既に監督管理年限に達した場合、税関に管理手続きの解除を申請しなければならない。

第九条 税関の管理監督年限内に、理由なく、税関による年1回の免税車両の検査を拒否した場合、または許可を得ないで勝手に車両を譲渡あるいは違法転売した場合、税関は、該当者に対して「税関法」及び関連規定に基づいた処置をとる。

第十条 本法は発布日より実施する。

「帰国奉仕海外留学者の現金による個人用国産自動車の購入に関する問題についての通知」

税関本部、国家計画委員会、国務院刑事貿易事務所、財政部、交通部、国家税務局、中国自動車総合会社

1992 年 10 月 12 日

党中央の出国(海外)留学事業に関する指示を徹底させ、留学者の帰国奉仕の現実的問題を解決し、国産自動車工業を保護し、その発展を促進するため、検討の結果、帰国奉仕する海外留学者が現金で個人用国産自動車を購入することを許可することとする。ここに自動車購入に関する問題について以下のように通知する。

一、国外の正規の大学(大学院)に登録して学習し、卒業(終了)した者、及び一年以上研修(出国研修、共同研究を含む)した留学者が帰国して就労する場合、自らの駐在する国の在外大使館発行の「留学者証明書」、雇用主の上層部が発行する証明書、警察発行の国内居留証明書、及び有効な入境(入国)申告証明書、所在地の税関発行の「帰国者国産車購入許可書」を所持すれば、免税限度額内かつ国外から持ち込んだ外貨(現金、小切手を含む)の金額内で、現金にて免税国産車1台を購入することができる。

二、購入できる自動車の種類:北京吉普汽車有限公司(北京吉普自動車有限会社)の「チェロキー」、上海大衆汽車有限公司(上海大衆自動車有限会社)の「サンタナ」、天津微型汽車廠(天津軽自動車工場)の「シャレード」、広州標致汽車有限公司(広州標致自動車有限会社)の「プジョー505」、第一大汽車有限公司(第一自動車グループ会社)の「アウディ」、一汽大衆汽車有限公司(一汽大衆自動車有限会社)の「ジェッタ」、「ゴルフ」、神龍汽車有限公司(神龍自動車有限会社)の「シトロエン」、国営長安機器廠(国営長安機械工場)の「アルト」、貴州航空工業公司(貴州航空工業会社)の「スバル」、及び上記メーカーのその他のミニバン。

三、帰国し、就職する留学者が現金で購入した国産軽自動車は、これを免税輸入品とみなし、その重要部品または付属品についても、輸入段階における関税(訳者注:部品輸入税)、付加価値税(または工商統一税)、ならびに特別消費税および登録免許税、車両購入税の徴収を免除する。

四、留学者と企業の利益を保証するため、上記免税車の生産と販売の管理を強化し、帰国留学者に現金での車両購入の機会を提供するが、流通及び販売分野には介入しない。国産自動車の購入を許可された留学者は、税関が発行する「帰国者国産車購入許可書」を持参して、直接、上記メーカーへ出向いて車両を購入すること。各メーカーは優先的に商品を提供

すること。

五、帰国し、就職する留学者に提供された自家用免税国産車は、税関の管理監督年限内には譲渡や転売をしてはならない。具体的な管理監督年限及び申告、管理手続きについては、税関の”外国企業常駐代表事務所及び非居住長期旅客に対する輸入自動車関連規定”を参照し、これを執行する。税関が名義変更または譲渡を許可した車両は、各地の交通部門が、税関発行の証明書に基づいて、車両購入付加税証明の名義変更及び譲渡手続きを行う。同時に新しい所有者に対し、車両購入付加税を追加徴収しなければならない。

税関本部「在外留学者の帰国時携行入国手荷物に対する優遇に関する通知」
1992 年 8 月 23 日

中央政府の出国留学業務に関する方針をさらに徹底して行い、改革開放政策の実施による発展に対応するため、また在外留学者が帰国して就職し、社会主義国家の建設に貢献することを奨励するため、検討の結果、在外留学者の帰国時携行入国手荷物については税関において優遇措置をとることを決定した。ここに、関連事項について以下のように通知する。

一、因公普通旅券（訳者注：因公普通旅券は2007年に”公務普通旅券”に名称変更されている。”公務旅券”とは異なる。）または公務旅券を所有する留学者は、直近の出国日から入国日まで、また、因私（私用）普通旅券を所有する私費留学者は、国外での入学手続日から卒業日までで、在外滞在期間6ヵ月（180日）ごとに、以下の規定に基づいて携行手荷物の持ち込みを認可する。

（一）下記物品のうち、任意の一点を免税とする。小型コンピュータ、ハンディビデオカメラ、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、CDプレーヤー、DVD（VCD）プレーヤー、ビデオ一体型テレビ、家庭用エアコン、ビデオデッキ、オーディオコンポ、ピアノ、ラジカセ、オートバイおよび500元以上、1000元以下のカメラ、電子楽器、その他生活用品。

（二）下記物品のうち、任意の一点を免税とする。ワープロ、200元以上、500元以下の電子ピアノ・オルガン、民生用カメラおよびその他生活用品。

二、留学者が自己使用のため携行した適切な数量の食品、衣料、服飾品、美術工芸品、腕時計、200元以下のその他学習、生活用品および当人の学習研究文献書籍、必要な研究設備については、免税で持ち込みを認可する。

三、因私普通旅券を所有する留学者が留学期間中に臨時に出入国した場合は、”海関総署、国家教育委員会、外交部の89）署監二字第723号連合通知”の規定に基づき、携行入国手荷物に対する計算期間は、直近の出国日から卒業日までとする。

四、国外の正規の大学（単科大学）において、卒業（修業）までの在籍期間、または研修（出国研修、研究協力含む）期間が1年以上の留学者が帰国して就職する場合、上記の免税優遇のほか、我が国の在外大使（領事）館が発行した「留学人員証明」および雇用機関の上級主管部門が発行した証明、および公安部発行の国内居留証明に基づき、国内で現金にて購入した自家用の国産小型車1台について、当人の免税枠内とする。税関は、その自動車の重要パーツまたは部品セットの部品輸入税について免税手続きをとる、自動車の購入や管理、

免税手続きの具体的方法は別途規定する。

五、留学者の帰国に際し、在外滞在期間が6ヵ月（180日）以上の場合、6ヵ月間を対象に上記の対象品の持ち込みを認可し、残りの在外滞在期間が150日を超えていた場合は、これも6ヵ月とみなして持ち込み品の数量制限を計算する。

六、留学者携行入国手荷物の認可手続

（一）因公普通旅券または公務旅券の所持者は、旅券のみで手続きが可能である。

（二）因私普通旅券の所持者は、旅券および在外大使（領事）館発行の「私費留学人員証明」および卒業（修業）証書に基づいて手続きを行う。「私費留学人員証」を提出できない者は、後から追加発行手続きができる。また、旅券のみでも別途規定に基づいて認可手続きを取ることができる。

七、すでに外国籍を取得した留学者の入出国携行手荷物については、”外国籍華人に関する規定”に基づいて処理を行う。

八、因私普通旅券を所有している留学者が、国外での学習期間中に臨時出入国する場合の携行入国手荷物については、旅券に基づいて別途規定により処理する。

九、在外滞在期間中に勤務、帰省、休暇、講義および学術交流などへの参加等を目的として短期帰国した留学者の携行入国手荷物のうち、個人で使用する税関制限用品で、出国時に持ち出すものについては、税関に申告後、暫定的に免税で持ち込むことができる。出国時にはそのまま持ち出すこと。

本通知は、通知受理日より実施する。すでに帰国した者で、税関の定める有効期限内の税関申告証明を持つ留学者は、手荷物について本通知に基づいて処理する。現行規定と、本通知が一致しない部分は本通知に従うものとする。本通知が言及していない検査および認可内容については、現行規定に基づいて処理する。実施中に問題が生じた場合はただちに税関本部に報告すること。

税関本部「留学帰国者の携行入国手荷物の管理問題に関する通知」
1994 年 7 月 18 日

改革開放政策実施後の新たな情勢や出国留学業務の拡大需要に対応するため、各部門の関係を調整し、国際的慣例に鑑みて、国家教育委員会、公安部、外交部は、1993年11月1日から、国家公費派遣および部門（組織）公費派遣による出国留学者は、原則として因私（私用）普通旅券を使用することと決定した。この変更に伴い、税関は、留学者の携行入国（入境、訳者注：原文では、香港、マカオ等への往来を含む”入境”となっている）手荷物管理問題について以下のように通知する。

一、本通知の指す「留学者」とは、学習や研修を目的として、国外の正規高等教育機関および科学研究機関において、学習、学位取得、研修業務、科学研究、学術交流などのために、連続して6ヵ月以上居留する者を指す。国外（境外）の会社、企業で就職する「研修生」および語学留学の「就学生」は含まない。

二、留学者は、在籍する学校や科学研究機関で登録手続きをとった後、本人の旅券および正規の入学通知などの有効な証書を持参して、最寄りの在外大使（領事）館に届け出ること。

三、留学者の携行入国（入境）手荷物について、税関は、在外大使（領事）館が発行した「留学帰国者証明」、留学者本人の旅券、卒業（修業）証書または関連する学歴証明などに基づき、公務出国者の関連規定に準じて検査および認可手続きを行うものとする。

四、留学帰国者の携行手荷物について公務出国者の規定に準じて手続きを行う際は、税関は、実質上の在外学習時間（入学手続日から卒業または修業日まで）に基づいて検査および認可手続きを行う。但し、国外での学習期間中に臨時に入出国（境）をしたことのある者は、その携行入国（入境）手荷物について、直近の出国日から卒業日までの期間で計算する。

五、海外に1年以上滞在し、学習、研修を終えて帰国した留学者が、国産小型車の免税購入を申請した場合は、本通知第一条で述べた範囲をもって処理する。1年未満の者については、税関は、国産小型車の免税購入申請を受理しないものとする。

六、留学帰国者の所持する証明書や証書が条件に合致しない、または留学期間中に臨時に出入国した者や卒業（修業）後の国外滞留期間が1年を超えた帰国者については、税関は、所持している旅券に応じて、「税関の中国籍人員の出入国（境）手荷物の管理規定」に基づいて処理する。

七、因公（公務）旅券で出国し、在外大使（領事）館で因私普通旅券に切り換えた留学者の携行入国（入境）手荷物については、本通知に基づいて処理する。

八、本通知は1994年9月10日から施行する。施行中に問題が発生した場合は、ただちに税関本部に報告する。

ハイレベルな海外留学人材の入国居留に便宜を図る新措置
（2004 年）

本サイト2月５日付記事　ハイレベルな海外留学人材が、多様な形式で祖国に貢献するための入国、居留に便宜を図るため、教育部国際合作交流司は、このほど「ハイレベルな海外留学人材の身分証明手続に関する通知」を印刷配布した。

世界貿易機関（WTO）に加盟以来、我が国では高い創造性を備えた人材に対する需要が高まっている。激しい国際競争の中で主導的な地位を占めるには、ハイレベルな海外留学人材が帰国や他の多様な形式で祖国に貢献できるよう、有利な条件や環境を整えるべく努力しなければならない。このため、教育部の関連部門は、「ハイレベルな海外留学人材の身分証明手続に関する通知」を印刷配布し、すでに外国籍を取得したハイレベルな海外人材が多様な形式で祖国に貢献できるよう入国や居留に便宜を図る。これは、ハイレベルな海外留学人材が実務的な問題を解決するために提供する全面的サービス措置の一環である。

教育部の委託を受け、教育部留学サービスセンター（中国留学サービスセンター）が、ハイレベルな海外留学人材の身分確認業務を担当する。

ハイレベルな海外留学人材とは主として以下の人材をいう。

1．我が国の高等教育機関または科学研究院および研究所に招聘されて、学校や研究院、研究所における指導者的職務、あるいは教授、助教授、正・副研究員（特別招聘、講座、名誉、客員など含む）の職に就く、外国籍を取得した留学人材。
2．我が国の高等教育機関、科学研究院および研究所と、任期1年以上の授業、科学研究、学術活動などの提携協議を締結し、頻繁に帰国する必要のある、外国籍を取得した留学人材。
3．国内企業または国内に本人が設立した会社において、上級管理職（副総経理以上）の任務に就いている外国籍を取得した留学人材。
4．中央政府または地方政府と国外組織が調印した国家級、省・部級の科学技術プロジェクトや重要な工事契約を担当する外国籍を取得した留学人材。
5．中国に投資した金額が、各地方の投資額の中で一定ライン以上に達した外国籍を取得した留学人材。
6．西部地区に赴任して、授業、科学研究、企業設立などを行い、国家の西部大開発戦略に貢献した、外国籍を取得した留学人材。

申請手続

申請者は、国内の在職機関において「教育部国際合作交流司 海外留学人材身分審査表」に記入し、旅券の個人資料記載ページ、国外の学歴（学位）証書、「海外留学人員証明書」のコピーを提出する。所属機関は、照合してこれに同意し、所見に署名をした後、上記資料を上級主管部門、または所在地の省、自治区、直轄地、副省級市の教育庁（教育委員会）に提出して審査を受ける。受領機関は、1週間以内に審査し、所見に署名後、これら資料を教育部留学サービスセンターへ送付する。教育部直属の組織は、これら資料を直接、教育部留学サービスセンター投資事務所へ送付してもよい

上記条件に該当する者は、有効期間内の旅券と必要な証明書類および「教育部国際合作交流司 海外留学人材身分確認書簡」を持参して、現地の公安出入国管理部門に行き、ビザ（査証）および居留手続きを行うこと。

上海市帰国留学者科学研究経費資金援助管理の暫定方法
（1993 年 2 月 26 日）

第一条 帰国留学者が、その専門性や頭脳、才智を十分に発揮できるよう、また、帰国後に滞りなく科学研究業務を開始できるよう支援することを目的に、本方法を特に制定する。

第二条 本方法は、出国して留学し、1990年以降に修学して帰国した人員、およびまもなく帰国する予定の人員で、上海市の高等教育機関、科学研究院および科学研究所、または民間の科学研究機関の招聘を受けて、自然科学技術の研究業務に従事する者に適用される。

第三条 国外で博士号を取得した者や国外でポスドク研究に携わっていた留学者が帰国して上海で就職した場合、上海市帰国留学者サービスセンターの推薦を受け、市人事局と市科学委員会の共同認可を得た後、市科学委員会から、科学研究始動経費2万元の支給を一度に限り受けることができる。経費の使用については、市科学委員会が責任を持って管理する。

第四条 国外で学士学位以上を取得し、年齢満35歳以下で、専門分野を学んだ留学者は、市科学委員会に「上海市青年科学技術啓明星計画」の科学研究経費を申請することができる。諸条件が同等の申請者がいる場合、帰国留学者が優先的に援助を受けられる。助成額は5万元とする。

第五条 研究内容が、国家や当市の科学技術研究重要課題または基礎研究における重点分野や方向性に合致している帰国留学者は、市科学委員会に研究経費を申請できる。諸条件が同等の申請者がいる場合、帰国留学者が優先的に援助を受けられる。助成額は、実際の需要に応じて査定する。

第六条 帰国留学者で、ハイテク産業化プロジェクトに従事する者は、市科学委員会に「上海市タイマツ（火炬）計画」の利子補給融資を申請することができる。諸条件が同等の申請者がいる場合、帰国留学者が優先的に援助を受けられる。融資額は、実際の需要に応じて査定する。

第七条 帰国留学者が上記第四、五、六条の助成金や利子補給の融資を申請する際は、所属機関を通じて市科学委員会に本人が申請することができる。また、上海市帰国留学者サービスセンターの推薦を受ける方法もある。市科学委員会がそれぞれの管理方法に基づく審査を実施し、認可されれば経費が支給される。

第八条 助成金および利子補給の融資の支給、使用については、市科学委員会が「上海市

科学技術発展基金管理方法」、「上海市青年科学技術啓明星計画管理方法」、「上海市タイマツ（火炬）計画管理方法」などの公用文書の規定に基づき、それぞれ管理を行う。

第九条　本方法は公布日から実施される。

北京市来京留学者による創業、就職の奨励に関する若干規定
（2000 年）

第一条 留学者が北京に来て創業、就職することを奨励し、”中関村科学技術園”（中関村科学技術パーク）の発展スピードを高め、ハイテク産業の成長とイノベーションシステムの構築を促進するため、本規定を制定する。

第二条 本規定の称する留学者とは、政府公費派遣または私費留学した者のうち学士以上の学位を有する者、高級”職称”（職位）にある専門技術者、管理職者を指す。

第三条 来京留学者の創業、就職の主な方法
（一)技術出資または投資形式で単独出資、合弁のハイテク企業を設立する。
（二)経済活動を行う機関や研究開発機関を自分で設立または賃借する。
（三)学術交流、科学研究協力を実施、または科学研究プロジェクトを担当する。
（四)事業機関や大中規模国有企業、その他経済組織に就職、または兼職する。
（五)ポスドク流動ステーションにおいてポスドク研究業務に従事する。
（六)当市に駐在している海外企業や機関で業務を行う。
（七)その他。

第四条 留学者の来京による創業、就職については、出国前の戸籍所在地による制限は受けず、雇用主の証明または工商局の営業ライセンスなどにより、人事局で「北京市（留学者）業務寄留証」を取得することができる。留学者は、長期在住も短期就職も可能で、出入は自由とする。

第五条 留学者(配偶者と子女含む)のうち、外国籍取得者は、「北京市（留学者）業務寄留証」により、公安局で、2年間有効の「外国人居留証」および1年間の数次査証（マルチビザ）を取得することができる。短期間の北京滞在で、期日までに出国できない場合、申請すれば査証（ビザ）を延長することができる。時間的な問題やその他の原因により国外で入国査証（ビザ）が取得できなかった場合、関連規定によりイミグレーションで取得することができる。

来京して創業、就職した留学者が、業務や学習、視察または学術活動への参加などで再度出国（境）する場合、関連部門は手続きを簡略化すること。

第六条 中国の旅券（パスポート）を所有している留学者が、北京での創業、就職に際して北京市の常住戸籍が必要である場合、「北京市（留学者）業務寄留証」に基づき、市公安局において関連規定に照らして戸籍手続をすることができる。

北京市戸籍を取得した留学者は、配偶者および18歳以下の子女も共に転居でき、産児制限超過費用（違反金）は徴収しない。他に子女がいない場合は、既に就職している子女も同行できる。

第七条 短期帰国により来京して創業、就職する留学者に対しては、雇用主は、契約形態により住居を提供してもよい。中国旅券（パスポート）所持者は、「北京市(留学者)業務寄留証」があれば、同市行政管轄区内で、分譲住宅、低価格分譲住宅および分譲認可を受け、既に販売された公舎（訳者注：国有企業などの「社宅・公舎」（公房）として建設された家(マンション)を市場に流通させたもの）を購入することができる。

第八条 来京して創業、就職する留学者の子女の託児所への入所および義務教育学校への入学については、居住する区または県の教育行政管理部門が手配し、入学、転校の手続きを取る。政府規定以外のいかなる費用も徴収してはならない。既に国外の高等教育機関に就学している子女は、北京地区の高等教育機関に編入申請することができる。大学院生が全国統一試験を受験する際に、申請条件が同等の受験者がいる場合、市の高等教育機関は留学生の子女を優先的に採用すること。

第九条 留学者が来京して企業を設立する場合、中国旅券（パスポート）があれば、直接登記できる。登記資本金は最低ラインを基準とする。

第十条 来京して創業、就職する留学者が、技術移転、技術開発業務およびそれらに関連する技術顧問、技術サービスなどで得た収入に関しては、関連部門の認可を経て営業税は免除とする。留学者が、中関村科学技術園区内に設立したハイテク企業は、市のハイテク企業向け各種優遇政策を受けることができる。

第十一条 留学者が中関村科学技術園区内で創業、就職して得た合法的収入は、法にしたがって納税するものとする。税務部門の照合を経て専用証明書を作成した後は、全額外貨に両替し、国(境)外へ持ち出しまたは送金することができる。

第十二条 留学者が開発、生産したハイテク・プロジェクトや製品は、北京市科学委員会の科学技術産業資金を申請することができる。市は、科学技術経費のうち、毎年、一定割合を留学者の科学研究活動専用枠として設け、留学者が設立したハイテク企業の利子補給融資に充当する。

第十三条 来京して科学研究を行う留学者のうち、技術改良プロジェクトに従事する者や、特

許および自身の発明による研究プロジェクト、新製品、新技術を所有する者については、雇用主は、実験場所、設備など、必要な環境を提供するものとする。また、必要経費を援助し、国内外からのアシスタント募集を許可する。

第十四条 来京して創業、就職した留学者が研究業務上、国外から少量の試薬、原料、部品などを輸入する必要がある場合、所属機関が税関に申請を出し、認可を得た上で免税とする。必要な外貨は、規定に沿った有効な証明書、領収書などに基づいて、外貨管理部門の認可を得て、指定銀行にて購入する。

第十五条 留学者が卒業後1年以内に帰国して就職した場合、税関の「帰国就職する海外留学者の自家用小型乗用車購入規定」に従い、国産小型車1台を免税で購入できる。

海外の長期居住権または外国籍を取得した留学者が、北京で1年以上就職する場合、携行した適切な数量の個人用荷物や耐久消費財、小型自動車1台などについては、「訪中就職する国外専門家の携行品持出管理規定」に基づいて処理する。

第十六条 当市の企業および事業組織が留学者を雇用する場合、報酬は雇用者と当人が協議することとし、優遇する。企業が雇用する場合は、情況に応じて自社の給与基準にて決定する。事業組織が雇用する場合は、組織内の同等の職員と照合して優遇する。突出した実績があれば、当人給与の10倍以内で特別招聘ポスト手当を支給してよい。

第十七条 帰国留学者が、当市の科学研究、教育、衛生事業組織または、企業で”技術専門職称”（技術専門職位）に就いた場合、社内や事業組織内の職称の制限枠にはカウントしないものとする。国外で未だ技術専門職称を取得していない留学者は、市人事局が海外での経歴や学識などに基づいて”職称”を認定する。国外で我が国と相互認定している専門職資格を取得した留学者は、関連部門で、対応する専業技術資格証書の手続きを取ることができる。

第十八条 国家関連規定に基づき、留学者の就職経験年数は、出国前、海外滞在期間および帰国後の年数など、累積できる場合は累計してカウントする。留学者は、当市規定に基づき、社会保険に加入できる。

第十九条 市の科学研究、教育、衛生事業組織が、来京した留学者を積極的に招致することを奨励する。各組織の編制、人員増、基本給、給与総額などの各制限枠内には、留学者はカウントしない。

第二十条 突出した実績のあった留学者を評価するため、北京市政府は北京市留学者創業

賞を設立した。受賞者は、関連規定に基づいて、科学技術進歩賞などの国家の報奨制度を申請できる。

第二十一条 留学者が北京において創業、就職する意欲を引き出すため、留学者創業園区の整備に力を入れる。留学人材データバンクを作成し、海外の留学者の受け入れ窓口となるウェブサイトを立ち上げ、北京の科学技術発展情報、産業案内などを重点的に紹介する。また、留学者に関連する政策情報なども提供する。

第二十二条 留学者の合法的権益を法的に保護する。関連する法律・法規の規定に基づいて、留学者の北京における創業や就職の成果、合法的収入、その他の権益などを保護する。

第二十三条 市人事局が留学者の資格認定を担当し、他の関連部門と協力して、丁寧で効果的かつ簡便な「ワンストップオフィス」サービスを留学者に提供する。来京して創業、就職する留学者に良好な環境を提供すべく努力する。

第二十四条 本規定の実施における具体的な問題については、市人事局が解釈に責任を持つ。

第二十五条 本規定は2000年5月1日から施行する。以前に公布された留学者の北京における創業、就職に関する規定のうち、本規定と一致しないものは、本規定を基準とする。

あとがき

本報告書は、独立行政法人科学技術振興機構中国総合研究センターが平成２０年度に株式会社三菱総合研究所に委託した「日中の研究者の交流状況に関する現状及び動向調査」の成果をまとめたものである。

本調査を実施したプロジェクトメンバーは以下の通りである。

・委託先担当機関　株式会社三菱総合研究所

大野　進司	科学・安全政策研究本部科学技術研究グループ	主席研究員
石里　宏	海外事業研究センター国際戦略研究グループ シニアコンサルタント	
山本　芳嗣	科学・安全政策研究本部科学技術研究グループ	研究員

・編集者：

角南　篤	中国総合研究センター	副センター長
細川　洋治	中国総合研究センター	参事役
単　谷	中国総合研究センター	フェロー兼主査
秦　舟	中国総合研究センター	フェロー

「日中の研究者の交流状況に関する現状及び動向調査」　報告書

独立行政法人　科学技術振興機構　イノベーション推進本部　研究開発戦略センター
中国総合研究センター

平成 21 年４月

〒102-0084 東京都千代田区二番町３番地
Tel： 03-5214-7556
Fax：03-5214-7385
http://www.spc.jst.go.jp/

平成 21 年４月　Copy right © 2009 JST/CRC

許可なく複写・複製することを禁じます。
引用を行う際は、必ず出典を記述願います。